

新宿区

町会・自治会 活性化推進プラン

令和7(2025)年4月



新宿区町会・自治会活性化推進プランの策定にあたって

町会・自治会は、防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等、様々な地域活動を行うことで、新宿区における安全・安心で快適な地域コミュニティづくりの中心的な役割を担ってきました。都心であり、地方からの移住者も多い新宿区ではありますが、町会・自治会の活発な活動により、住民同士のコミュニケーションがはかられ、住みやすさが保たれてきました。

しかし、生活様式や価値観の多様化等により、町会・自治会への加入率の低下や活動の担い手不足が深刻化しており、今後、地域の活力が低下していくことが危惧されています。

こうした状況の中、区民の皆様や地域で活動する様々な団体が、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、連携することが、町会・自治会及び地域コミュニティの活性化には必要となると考えました。

そのため、区では、令和6年度に「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」を制定するとともに、町会・自治会活性化のために必要な施策を推進するための「新宿区町会・自治会活性化推進プラン」を策定しました。

推進プランでは、条例を推進するための基本目標などを定め、地域コミュニティの活性化に資する取組について施策の方向性ごとに整理しました。全庁横断的に具体的な取組を展開し、町会・自治会の活性化を図ることにより、将来にわたり地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちの実現に取り組んでまいります。

結びに、推進プランの策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただいた町会長・自治会長の皆様をはじめ、新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例検討委員会委員の皆様に心より御礼申し上げます。

令和7（2025）年4月



新宿区長 吉住 健一

目次

| | |
|--|------------|
| 第1章 推進プランの概要 | 3 |
| 1 策定の背景・趣旨 | 3 |
| 2 位置づけ | 4 |
| 3 期間 | 5 |
| 4 構成 | 5 |
| 5 条例及び推進プランの検討経過 | 6 |
| 第2章 町会・自治会及び地域コミュニティを取り巻く現状と課題 | 8 |
| 1 町会・自治会の現状 | 8 |
| 2 町会・自治会を取り巻く地域コミュニティの主体と現状 | 14 |
| 3 現状からみえる課題 | 18 |
| 第3章 町会・自治会及び地域コミュニティの活性化推進に向けて | 20 |
| 1 推進プランの目指す姿 | 20 |
| 2 基本目標 | 20 |
| 3 施策体系 | 22 |
| 第4章 施策の方向性と取組 | 24 |
| 基本目標Ⅰ 町会・自治会の持続可能な運営を推進します | 24 |
| 基本目標Ⅱ 地域で活動する様々な主体による地域コミュニティへの参加・協力・連携を推進します .. | 47 |
| 基本目標Ⅲ 安全安心で暮らしやすいまちづくりのための活動を推進します .. | 63 |
| 資料編 | 100 |

第1章 推進プランの概要

1 策定の背景・趣旨

新宿区では、それぞれの地域で暮らし、働き、活動する人々が交流し、絆をつくり、その地域の歴史や文化を大切にしながら、豊かな地域コミュニティを形成してきました。

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等の様々な活動を行い、地域コミュニティの発展に寄与してきました。町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在です。

しかし、生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会への加入率の低下やその活動の担い手の不足が深刻化しており、暮らしやすいまちづくりに影響を及ぼすことが危惧されます。このため、町会・自治会の活性化を図り、新宿区の豊かな地域コミュニティを支える町会・自治会の取組を次世代に伝えていくことが大切です。

区は、令和6年12月に「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。条例では、町会・自治会の活性化の推進に係る基本理念を定め、町会・自治会、区民、事業者、マンション等建築主等、マンション等管理者等、小中学校・高校、大学・専修学校等、その他地域活動団体の役割及び区の責務を明らかにするとともに、これらが町会・自治会の活性化のために必要な施策（以下、「活性化施策」という。）に連携して取り組むことで、地域コミュニティの活性化を図り、暮らしやすいまちを実現することを目的としています。

この条例は、町会・自治会の活性化に関する理念や地域コミュニティのあるべき姿を示す条例であり、条例で掲げた目的を実現するためには施策の推進が求められます。また、条例の推進に必要となる施策を府内各部署が連携し、総合的に取り組むためには、共通のビジョンとして「基本目標」や「施策の方向性」を明確に示す必要があります。

そのため、活性化施策を体系化し、効果的・効率的に推進するため「新宿区町会・自治会活性化推進プラン」（以下、「推進プラン」という。）を策定します。

2 位置づけ

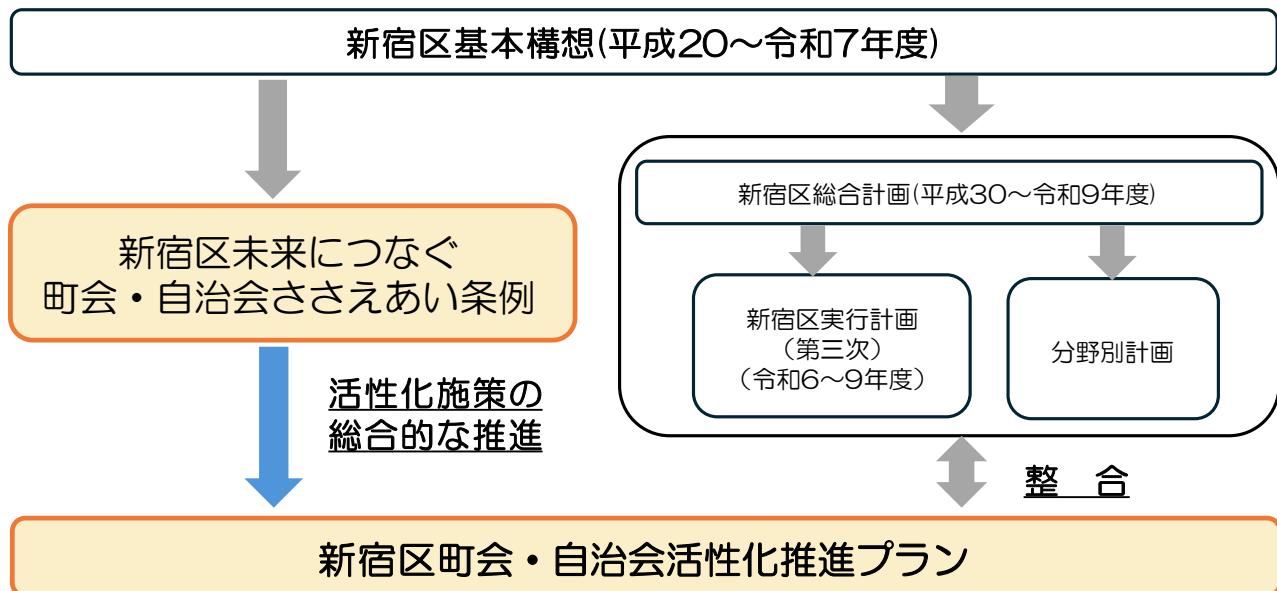
推進プランは、条例（第13条）に基づき策定する計画であり「新宿区総合計画」、「新宿区実行計画」及び「分野別計画」との整合を図りながら、活性化施策を体系化し、総合的に推進する施策について示します。

推進プランで推進する施策については、行政評価等により、分析及び検証を行います。

また、庁内各部署に調査を実施し、活性化施策における取組内容の変更等について確認を行い、必要に応じて見直しを図ります。

新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例

第13条 区長は、活性化施策を総合的に推進するための計画を定めるものとする。



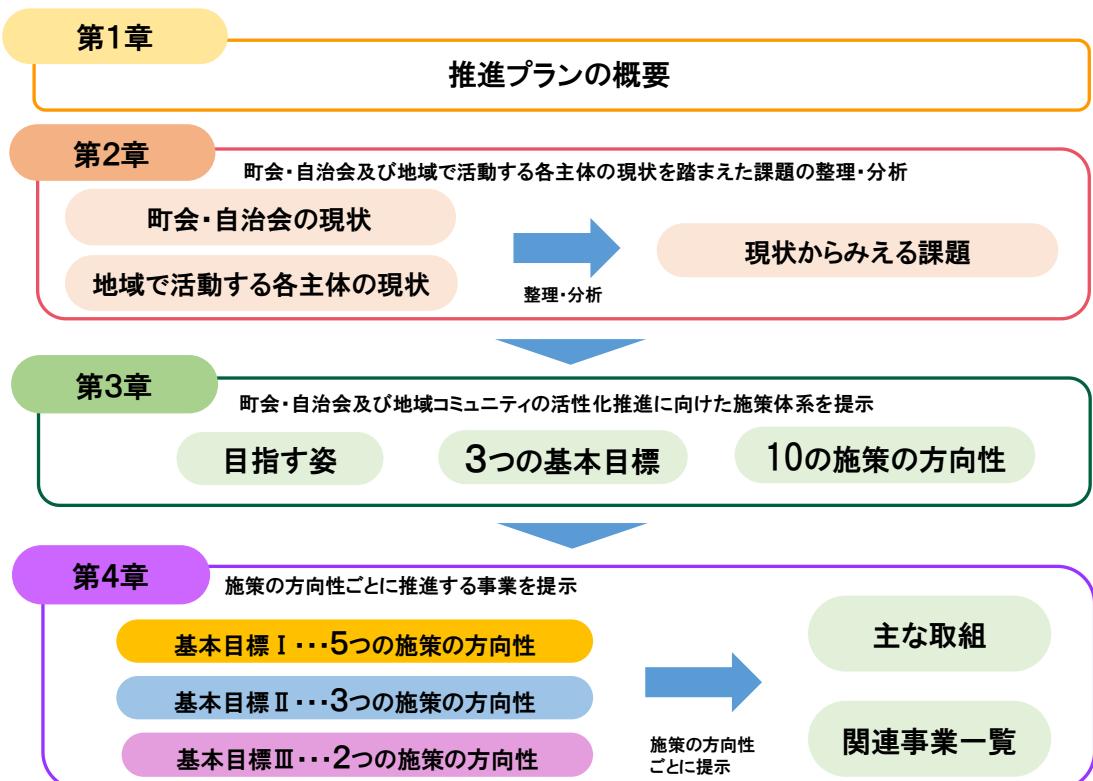
3 期間

推進プランは、「新宿区総合計画」及び「新宿区第三次実行計画」との整合を図るため、令和7（2025）年度から令和9（2027）年度までの3年間を計画期間とし、必要に応じて見直しを行います。



4 構成

推進プランは、新宿区の町会・自治会及び地域で活動する各主体の現状を踏まえて、町会・自治会及び地域コミュニティの活性化における課題を整理・分析し、町会・自治会及び地域コミュニティの活性化の推進に向けて、推進プランの「目指す姿」と3つの「基本目標」、これらを達成するための10の「施策の方向性」を定めるとともに、「施策の方向性」ごとに推進する事業を「主な取組」と「関連事業一覧」で示します。



5 条例及び推進プランの検討経過

条例の制定及び推進プランの策定に向けて「(仮称) 新宿区町会・自治会活性化推進条例府内検討会議」を設置し、府内各部署における活性化施策等の検討を進めました。また、府内における検討に加え、「町会・自治会との意見交換会」や「区長と話そう～しんじゅくトーク」など、様々な機会を通じて、広く意見交換や協議を行いました。

(1)(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会(P102 参照)

条例に関する検討を行うため、学識経験者、町会・自治会関係者、事業者、大学関係者及び公募区民等により構成する「(仮称) 新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会」を令和5年10月20日に設置しました。

検討委員会では、令和5年度から6年度にかけて条例の検討を行うとともに、府内の検討組織である「(仮称) 新宿区町会・自治会活性化推進条例府内検討会議」から報告を受けた推進プランの内容に対して助言等が行われました。



検討委員会の様子

(2)町会・自治会との意見交換会(P104 参照)

条例及び推進プランの検討にあたり、町会・自治会から意見を伺うための意見交換会を開催しました。令和5年度から6年度にかけて、区内10地区において各3回、延べ30回実施しました。

意見交換会では、条例や推進プランに関する意見のほか、町会・自治会の取組事例の報告や活動に関する課題などについて意見交換を行いました。



町会・自治会との意見交換会の様子

(3)中間報告会(P104 参照)

条例及び推進プランの検討状況に関して、広く区民等に共有するための中間報告会を令和6年3月23日に牛込簗原区民ホールで開催しました。

中間報告会では、区による条例骨子案の説明、新宿区内の大学・商店会による町会・自治会との取組事例の報告、学識経験者及び大学や町会・自治会等関係者によるパネルディスカッション等を行いました。



中間報告会の様子

(4) 区長と話そう～しんじゅくトーク(P105 参照)

令和6年7月18日から26日までの期間において、区長が区民と各地域の身近な課題等について直接意見交換を行う「区長と話そう～しんじゅくトーク」では、テーマを「地域コミュニティの活性化に向けて～（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例（素案）～」と設定し、新宿区内10地区において、条例及び推進プランなどについて意見交換を行いました。

(5) パブリック・コメント(P105 参照)

令和6年7月15日から8月14日までの期間において、条例（素案）の内容に対して、広く意見を募集するパブリック・コメントを実施しました。

(6) 地域説明会(P105 参照)

パブリック・コメントの実施にあたり、マンション関係者及び事業者等を対象に、条例（素案）について説明する地域説明会を令和6年8月3日と6日に開催しました。

(7) シンポジウム(P105 参照)

条例の制定に伴い、条例及び推進プランの内容等に関して、広く区民等に説明するためのシンポジウムを令和7年3月22日に牛込篠崎区民ホールで開催しました。

シンポジウムでは、区による条例及び推進プランの説明、地域連携についての講演や学識経験者、町会・自治会関係者及び条例検討委員会区民委員によるパネルディスカッションを行いました。



パネルディスカッションの様子

未来へ向けた町会の在り方

今回の条例制定をきっかけに
生活様式の変化や価値観の多様化等により
町会を取り巻く環境が変化しているということを
改めて認識しています。

これからの町会運営は現状に満足することなく、
自分たちが変わつていこう～という強い意識を持つ
新たな取り組みに挑戦していくことが
必要だと感じます。

12

**地域連携についての講演「次世代へのタスキ
～地域連携で未来につなぐ絆づくり～」**

新宿区町会連合会 山田 和男 副会長
(北新宿二丁目町会会长)

2. 繼続的な「まちかど防災訓練」による防災行動力の向上

- 毎年11月～12月上旬に多くの人が往来する町会のメイン通りを通行止めにして開催している「まちかど防災訓練」を実施。
- スタンダードバイブ訓練、起震車体験、防災展示、AED訓練、炊き出し訓練、その他体験などを実施
- 多くの参加者が気軽に防災を学ぶ機会、例年約150名が参加

13

**地域連携についての講演「シン・共助のカタチ
～地域一体で取り組む未来に繋げる防災力向上～」**

市谷台町会 御所窪 和子 会長

第2章 町会・自治会及び地域コミュニティ

1 町会・自治会の現状

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域において様々な活動を行う中で地域コミュニティの発展に寄与してきました。条例では、町会・自治会を「区の区域内の一定の地域に居住する者並びに事業者及び商店会その他の団体により形成された暮らしやすいまちの実現に取り組む団体」と定義しています。ここでは、新宿区における町会・自治会の現状について整理します。

【落合第一地区町会連合会】8団体

| | |
|-----------------|-------------|
| 下落合東町会 | 下落合町会知久会 |
| 下落合四丁目町会 | 上落合東部町会 |
| 中落合二丁目町会 | 中落合三丁目やよい町会 |
| 中落合一丁目みどり町会 | |
| 高田馬場住宅コミュニティ委員会 | |

【落合第二地区町会連合会】6団体

| | |
|---------|-----------|
| 西落合町会 | 落合親和町会 |
| 中井町会 | 中落合三丁目辻町会 |
| 上落合中央町会 | 上落合西町会 |

【大久保地区町会連合会】20団体

| | | |
|------------------|--------|-----------|
| 東一町会 | 新宿東二町会 | 歌舞伎町二丁目町会 |
| 新宿六丁目一新会 | いぶき町会 | 大久保二丁目町会 |
| 区営大久保三丁目自治会 | | |
| 都営西大久保アパート自治会 | 百人町西町会 | |
| 百人町東町会 | 百人町南町会 | 百人町中央町会 |
| 百人町三丁目町会 | | |
| 都営百人町三丁目アパート連絡会 | | |
| 都営西大久保五号棟自治会 | | |
| トーア早稲田マンション自治会 | | |
| 都営西大久保四丁目アパート自治会 | | |
| ニュータウンオーネット自治会 | | |
| 西戸山タワーホウズ自治会 | | 西戸山住宅自治会 |

【柏木地区町会連合会】13団体

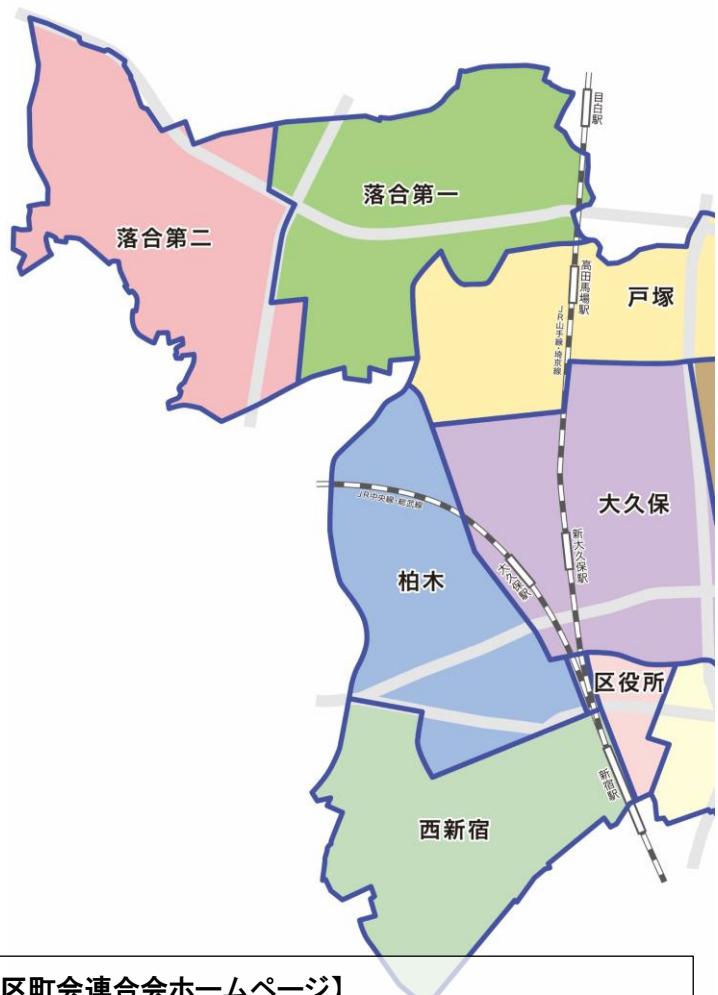
| | |
|-----------|------------|
| 西新宿六丁目町会 | 西新宿七丁目町会 |
| 西新宿八丁目町会 | 西新宿八丁目成子町会 |
| 北新宿一丁目南町会 | 北新宿一丁目仲町会 |
| 北新宿蜀山町会 | 柏木三和会 |
| 北新宿二丁目町会 | 北新宿二丁目新和会 |
| 北新宿三丁目町会 | 北新宿三丁目柏親会 |
| 北新宿四丁目町会 | |

【西新宿地区町会連合会(角筈地区)】7団体

| | |
|-------------|---------|
| 新宿西口商店街振興組合 | 西新宿商興会 |
| 西新宿一丁目町会 | 西新宿角三町会 |
| 西新宿四丁目町会 | 淀橋町会 |
| 新宿新都心開発協議会 | |

【区役所地区連合会】4団体

| | |
|-------------|-------------|
| 歌舞伎町商店街振興組合 | 新宿駅前商店街振興組合 |
| 新宿東口商店街振興組合 | 新宿大通商店街振興組合 |



【新宿区町会連合会ホームページ】

新宿区町会連合会は、ホームページ「シンジュクイレブン」を運営し、町会連合会の活動概要をはじめ、各地区的紹介や町会・自治会による地域活動の好事例などの情報を発信しています。
(<https://shinjuku11.jp/>)

を取り巻く現状と課題

(1)新宿区内の町会・自治会

町会・自治会は、区域内の住民や事業所等によって組織される任意の団体です。

新宿区内には、10所の特別出張所と区役所周辺の地区を合わせた11地区において、地区町会連合会が設立され、200の町会・自治会が加入しています。

また、各地区的情報交換及び相互の親睦を図るとともに、関係行政機関と連携し、地域社会の福祉増進に寄与することを目的として、各地区町会連合会の代表者によって新宿区町会連合会が組織されています。

【戸塚地区町会連合会】25団体

和敬会 町友会 早稲田早榮会 稲穂会
豊睦会 早稲田親和会 アス西早稲田全体管理組合
西早稲田二丁目ときわ町会
西早稲田二丁目協和町会
西早稲田三丁目睦町会 三島町会
西早稲田文化町会 諏訪町会 高田馬場町会
高田馬場銀座商店街振興組合 高田馬場清和会
高田馬場三丁目宮田会 高田馬場三丁目戸三親和会
高田馬場三丁目光和会 高田馬場三丁目北町会
高田馬場西商店街振興組合 高田馬場南親睦会
戸塚町四丁目南町会 百人町四丁目連絡会
高田馬場親栄会

【榎町特別出張所地区町会連合会】27団体

葉王寺町町会 柳町町会 原町一丁目町会
原町二丁目町会 原町三丁目町会 牛込弁天町町会
喜久井町町会 早稲田町町会 早稲田南町町会
馬場下町会 牛込高田町町会 鶴巻東町町会
鶴巻西町会 鶴巻南町会 鶴巻北町会 榎町町会
東榎町町会 中里町町会 天神町町会 天神東町町会
山吹町会 東山吹町会 赤城下町町会 築地町町会
水道町町会 改代町町会 市谷仲之町会

【筍笥町管内町会連合会】46団体

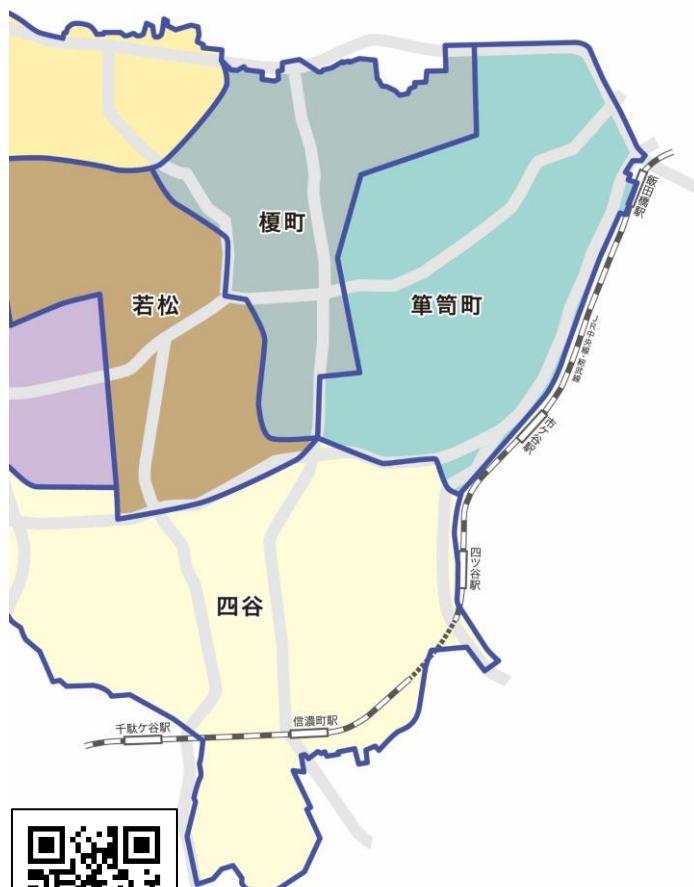
市谷本村町町会 市谷八幡・田町一丁目町会
市谷田町二・三丁目町会 長延団地自治会
大日本印刷通町会 神楽坂一丁目町会
神楽坂二丁目町会 神楽坂三丁目自治会
神楽坂四丁目公和会 神楽坂五丁目自治会
神楽坂五丁目三和会
神楽坂アイスター管理組合 神楽坂六丁目町会
細工町町会 納戸町町会 筏笥町町会 北町町会
矢来南町会 矢来東町会 横寺町交友会
若宮町自治会 袋町町会 飯田橋自治会 筑戸自治会
白銀町町会 新小川町自治会 東五軒町町会
西五軒町町会 赤城元町町会 岩戸町町会
加賀町親和会 南町町会 南山伏町町会
北山伏町町会 市谷山伏町町会 市谷左内町町会
西砂土原有志会 南榎町自治会 市谷船河原町町会
中町町会 廉匠町町会 扇町町会
アトラス江戸川アパートメント自治会 二十騎町町会
甲良町町会 ザ・センター東京管理組合・自治会

【若松地区町会連合会】16団体

余丁町町会 東富久町会 富久北町会 富久町中町会
西富久町会 市谷台町町会 住吉町町会
住吉町共栄町会 河田町町会 若松町町会
戸山一丁目町会 戸山三丁目南町会
戸山ハイツ東地区自治会 戸山ハイツ西地区自治会
戸山ハイツ南地区自治会 戸山ハイツ北地区自治会

【四谷地区町会連合会】28団体

四谷一丁目町会 四谷二丁目町会 四谷三丁目町会
四谷四丁目町会 本塙町町会 四谷三栄町町会
四谷坂町町会 若葉一丁目町会 若葉二丁目町会
若葉三丁目町会 須賀町町会 左門町町会
信濃町町会 南元町町会 荒木町町会
舟町町会 愛住町町会 大京町町会
内藤町町会 片町町会 新宿一丁目町会
新宿二丁目町会 新宿三丁目町会 新宿四丁目町会
花園町町会 新宿園町町会 番衆町町会
三光町町会



令和7年3月時点



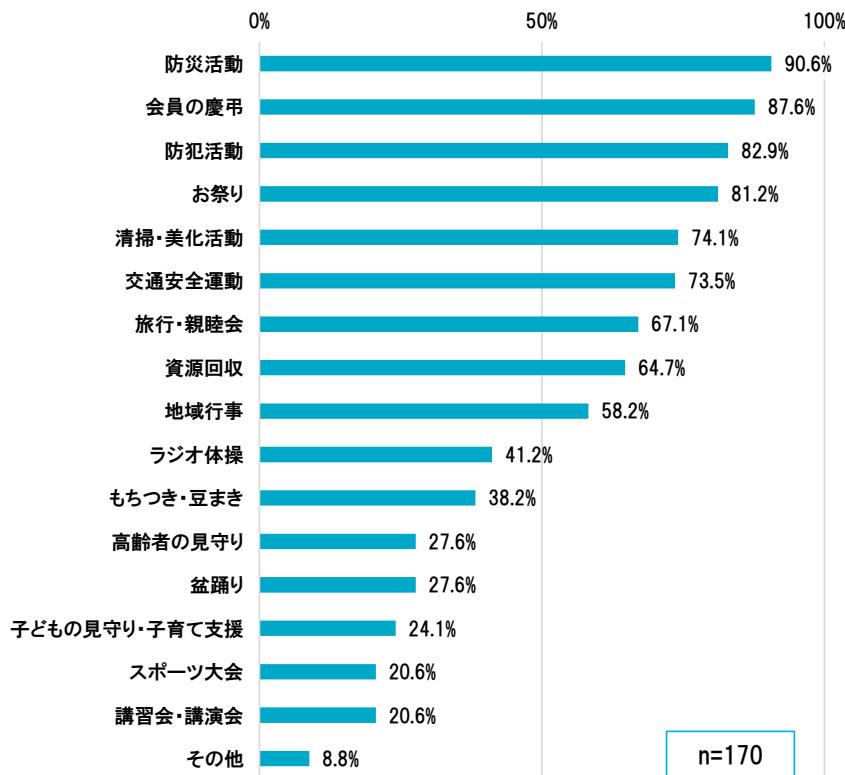
(2)町会・自治会が取り組んでいる活動

町会・自治会の活動に関するアンケート(P106 参照)

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織であり、その活動は地域コミュニティの様々な分野にわたっています。

区は、町会・自治会の活性化に向けた取組を一層充実していくための基礎資料とするため、令和4年度に新宿区内の町会・自治会長を対象にアンケート調査を実施しました（「町会・自治会の活動に関するアンケート」）。

アンケート調査における『あなたの町会・自治会で行っている活動を教えてください。』という設問で回答者の半数（50%）以上が実施していると回答した活動は、順に「防災活動」、「会員の慶弔」、「防犯活動」、「お祭り」、「清掃・美化活動」、「交通安全運動」、「旅行・親睦会」、「資源回収」、「地域行事」となっており、町会・自治会が地域コミュニティにおいて様々な活動を行っていることがわかります。



「町会・自治会の活動に関するアンケート報告書(令和4年度)」をもとに作成

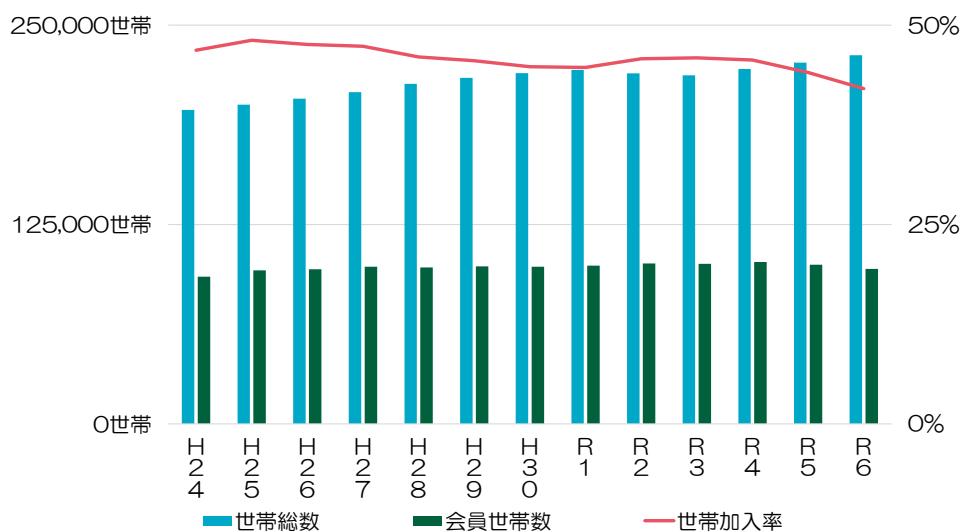
(3)町会・自治会への加入状況

町会・自治会加入率の推移

区が町会・自治会に対して毎年実施している会員数・加入率調査の結果をみると、世帯総数は、平成24年度（196,868世帯）から令和6年度（231,114世帯）にかけて、17.4%（34,246世帯）増加しています。また、町会・自治会の会員世帯数も、平成24年度（92,227世帯）から令和6年度（97,151世帯）で5.3%（4,924世帯）増加していますが、世帯加入率は、約4.8ポイント減少し、令和6年8月1日時点で42.04%となっています。

※外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となった「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行（平成24年7月9日施行）を受けて、平成24年度の調査結果を起点としています。

平成24年度以降の区内世帯総数、町会・自治会会員世帯数及び世帯加入率



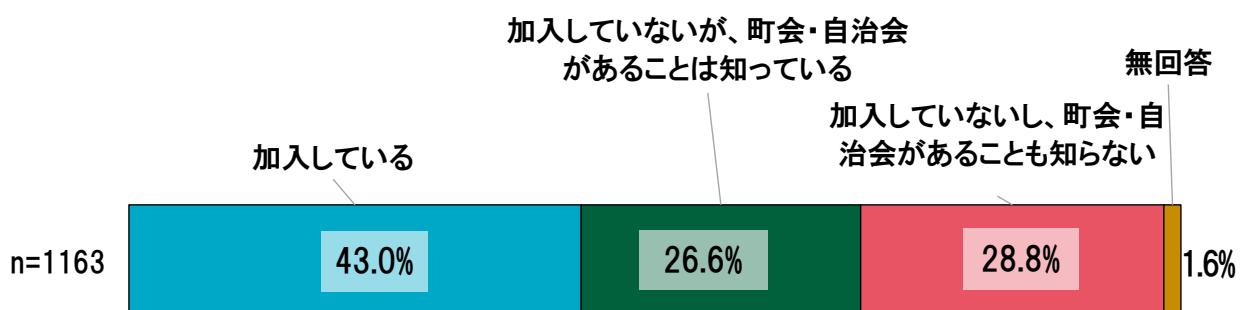
| | 世帯総数 | 会員世帯数 | 世帯加入率 |
|-----|-----------|-----------|--------|
| H24 | 196,868世帯 | 92,227世帯 | 46.85% |
| H25 | 200,108世帯 | 96,235世帯 | 48.09% |
| H26 | 203,855世帯 | 96,976世帯 | 47.57% |
| H27 | 207,991世帯 | 98,504世帯 | 47.36% |
| H28 | 213,154世帯 | 98,063世帯 | 46.01% |
| H29 | 216,917世帯 | 98,762世帯 | 45.53% |
| H30 | 219,869世帯 | 98,480世帯 | 44.79% |
| R1 | 221,979世帯 | 99,221世帯 | 44.70% |
| R2 | 219,732世帯 | 100,591世帯 | 45.78% |
| R3 | 218,564世帯 | 100,331世帯 | 45.90% |
| R4 | 222,485世帯 | 101,485世帯 | 45.61% |
| R5 | 226,467世帯 | 99,793世帯 | 44.07% |
| R6 | 231,114世帯 | 97,151世帯 | 42.04% |

「令和6年単位町会・自治会の会員数の調査」をもとに作成(各年8月1日時点)

令和5年度新宿区区民意識調査

令和5年度新宿区区民意識調査における、『あなたは、お住まいの地域の町会・自治会に加入していますか。』という設問に対する回答では、「加入している」が43.0%、「加入していないが町会・自治会があることは知っている」が26.6%となっており、合わせて69.6%の区民が自身の住む地域の町会・自治会を認識していることがわかります。一方で、約3割の区民は自身の住む地域に町会・自治会があることを認識していないという結果となっています。

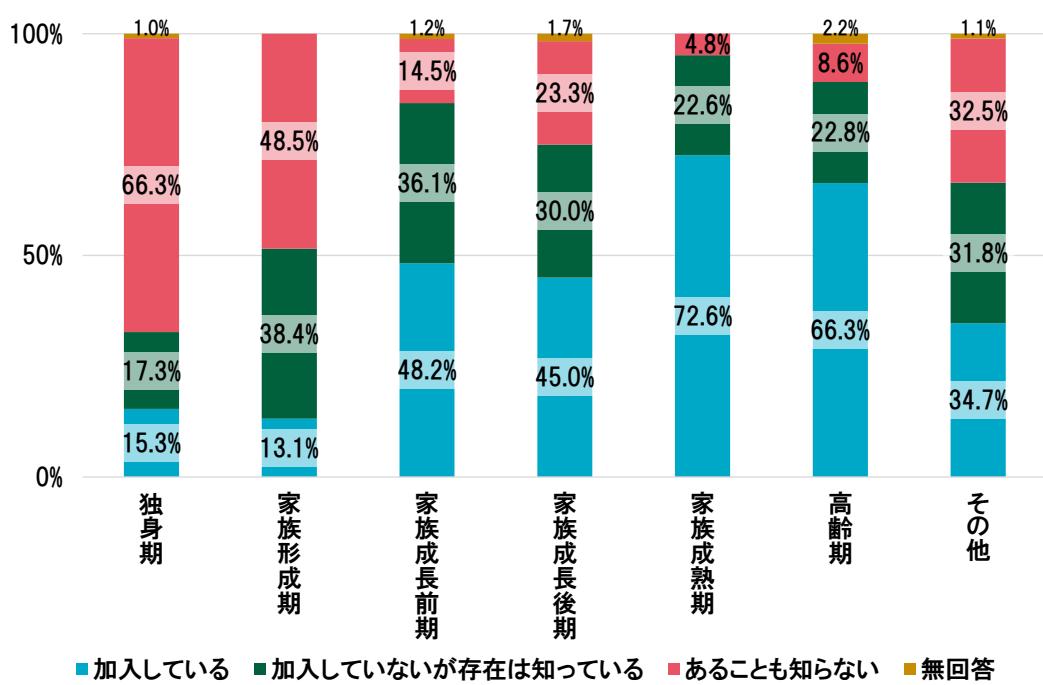
町会・自治会への加入状況と認知度



「令和5年度新宿区区民意識調査」をもとに作成

本設問について、ライフステージ別でみると、独身期、家族形成期は町会・自治会加入率が10%台となっています。一方で、家族成長前期以降の世代はいずれも加入率が40%以上となり、家族成熟期になると72.6%まで増加するという結果となっています。

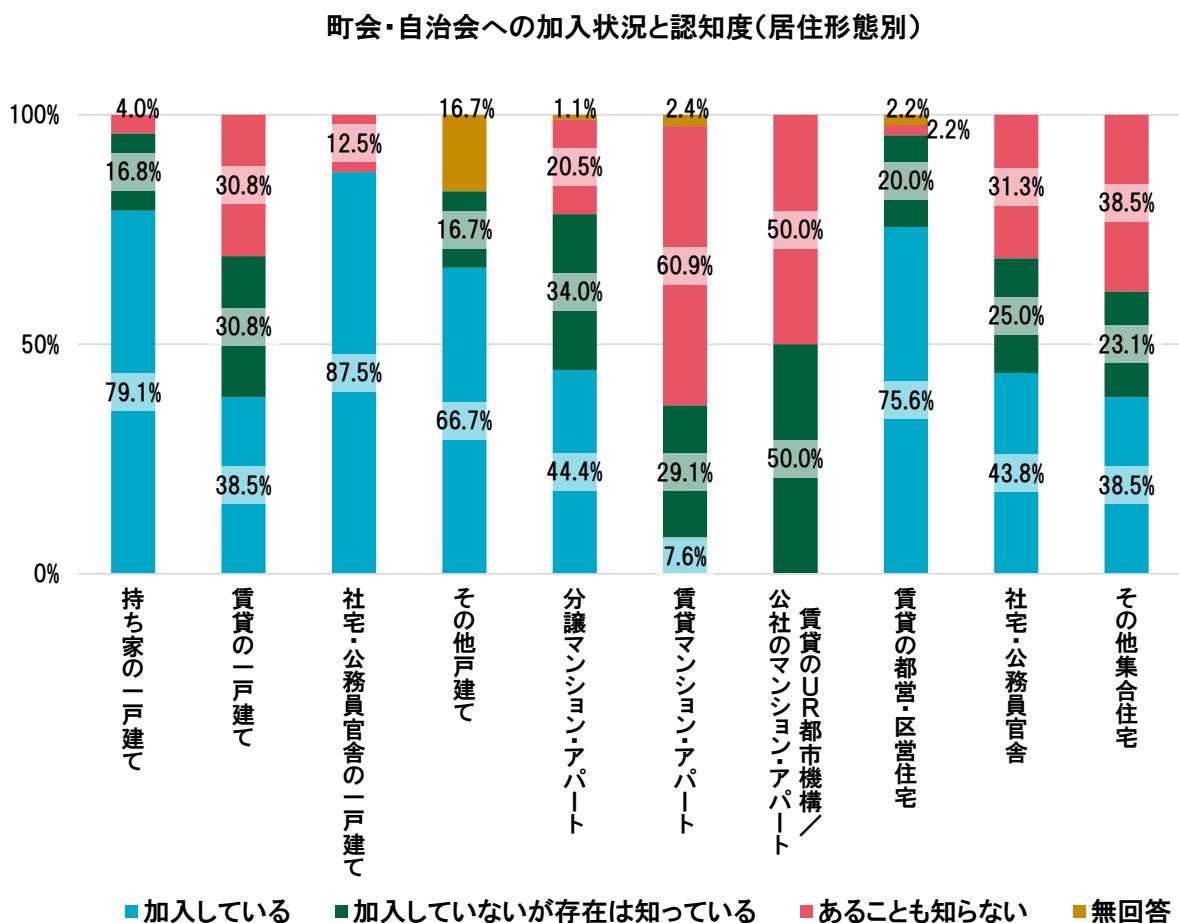
町会・自治会への加入状況と認知度(ライフステージ別)



「令和5年度新宿区区民意識調査」をもとに作成

| |
|--|
| (注) ライフステージの名称及び内容は以下のとおりである。 |
| 独身期……………40歳未満の独身者 |
| 家族形成期……………子どものいない40歳未満の夫婦、または一番上の子どもが入学前の人 |
| 家族成長前期……………一番上の子どもが小・中学生の人 |
| 家族成長後期……………一番上の子どもが高校・大学生の人 |
| 家族成熟期……………64歳以下で一番上の子どもが学校を卒業している人 |
| 高齢期……………65歳以上の人 |
| その他……………40歳から64歳の独身者、子どものない40歳から64歳の夫婦など |

次に、居住形態別に回答の割合をみると、一戸建て居住者の加入率は、持ち家は79.1%となっていますが、賃貸一戸建ては38.5%と新宿区の加入率（令和6年度：42.04%）を下回っています。また、一戸建て以外のマンション等は、持ち家（分譲マンション・アパート）であっても加入率は44.4%であり、賃貸マンション・アパートでは7.6%となっています。

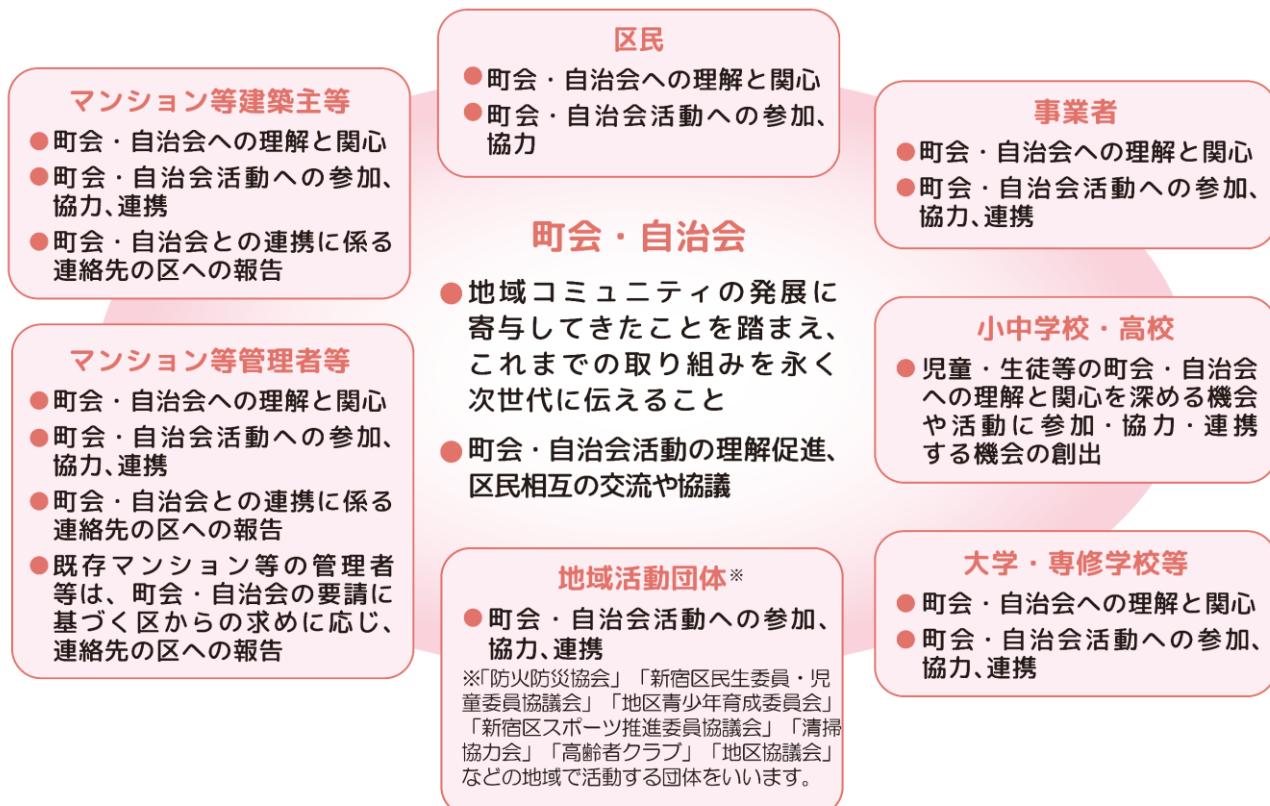


「令和5年度新宿区区民意識調査」をもとに作成

2 町会・自治会を取り巻く地域コミュニティの主体と現状

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、地域において様々な活動を行うことで地域コミュニティの発展に寄与しています。条例では、地域コミュニティを「区内の一定の地域における区民相互のつながりを基礎とする地域社会」と定義し、地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、連携することが、町会・自治会の持続的な発展につながるとしています。ここでは、条例で定める町会・自治会を取り巻く地域コミュニティの各主体の役割や新宿区での現状について整理します。

《各主体の役割》



(1)区民

条例では、地域コミュニティに関する主体の一つとして「区民」を挙げています。条例では、区民を「区内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者及び活動する者」と定義し、新宿区内に居住している人だけではなく、地域コミュニティを活性化させるため、新宿区内で働く方、通学している方及び地域活動を行う方も区民として幅広く捉えています。

総世帯数の推移

新宿区の住民基本台帳人口によると、新宿区の総世帯数（外国人世帯を含む）は平成 24 年度以降、増加の傾向にあり、平成 24 年度の 196,868 世帯と比較して令和 6 年度の総世帯数は 231,114 世帯となっており、17.4%（34,246 世帯）増加しています。

また、外国人世帯数についても、平成 24 年度の 25,253 世帯と比較して、新型コロナウイルス感染拡大期においては総世帯数も減少傾向にあったものの、令和 6 年度は 37,859 世帯と 49.9%（12,606 世帯）増加し、外国人世帯数、総世帯数ともに再度増加傾向にあります。

（注：外国人世帯数は「外国人のみの世帯数」と「日本人と外国人の複数国籍世帯数」の合計）

(2)事業者

新宿区内において事務所又は事業所を有し、地域に根差した事業活動を行う事業者は、地域コミュニティにおける重要な主体の一つです。条例では、事業者を「区内に事務所又は事業所を有する個人又は法人」と定義しています。令和 3 年経済センサス活動調査によると、新宿区の事業所数は 33,094 事業所、1 km²あたりの事業所数は 1,816.4 事業所と全国 10 位となっています。

また、区が、東京商工会議所新宿支部役員・評議員を対象に実施したアンケートでは、回答事業者のうち、約 3 割の事業者は町会・自治会と関わりがないという回答結果となりました。関わりがない理由をみると、「町会との接点がないため」が最も高い割合を占めており、「町会・自治会と一緒に取り組む必要があると思う活動」では、「防災活動（避難所訓練など）」、「地域行事（お祭りやイベント）」、「清掃・美化活動」がいずれも 7 割程度で並ぶ結果となりました。

(3)マンション等建築主等、マンション等管理者等

新宿区において住民の約 8 割がマンション等に居住しているという状況を踏まえ、条例では、地域コミュニティや町会・自治会に関わる重要な主体の一つとして「マンション等建築主等」と「マンション等管理者等」を挙げています。条例では、マンション等を「共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅」と定義し、新築マンション等の建設時において、マンション等建築主等とマンション等管理者等に連絡先を区へ報告することを義務付けています（既存のマンション等は努力義務）。

「マンション等建築主等」・・・建築主、施主、建築事業者など

「マンション等管理者等」・・・管理組合、管理会社など

新宿区内におけるマンション等の世帯数及び戸数の推移

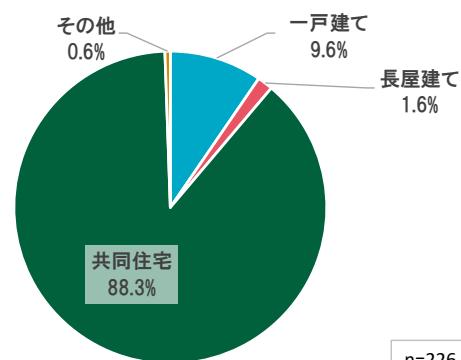
共同住宅や長屋建てなどのマンション等に居住する世帯数について、「住宅・土地統計調査」をみると、新宿区では、平成15年度から令和5年度にかけて一戸建ては24,230戸から21,670戸へ減少(10.6%)しているのに対し、共同住宅・長屋建ては128,800戸から203,700戸へと大きく増加(58.2%)しています。

また、共同住宅の増加に伴い、11階建て以上の比較的高層である共同住宅も増加傾向にあります。11階建て以上の共同住宅の戸数は、平成15年度は25,710戸ですが、令和5年度は58,390戸となり、共同住宅の28.7%を占めています。

区内一戸建て及び共同住宅・長屋建ての推移

| | 一戸建て戸数 | 共同住宅・長屋建て戸数 | 共同住宅(11階建以上)戸数 |
|-----|---------|-------------|----------------|
| H15 | 24,230戸 | 128,800戸 | 25,710戸 |
| H20 | 22,350戸 | 154,030戸 | 37,070戸 |
| H25 | 24,290戸 | 169,890戸 | 41,600戸 |
| H30 | 23,710戸 | 188,010戸 | 46,230戸 |
| R5 | 21,670戸 | 203,700戸 | 58,390戸 |

区内における住宅の建て方



n=226,630

「平成15年・平成20年・平成25年・平成30年・令和5年住宅・土地統計調査」(総務省統計局)をもとに作成

「令和5年住宅・土地統計調査」(令和6年9月、総務省統計局)をもとに作成

| | |
|-----------------------------------|--|
| (注) 住宅・土地統計調査における用語の定義は以下のとおりである。 | |
| 一戸建て | 一つの建物が1住宅であるもの |
| 長屋建て | 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。 |
| 共同住宅 | 一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。1階が店舗で、2階以上に二つ以上の住宅がある建物も含む。 |
| その他 | 上記のどれにも当てはまらないもの。例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合 |

分譲マンション管理組合へのアンケート(P114 参照)

区が、新宿区内の分譲マンションの管理組合を対象に実施したアンケートでは、町会・自治会と関わりがあると答えたマンション管理組合が76.0%である一方、22.6%のマンション管理組合は町会・自治会と関わりがないという回答結果となりました。町会・自治会と関わりがない理由をみると、「町会との接点がないため」という理由が51.0%と最も多い回答となり、「必要性を感じられないため」という理由も46.9%と2番目に多い結果となりました。

町会・自治会と一緒に取り組む必要があると思う活動についてみると、「防災活動（避難所訓練など）」が71.0%と、他の取組と比べて高い割合を占めており、次いで「地域行事（お祭りやイベント）」、「防犯活動（夜警など）」、「清掃・美化活動」、「高齢者の見守り」がいずれも4割超で並ぶ結果となりました。

(4)小中学校・高校

新宿区内に立地する小中学校・高校は、その授業及び課外活動等において、地域の避難所訓練への参加など、地域コミュニティや町会・自治会との関わりも多いことが想定される主体です。子どもの時から町会・自治会の活動に参加することで、地域コミュニティへの帰属意識が醸成され地域への愛着が深まることから、条例では、小中学校・高校の役割を「児童・生徒及び保護者が地域の町会・自治会への理解と関心を深める機会や町会・自治会の活動に参加・協力・連携する機会を設けるよう努めるもの」としています。

新宿区内には、公立と私立を合わせて 30 の小学校、16 の中学校、11 の高校が立地しています。

※文部科学省「令和 6 年度学校基本調査」

(5)大学・専修学校等

新宿区内に立地する大学・専修学校等も小中学校・高校と同様に、地域コミュニティや町会・自治会との関わりが想定される主体であり、区は、新宿区内の大学等と包括連携協定を結び、地域が抱える社会的課題を解決するための取組を行っています。条例では、大学・専修学校等の役割を「地域の町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会の活動に参加・協力・連携するよう努めるもの」としています。

新宿区内には、22 の大学、1 の短期大学、49 の専修学校、12 の各種学校が立地しています。

※大学、短期大学：新宿区地域コミュニティ課調べ（令和 6 年 4 月時点）

※専修学校、各種学校：東京都生活文化スポーツ局「東京都内の私立専修・各種学校一覧（令和 6 年 4 月現在）」

(6)地域活動団体

条例では、ここまでに挙げた主体以外にも、暮らしやすいまちの実現に取り組む団体を地域活動団体として定義し、主体の一つとして位置づけています。また、地域活動団体を「防災・防犯、環境美化、高齢者、子ども、スポーツその他の分野において、暮らしやすいまちの実現に取り組む団体」と定義し、役割を「地域の町会・自治会活動に参加・協力・連携するよう努めるもの」としています。

新宿区内には、地域の防火や防災について活動する各地区の「防火防災協会」、地域における社会福祉や児童福祉の相談やつなぎ役を担う「新宿区民生委員・児童委員協議会」、地域の青少年の健全育成に取り組む「地区青少年育成委員会」、地域でスポーツを楽しむ環境づくりに取り組む

「新宿区スポーツ推進委員協議会」、地域環境の美化に取り組む各地区の「清掃協力会」、地域を豊かにする社会活動に取り組む「高齢者クラブ」、様々な地域課題の解決に向けて活動する「地区協議会」などがあります。

以上はあくまで一例であり、その他にも多種多様な団体が地域活動団体として、様々な分野において活動に取り組んでいます。

3 現状からみえる課題

これまでに整理した町会・自治会や地域コミュニティに関する様々な主体の現状を踏まえ、ここでは、今後検討すべき課題を整理します。

(1)町会・自治会の持続的な運営における課題

地域コミュニティの中心的な役割を担う町会・自治会の活動は、有志の町会員・自治会員によって運営されており、運営資金の大部分が町会費・自治会費によってまかなわれています。町会・自治会への加入率の低下や高齢化に伴う役員等の担い手不足により、町会・自治会の持続的な運営が難しくなることが課題と言えます。

①町会・自治会の認知度の低下

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、地域において様々な分野で活動を行っています。一方、令和5年度新宿区区民意識調査では、約3割の区民は自身の住む地域に町会・自治会があることを認識しておらず、ライフステージ別でみると、独身期、家族形成期という比較的若い世代において、認識していない割合が最も高いという結果となっており、生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会への関心が低下していることが伺えます。また、分譲マンション管理組合へのアンケートにおいて、「マンションと町会・自治会との参加・協力・連携を進めるのに必要なこと」を尋ねたところ、上位2つの回答が「町会の活動が分かる情報」、「マンション居住者の町会への理解」であったことから、区民に対して町会・自治会への理解の促進を図るためにには、町会・自治会の活動に関する積極的な情報発信が求められます。インターネットやSNSを積極的に活用するなど、多様な手段による情報発信を通じて、町会・自治会の活動とその重要性を知ってもらうことが必要です。

②マンション等の増加に伴う加入率の低下

新宿区の町会・自治会の加入率は令和6年8月1日時点で42.04%であり、平成24年度と比較すると約4.8ポイント減少しています。

令和5年度新宿区区民意識調査をみると、持ち家（一戸建て）の世帯は、79.1%が町会・自治会に加入している一方で、分譲マンション・アパートの世帯の加入率は、44.4%、賃貸マンション・アパートの世帯の加入率は7.6%となっており、持ち家（一戸建て）と比較し、マンション等の加入率は低いことがわかります。また、「住宅・土地統計調査」をみると、新宿区内の住宅は一戸建ての数はほぼ横ばいである一方でマンション等（共同住宅・長屋建て）の数は近年大きく増加しています。今後の新宿区では、総世帯数は増加するものの、その多くは町会・自治会への加入率が高い分譲または賃貸のマンション等に居住する傾向にあるため、総世帯数が増加することにより町会・自治会加入率は低下していくことが危惧されます。

また、分譲マンション管理組合へのアンケート結果では、町会・自治会と一緒に取り組む必要がある活動として「防災活動（避難所訓練など）」という回答は7割を超えているものの、他の「地域行事（お祭りやイベント）」、「防犯活動（夜警など）」、「清掃・美化活動」、「高齢者の見守り」という回答は4割程度にとどまっています。そのため、マンション等の住民に対して、町会・自治

会活動の重要性や必要性について更なる周知を図り、町会・自治会との連携や加入を呼びかけることが必要です。

③役員等の担い手不足

令和4年度に実施した町会・自治会へのアンケートにおいて、「町会・自治会の活動を行ううえで課題に感じていること」を尋ねたところ、回答の上位3つが「役員の高齢化」、「役員を引き受けってくれる人がいない」、「役員の負担が大きい」といった、町会・自治会の運営を担う役員に関するものでした。役員の高齢化とともに、役員の固定化により一部の住民に運営に係る負担が集中している現状は、多くの町会・自治会が共通して抱えている課題であることがアンケート調査によって明らかになっています。

また、同アンケートでは、「町会・自治会活性化のために、充実してほしい支援策」という設問において「若い世代を巻き込むための活動やイベントを行うためのサポート」という回答が40.0%と最も多いことからも、町会・自治会の活動を持続し、活性化させるためには、新たな担い手となる若い世代の加入を促す施策や取組が必要といえます。

こうした新たな担い手の発掘と合わせて、町会・自治会の運営において役員にかかる負担を軽減するため、区から町会・自治会に依頼している業務の見直しを行うとともに、アプリの活用などデジタル技術を取り入れることで、町会・自治会の運営業務の効率化を図る必要があります。

(2) 地域の様々な主体による参加・協力・連携における課題

新宿区の地域コミュニティでは、防災・防犯、環境美化、高齢者、子ども、スポーツなど様々な分野における課題に対し、町会・自治会をはじめ、地域で活動する様々な主体が課題解決に向けた活動を行っています。

一方、東京商工会議所新宿支部へのアンケートや分譲マンション管理組合へのアンケートでは、町会・自治会との関わりがない理由として「町会との接点がないため」という回答が最も多い結果となっています。また、町会・自治会へのアンケートでは、町会・自治会活動を行う上での課題を感じていることとして、「町会の活動や行事に参加してくれる人が少ない」という回答が7割を超え、「他の町会・自治会や地域団体との連携が弱い」という回答も4割を超えています。

多様化する地域課題に対応し、地域コミュニティの活性化をより一層図るために、条例で役割を定めた「事業者」や「マンション等建築主等」、「マンション等管理者等」、「小中学校・高校」、「大学・専修学校等」、「地域活動団体」が、町会・自治会活動に参加・協力・連携するとともに、地域の一員として、共に地域活動を行うことが必要です。

こうした地域コミュニティの活性化に向けて、地域コミュニティ活動へ参加・協力・連携しやすい環境を整備するとともに、地域の様々な分野での課題解決に向けた活動に対する支援や、連携を促進するネットワークづくりなどが求められます。

第3章 町会・自治会及び地域コミュニティの活性化推進に向けて

第3章では、条例で掲げる「基本理念」や「区の責務」、第2章で整理した「町会・自治会及び地域コミュニティを取り巻く現状と課題」を踏まえ、推進プランの「目指す姿」と「基本目標」を定めるとともに、活性化推進に向けた施策体系を示します。

1 推進プランの目指す姿

地域の中心的な組織である町会・自治会と地域で活動する様々な主体が相互に理解を深め、各々が地域の一員として、将来にわたりまちづくりに携わり支え合う地域コミュニティの実現

推進プランでは、町会・自治会、区民、事業者、マンション等、学校、地域活動団体など、様々な主体が相互に理解を深め、協力し支え合う地域コミュニティの実現を目指します。それぞれの主体は異なる立場や役割、考えを持ちながらも、お互いが地域の一員としてまちづくりに携わり、共に支え合う関係を築くことが重要です。

町会・自治会が引き続き地域の中心的な役割を果たしながら、多様化、複雑化する地域課題に対して、様々な主体と連携して取り組むことで、将来にわたり地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちの実現を目指します。

2 基本目標

推進プランでは、「目指す姿」の実現に向け、次のとおり3つの「基本目標」を定め、活性化施策を推進します。

基本目標Ⅰ 町会・自治会の持続可能な運営を推進します

地域コミュニティの活性化には、地域コミュニティの重要な担い手である町会・自治会の持続可能な運営を推進していくことが重要です。町会・自治会は、地域住民の交流の促進や、地域の安全・安心の確保など様々な活動をしていますが、近年は加入率の低下や高齢化に伴う役員等の担い手不足などの要因によって、運営が困難になっている組織もあります。

基本目標Ⅰでは、地域コミュニティの活性化に向けて、町会・自治会が将来にわたり安定して運営を続けていくことを目指すために、町会・自治会の加入促進に向けた支援、活発な活動に必要な運営支援、健全な組織運営に役立つ情報や知見を提供するなどの施策を行います。

基本目標Ⅱ 地域で活動する様々な主体による地域コミュニティへの 参加・協力・連携を推進します

地域コミュニティの活性化には、町会・自治会とともに、地域で活動する様々な主体が関わり、取り組むことが重要です。地域で活動する様々な主体が地域コミュニティへの理解と関心を持ち、自発的に地域コミュニティ活動に参加するためのきっかけづくりや動機付けを行う必要があります。

基本目標Ⅱでは、地域で活動する様々な主体が地域コミュニティ活動へ参加・協力・連携しやすい環境を整えることを目指すために、教育・人材育成などの地域コミュニティに関わる人の増加につながる施策や、地域で活動する主体に対してインセンティブを付与し、地域コミュニティへの参加・協力・連携を促す施策などを行います。

基本目標Ⅲ 安全安心で暮らしやすいまちづくりのための活動を推進します

安全安心で暮らしやすいまちづくりのためには、防災・防犯、環境美化、高齢者、子ども、スポーツなど、各分野における地域活動団体と協力・連携して取組を推進することが重要です。町会・自治会をはじめ、各地域活動団体等による地域コミュニティに関する取組の支援に加えて、町会・自治会と地域活動団体等が、必要に応じて連携することのできる体制づくりを行う必要があります。

基本目標Ⅲでは、安全安心で暮らしやすいまちづくりのための取組を支援するとともに、町会・自治会をはじめ、地域で活動する様々な主体の連携の輪が広がることを目指すために、地域コミュニティに関わる活動への支援や地域で活動する様々な主体の連携を促進するなどの施策を行います。



3 施策体系

推進プランでは、3つの「基本目標」を達成するため10の「施策の方向性」を定めるとともに、府内各部署において実施する関連事業を「施策の方向性」ごとに示します。

| 目指す姿 | 基本目標 | 施策の方向性 |
|---|--|---|
| ミ深め、ニテイの実現 地域の中心的な組織である町会・自治会として、将来にわたりまちづくりに携わり支え合う地域コミュニティが、各々が地域の一員として、安全安心で暮らしがいのあるまちづくりのための活動を推進します | 基本目標Ⅰ 町会・自治会の持続可能な運営を推進します | I-1 未加入者や転入者等に対して、町会・自治会への <u>加入を促進</u> します I-2 町会・自治会の <u>安定的な組織運営</u> に向けた支援を行います I-3 業務改善やスマートフォンの活用など <u>町会・自治会のデジタル化を支援</u> します I-4 町会・自治会が充実した活動が行えるように <u>活動拠点確保</u> に向けた支援を行います I-5 町会・自治会に関する <u>情報発信</u> や <u>町会・自治会の情報発信支援</u> を行います |
| | 基本目標Ⅱ 地域で活動する様々な主体による地域コミュニティへの参加・協力・連携を推進します | II-1 地域で活動する様々な主体に対して地域コミュニティに関する <u>周知・意識啓発</u> を行います II-2 地域コミュニティに関わる人の増加につながる <u>教育や人材育成</u> を行います II-3 地域で活動する様々な主体に対して <u>インセンティブ</u> を付与し、地域コミュニティへの参加・協力・連携を促します |
| | 基本目標Ⅲ 安全安心で暮らしやすいまちづくりのための活動を推進します | III-1 地域コミュニティに関する <u>様々な活動に対して支援</u> を行います III-2 地域コミュニティに関わる様々な主体の <u>連携を支援</u> します |

| ページ | 関連事業（例） |
|-----|--|
| P24 | <p>I-1. 加入促進 町会・自治会活性化支援【地域コミュニティ課】、特別出張所の管理運営【各特別出張所】</p> <p>I-2. 安定的な組織運営への支援 災害訓練等の実施【危機管理課】、地域防災コミュニティの育成【危機管理課】、コミュニティ活動補償制度【地域コミュニティ課】、特別出張所の管理運営【各特別出張所】、地域活動への支援【地域コミュニティ課】、地域コミュニティ事業助成【地域コミュニティ課】、ポイ捨て防止ときれいなまちづくり【ごみ減量リサイクル課】、資源回収の推進【新宿清掃事務所】</p> |
| P31 | <p>I-3. デジタル化支援 町会・自治会活性化支援【地域コミュニティ課】</p> <p>I-4. 活動拠点確保に向けた支援 地域センターの管理運営【地域コミュニティ課】、学校施設等の活用【生涯学習スポーツ課】、その他区有施設等の維持管理【男女共同参画課、地域包括ケア推進課、健康政策課、土木管理課など】</p> |
| P36 | <p>I-5. 情報発信支援 広報活動【区政情報課】、町会・自治会活性化支援【地域コミュニティ課】、掲示板の維持管理【地域コミュニティ課】、外国人への情報提供【多文化共生推進課】、大新宿区まつり【文化観光課】</p> |
| P39 | |
| P43 | |
| P47 | <p>II-1. 周知・意識啓発 広報活動【区政情報課】、町会・自治会活性化支援【地域コミュニティ課】</p> |
| P52 | <p>II-2. 教育・人材育成 新宿未来創造財団運営助成（文化活動・国際交流）【生涯学習スポーツ課、文化観光課】、学校安全対策【教育調整課】、地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実【教育支援課】</p> |
| P58 | <p>II-3. 各主体へのインセンティブ付与等 公民連携（民間活用）の推進【行政管理課】、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進【男女共同参画課】</p> |
| P63 | <p>III-1. 活動への支援 （防災・防犯）マンション防災対策の充実【危機管理課】、詐欺・消費者対策【危機管理課、消費生活就労支援課】、民有灯及び商店街灯の支援【道路課】</p> <p>（環境美化）地域に根ざしたみどりの普及や啓発【みどり公園課】、資源回収の推進【新宿清掃事務所】</p> <p>（高齢者・子ども）高齢者福祉活動事業助成等【地域包括ケア推進課】、子ども未来基金【子ども家庭課】、プレイパーク活動の推進【子育て支援課】、新宿区社会福祉協議会運営助成【地域福祉課】</p> <p>（スポーツ）新宿未来創造財団運営助成【生涯学習スポーツ課】</p> <p>（その他）にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援【産業振興課】</p> |
| P79 | <p>III-2. 各主体の連携支援 （防災・防犯）災害訓練等の実施【危機管理課】、安全安心推進活動の強化【危機管理課】</p> <p>（高齢者・子ども）地域見守り協力員【高齢者支援課】、多様な主体による支え合いの推進【地域包括ケア推進課】、青少年健全育成活動【子ども家庭課】、民生委員・児童委員協議会に対する事業助成【地域福祉課】</p> <p>（環境美化）大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進【大久保特別出張所、文化観光課、みどり公園課、交通対策課、ごみ減量リサイクル課】</p> <p>（スポーツ）スポーツコミュニティの推進【生涯学習スポーツ課】</p> <p>（その他）地域保健医療支援体制の推進【健康政策課】、みんなで進める交通安全【交通対策課】、多文化共生のまちづくりの推進【多文化共生推進課】</p> |

第4章 施策の方向性と取組

第4章では、第3章で定めた3つの「基本目標」と10の「施策の方向性」において、「施策の方向性」ごとに推進する事業を「関連事業一覧」で示し、その中でも代表的な事業を「主な取組」として取りあげています。

区は、推進プランに基づき、これら活性化施策を地域で活動する様々な主体と連携し、総合的に取り組むことにより、町会・自治会の取組を次世代に伝えるとともに、地域コミュニティの活性化を図り、暮らしやすいまちを実現します。

基本目標Ⅰ 町会・自治会の持続可能な運営を推進します

地域コミュニティの活性化に向けて、町会・自治会が将来にわたり安定して持続的に運営できることを目指します。

施策の方向性Ⅰ-1

未加入者や転入者等に対して、町会・自治会への加入を促進します

加入率の低下、高齢化に伴う役員等の担い手不足などの町会・自治会の運営に関する様々な課題がある中で、地域ニーズに対応した組織運営や魅力ある活動づくり等を行い、未加入者や転入者等の町会・自治会への加入を促進します。

▼主な取組の内容

事業名：町会・自治会活性化支援（地域コミュニティ課）

町会・自治会が抱えている課題等を解決するために、専門家（アドバイザー）による支援及び加入促進に向けた取組を支援します。

プログラム型コンサルティング事業（新宿区町会・自治会活性化応援隊事業）

町会・自治会が抱えている課題を解決するため、各町会・自治会ごとに課題を分析し、コンサルティングや専門家などによる複数のメニューを組み合わせて利用できるプログラム型の支援を行います。

| 課題 | 支援例 |
|-------------|-------------------------------------|
| 加入促進 | 加入に対するニーズ把握、町会のPR強化、未加入者との関係づくり など |
| 活動・行事 | ニーズに対応したイベント、参加しやすい活動、参加者との関係づくり など |
| 情報発信・情報共有 | 町会活動の紹介、広報紙づくり、SNSの活動 など |
| 組織運営・担い手づくり | 事業の見直し、役員マニュアルづくり、センター制度の活用 など |

《プログラム型コンサルティング事業(新宿区町会・自治会活性化応援隊事業)支援事例》

町会・自治会の運営における課題を解決するために本事業でこれまで行った支援の一例を紹介します。

今後、マンションや若い世代へのアプローチ手法の提案や会費徴収のデジタル化、町会同士の意見交換の場の創出など、これまでの取組から見えてきた課題に対応するため、新たな支援にも取り組んでいきます。

①パンフレット等の作成支援(課題:認知度の向上)

町会・自治会及び町会・自治会活動を知ってもらうため、活動内容等を紹介する魅力あるパンフレット作成や配布方法についてのコーディネートを行いました。作成したパンフレットは町会・自治会のイベントや特別出張所の町会・自治会紹介コーナー等で配布し、加入促進を図っています。また、イベントのチラシ等の周知物の作成についても、より効果的な周知を行えるよう、支援を行いました。

②SNS等を使った情報発信支援(課題:活動のデジタル化)

情報発信のデジタル化として、SNSやホームページの立ち上げや運用を支援しました。Instagramの開始とともに、周知拡大のため、町会のアカウントを知らせるカードを作り、イベント時に合わせて配布を行っています。また、会員同士の連絡や情報共有にSNSを活用できるよう、町会主催のスマホ教室の企画と開催等を支援しました。



町会 Instagram 紹介カード(大久保二丁目町会)



スマホ教室の開催(鶴巻東町会)

③子ども向けイベントの企画支援(課題:若い世代との接点づくり)

町会活動への気軽に参加機会の創出と活動の担い手となる若い世代に活動を促すため、町会のイメージアップや若い世代（子育て世帯）との関係づくりの取組として、子ども向けイベントを通じた企画の支援を行いました。また、若い世代の興味を惹くような周知方法を企画し、支援しました。



子ども花火会(原町三丁目町会)



北新宿公園盆踊り大会(柏木三和会)

行政書士による無料相談

町会・自治会の規約変更や運営に関する疑問や困りごと、法人化の手続きなどについて、町会・自治会の運営に必要な情報をまとめた「町会・自治会おたすけブック～組織運営編～」等を活用し、行政書士がアドバイスします。



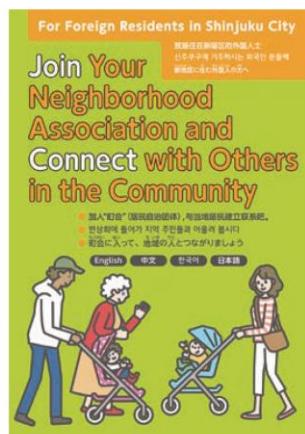
行政書士によるアドバイザー制度



「町会・自治会おたすけブック～組織運営編～」

加入促進パンフレットの作成・配布

新宿区への転入者向けに、町会・自治会について紹介するパンフレットを作成し配布します。また、各町会・自治会の詳しい活動内容を紹介し、魅力を伝えるパンフレットの作成支援を行います。



加入促進パンフレット



町会・自治会ごとに活動内容等を紹介し、その魅力を伝えるパンフレット

事業名：特別出張所の管理運営（各特別出張所）

地域の「ミニ区役所」として窓口サービスの提供やコミュニティ支援業務等を行う特別出張所（10所）において、窓口に来所する方に対して、町会・自治会の活動内容を周知し、加入につなげるための情報発信を行います。

転入者に対する町会・自治会情報の提供

特別出張所の窓口で転入届の申請を受け付けた際に、特別出張所の地区ごとに町会・自治会の区域や町会長・自治会長の顔写真と連絡先等を掲載した「顔のわかる町会長・自治会長パンフレット」などを活用して、転入者の居住するエリアの町会・自治会をお知らせします。

町会・自治会への加入方法

活動内容は、町会・自治会等で異なりますので、詳しくは各町会長、自治会長さんにお問い合わせください。

町会・自治会への加入は、次の①～③の方法でお申込みください。

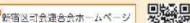
- ① お住まいの地区的町会・自治会へ直接申込
- ② 特別出張所や地域コミュニティ課へ（窓口・FAX）
- ③ 新宿区ホームページから（右図 QRコード）

※②、③は、受付後、区から該当の町会・自治会へ申込書を送付します。
正式な入会手続きは、該当の町会・自治会の方から内容や会費等の連絡がくるまで、しばらくお待ちください。なお、町会・自治会への入会・退会は自由です。

町会・自治会の加入方法を教えて！



新宿区町会連合会のホームページです。活動の紹介をしています。

新宿区町会連合会ホームページ
[シンジュクイレブン](#)  

発行：新宿区地域振興部地域コミュニティ課

戸塚地区の町会・自治会を紹介

令和6年8月1日現在

町会・自治会は、区域内の住民や事業所等によって組織される「地縁」に基づく任意の団体です。
区内には200の町会・自治会があり、地域の催し等の親睦活動のほか、防災・防犯活動や交通安全運動など、より良い地域社会を築くために様々な活動を行っています。



新宿未来特使
鉄腕アトム Since 2003
©子供プロダクション

●鉄腕アトムは、2003年4月7日、戸塚地区（高田馬場）で生まれました。
現在は、新宿区の未来特使として、地域のイベントやPRに活躍しています。



あなたのまちの町会・自治会は
こちらから確認できます。

戸塚地区町会連合会事務局
(戸塚特別出張所)

〒169-0075 新宿区高田馬場 2-18-1
TEL.3209-8551 FAX.3207-1861

町会・自治会情報を発信する専用コーナーの設置

特別出張所に来所する方がいつでも町会・自治会の情報を入手できるようにするために、特別出張所に町会・自治会の活動内容を紹介するパンフレットや町会・自治会への加入方法を案内する資料などを配架する専用コーナーを設置し、情報発信を行います。



町会・自治会情報を発信する専用コーナー
(左:筆箇町特別出張所 右:角筈特別出張所)

広告付き行政情報モニターによる町会・自治会情報の発信

特別出張所に設置している広告付き行政情報モニターを活用し、町会・自治会への加入の呼びかけや町会・自治会によるイベント情報などについて、映像により効果的に発信します。



行政情報モニターでの町会・自治会情報の発信

▼関連事業一覧

| | 事業名／所管課 | 取組内容 |
|---|--|--|
| 1 | 町会・自治会活性化支援 【地域コミュニティ課】 【主な取組】(P24,25,26,36,37) | <p>町会・自治会が抱えている課題等を解決するために、専門家（アドバイザー）による支援及び加入促進に向けた取組を支援します。</p> <p>(1) プログラム型コンサルティング事業 コンサルティングや専門家等による複数のメニューを組み合わせて利用できるプログラム型支援事業を実施します。</p> <p>(2) 行政書士による無料相談 町会・自治会の規約改正、法人化の手続き等について、行政書士による無料相談を行います。</p> <p>(3) 加入促進パンフレットの作成・配布 町会・自治会活性化に向けたパンフレットを作成します。</p> <p>(4) 町会・自治会のための SNS 講座 スマートフォンの基本操作や SNS 等の使い方を学べる講座を開催します。</p> |
| 2 | 特別出張所の管理運営 【各特別出張所】 【主な取組】(P27,28) | <p>地域の「ミニ区役所」として、窓口サービスの提供やコミュニティ支援業務等を提供する特別出張所（10 所）において、コミュニティ支援を行います。</p> <p>(1) 地区町会連合会事務局として各町会・自治会活動を支援します。</p> <p>(2) 窓口に来庁する転入者等に対し、町会加入案内等を配付します。</p> <p>(3) 町会・自治会が行うイベント等を特別出張所が取材し、新宿区町会連合会が運営するホームページ「シンジュクイレブン」で紹介します。</p> |

コラム

ワンルームマンション居住者の町会・自治会への加入を推進しています

新宿区では、交通や生活の利便性が高く、単身世帯が多いという地域特性を反映して、ワンルームマンションが多く建設されています。

それらの中には、住戸が狭小なものや住環境が良好でないものがあり、また、ごみの出し方、自転車の駐輪方法、騒音などの生活ルールを巡るトラブルが生じる場合があります。

一方で、少子高齢社会に適応した高齢者の居住の安定や、ファミリー世帯等の様々な人が暮らしやすい地域づくりが必要になっています。

こうしたことから平成16年4月に「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」を施行しました。

本条例では、一定規模以上のワンルームマンション等を建築する場合は、近隣への事前周知や、駐輪施設の設置等を建築主に求めています。

現在、本条例に基づいて、建築主に町会・自治会を紹介するパンフレットを渡し、マンションの居住者に周知するよう依頼しています。今後もこののような取組を通じて、ワンルームマンション居住者の町会・自治会への加入を推進していきます。

新宿区ワンルーム条例の手引き

(新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例)

ワンルームマンション条例の対象となる建物等

光面を除く階数が3以上で、ワンルーム形式の住戸(有効面積が30m²未満の住戸)が10戸以上の共同住宅、寮、寄宿舎及び長屋が対象の建物等となります。(第2、3参照)。



新宿区では、交通や生活の利便性が高く、単身世帯が多いという地域特性を反映して、ワンルームマンションが多く建設されています。

それらの中には、住戸が狭小なものや住環境が良好でないものがあり、また

ごみの出し方、自転車の駐輪方法、騒音などの生活ルールを巡るトラブルが生じる場合があります。

一方で、少子高齢社会に適応した高齢者の居住の安定や、ファミリー世帯等

の様々な人が暮らしやすい地域づくりが出来ています。

こうしたことから平成16年4月に「新宿区ワンルームマンション等の建築及び

管理に関する条例」を施行しました。



配布しているワンルーム条例のリーフレット

建築主に周知を依頼している案内

施策の方向性 I -2

町会・自治会の安定的な組織運営に向けた支援を行います

町会・自治会で行われている防災・防犯、環境美化等の様々な地域活動が、今後も安定的に実施し続けられるよう、町会・自治会の安定的な組織運営に向けた支援を行います。

▼主な取組の内容

事業名：地域コミュニティ事業助成（地域コミュニティ課）

地域コミュニティ事業助成は、区民が主体となる地域活動団体が行う地域全体の課題解決、安全安心なまちづくり、地域交流の促進に向けた取り組みに対して支援を行うとともに、団体同士の連携を促進し、地域コミュニティの活性化や絆づくりを推進することを目的とします。

助成対象団体

- ① 町会・自治会
- ② 地区町会連合会
- ③ 地区協議会
- ④ マンション管理組合
- ⑤ マンション等共同住宅の居住者で構成される団体
- ⑥ 地域コミュニティ事業を実施するために発足した、①から⑤までのいずれかの団体を含む実行委員会
- ⑦ 地域コミュニティ事業を行う団体 ※一定の要件あり
- ⑧ ボランティア団体・NPO 法人等社会貢献的活動を行う団体 ※一定の要件あり

助成対象事業

申請団体の会員だけでなく、広く地域住民を対象とする以下の事業区分に該当するもの

| 事業区分 | | 事業の内容(例) |
|------|------------------|---|
| 1 | 地域全体の課題解決に資する事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化活動 ・地域の文化・歴史の継承に資する事業 ・青少年の健全育成に資する事業 |
| 2 | 安全安心なまちづくりに資する事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や子どもの見守り活動 ・防犯パトロール、防災訓練 ・交通安全教室、防災に関する講演会 |
| 3 | 地域交流の促進に資する事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流に資する事業 ・タワーマンション等の住民と地域住民とのコミュニティづくり ・子育て支援に関する事業 |

助成金額

- 一事業につき、原則上限 15 万円（令和 6 年度までは上限 10 万円）
- 助成対象団体が連携し実施する事業・共同住宅内の地域コミュニティを新たに立ち上げる目的の事業は上限 30 万円（令和 6 年度までは上限 20 万円）
- 「地区協議会まちづくり活動支援補助金」の交付を 10 万円以上受けていた事業は上限 50 万円

助成率

- 原則助成対象経費の 3/4
- 交通安全運動、防犯パトロール、見守り活動、路上清掃、町会・自治会独自掲示板の新設・移転・回収、防災訓練に関する事業については 9/10（ただし、収入のない事業）

助成対象経費

印刷費（ポスター・チラシ等印刷経費、資料コピ一代等）、使用料・リース料（会議室の使用料等）、謝礼（外部講師謝礼）、物品購入費（用紙、テキスト、食材費など）、その他雑費（郵送代、保険料）など

予算配分

令和 6 年度より、第 4 回目申請時に、予算残額が無い地区でも、予算残額が生じた地区的残額の合算額を限度として、助成金を申請できるよう制度改正を実施しました。

＜改正前＞

| 第1回 4/1~7/31の事業 | 第2回 7/1~3/31の事業 | 第3回 11/1~3/31の事業 | 第4回 2/1~3/31の事業 |
|-----------------------|--------------------|---------------------|--------------------|
| 各地区200万円(区役所地区は100万円) | | | |

＜改正後＞

| 第1回 4/1~7/31の事業 | 第2回 7/1~3/31の事業 | 第3回 11/1~3/31の事業 | 第4回 2/1~3/31の事業 |
|-----------------------|--------------------|---------------------|--------------------|
| 各地区300万円(区役所地区は100万円) | | 全ての地区的 予算残額 | |

実施事例



「二丁目子ども縁日」(令和5年度・柏木地区)



「鶴巻小学校納涼盆踊り大会と子ども祭り」(令和6年度・榎町地区)

事業名：災害訓練等の実施（危機管理課）

避難所防災訓練や総合防災訓練などを実施するとともに、町会・自治会等による自主防災訓練への支援を行い、地域防災力の向上を図ります。

避難所運営管理訓練

各避難所運営管理協議会を中心に、避難誘導訓練、避難所開設・運営等訓練、初期消火訓練、救出救護訓練、発災対応型防災訓練等を行います。

避難所運営管理訓練の様子



避難所開設キット



災害用トイレ組み立て訓練



発電機取り扱い訓練

総合防災訓練

各避難所で実施されている避難所運営管理訓練との連携等、各地域に即した内容で総合的な訓練を実施します。

総合防災訓練の様子



支援物資輸送・受入訓練



ドローン飛行演習



防災関係機関合同演習

自主防災訓練

「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念に基づき、一人ひとりが災害に対応できる知識・技術を身に着け、近隣との助け合い（共助）により被害を最小限にする目的で、防災区民組織、マンション管理組合、事業所、学校等が実施する、初期消火訓練や給食給水訓練、発災対応型防災訓練等について支援します。

自主防災訓練への支援

| | |
|------------------|------------------|
| ・訓練用各種資機材の貸出 | ・起震車の運行・訓練の実施 |
| ・職員派遣による防災講話の実施 | ・訓練で使用した消火器の詰め替え |
| ・防災普及啓発用 DVD の貸出 | ・訓練用アルファ化米の提供 |

▼関連事業一覧

| | 事業名／所管課 | 取組内容 |
|---|--|---|
| 1 | 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業 【地域包括ケア推進課、健康政策課、健康づくり課】 | <p>新宿区オリジナル3つの体操・トレーニングの普及啓発を通じて、身近な地域で住民主体で実践できるよう活動を支援します。</p> <p>(1)介護予防体操「新宿いきいき体操」では、新宿いきいき体操サポーターの支援・育成を通じて地域活動を強化します。</p> <p>(2)筋力トレーニング「しんじゅく100トレ」では、グループ（5名以上）の立ち上げ・継続支援を通じて住民主体による地域の健康づくりを推進します。</p> <p>(3)えん下体操「新宿ごっくん体操」では、「新宿いきいき体操」「しんじゅく100トレ」と併せて普及啓発を行っています。</p> |
| 2 | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 【地域包括ケア推進課、高齢者支援課、健康づくり課、高齢者医療担当課】 | <p>高齢期の特性を踏まえた健康づくりや介護予防・フレイル予防の推進のため、町会・自治会をはじめ、様々な地域の「通いの場」からの希望に応じて、出張健康教育「出張！フレイル予防元気アップ講座」を実施します。</p> |
| 3 | 子ども未来基金 【子ども家庭課】 | <p>「新宿区子ども未来基金」を活用し、未来を担う子どもの育ちを支援する活動に対し助成及び支援を行うほか、子どもの夢を育む活動や体験を支えます。</p> <p>(1)育成支援活動団体への助成 子どもの育ちを支援する活動を行う団体へ活動費を助成します。</p> <p>(2)コンサルティングを受ける機会の提供 活動を新たに始める、あるいは活動を安定させたい団体等へコンサルティングを受ける機会を提供します。</p> <p>(3)高校生全国大会等出場者助成 部活動の全国大会等に出場する高校生への交通費・宿泊費を助成します。</p> <p>(4)高校三年生進路支援助成 生活困窮世帯の高校三年生への検定試験、資格試験、専門学校受験料を助成します。</p> |
| 4 | 町会・自治会活性化支援 【地域コミュニティ課】 【主な取組】(P24,25,26,36,37) | 【再掲】(P29掲載) |
| 5 | 地域活動への支援 【地域コミュニティ課】 | コミュニティづくりの推進のため、「一般財団法人自治総合センター」が宝くじの社会貢献広報事業として実施している「一般コミュニティ助成」を活用し、町会・自治会のコミュニティ活動等に必要な備品等の整備に対する補助金を交付します。 |
| 6 | コミュニティ活動補償制度 【地域コミュニティ課】 | 地域団体のコミュニティ活動中の事故に対して、区が一括して保険に加入し、傷害や賠償責任の補償をすることで、安心して活動に取り組める環境を整備します。 |

| | | |
|----|--|---|
| 7 | 地域コミュニティ事業助成 【地域コミュニティ課】 【主な取組】(P31,32) | 地域全体の課題解決、安全安心なまちづくり及び地域交流の促進のため、町会・自治会をはじめとした、地域団体が実施する地域コミュニティ活動に対して、特別出張所区域ごとに助成を行います。 |
| 8 | 地域防災コミュニティの育成 【危機管理課】 | 地域の自主防災体制を強化するため、防災区民組織に対する活動助成や、防災ボランティアの育成に取り組みます。 (1)防災区民組織に対して、組織独自の防災活動（自主防災訓練・勉強会・資機材整備）に必要な助成金を交付します。 (2)各講習会や小型消防ポンプ、スタンドパイプの操作・指導等を実施します。 (3)防災ボランティアに対してスキルアップ講習会を実施します。 |
| 9 | 災害訓練等の実施 【危機管理課】 【主な取組】(P33) | 地域防災力の向上を図るための取組を進めます。 (1)避難所運営管理訓練 各避難所運営管理協議会を中心に、避難誘導訓練、避難所開設・運営等訓練、初期消火訓練、救出救護訓練、発災対応型防災訓練等を行います。 (2)自主防災訓練 防災区民組織、マンション管理組合、事業所、学校等が実施する、初期消火訓練や給食給水訓練、発災対応型防災訓練等について支援します。 (3)総合防災訓練 各避難所で実施されている避難所運営管理訓練との連携等、各地域に即した内容で総合的な訓練を実施します。 |
| 10 | 民有灯及び商店街灯の支援 【道路課】 【主な取組】(P70) | まちの防災性向上と商店街振興等のため、民有灯及び商店街灯への支援を行います。 (1)民有灯改修支援 (2)民有灯及び商店街灯の維持助成 |
| 11 | ポイ捨て防止ときれいなまちづくり 【ごみ減量リサイクル課】 | 町会・商店街等事業所と連携して区民や事業者等に散乱防止の意識を広く啓発するため、ごみゼロデー区内一斉道路清掃、秋のごみゼロ運動、年末クリーン作戦のほか、美化推進重点地区におけるキャンペーン活動を実施します。 また、清掃用具の貸出等によりボランティア活動を支援します。 |
| 12 | 樹木、樹林等の保存支援 【みどり公園課】 | 町会・自治会で管理している保護樹木等について、維持管理費用の一部助成や維持管理修繕を実施します。 |
| 13 | 地域に根ざしたみどりの普及や啓発 【みどり公園課】 | 地域のイベントでの緑化相談の実施や花の種の提供などにより、地域に根ざしたみどりの普及啓発を行います。 また、地域の団体とみどりの協定を結び、緑化材料を支給することで、地域の緑化を推進します。 |
| 14 | 資源回収の推進 【新宿清掃事務所】 【主な取組】(P71,72) | 集団回収実践団体及び回収事業者への支援を実施します。 (1)集団回収実践団体として登録している町会・自治会等へ回収した資源量に対する報奨金及び支援物品（台車等）を支給します。 (2)意見・情報交換の場として懇談会を開催します。 (3)功労があった団体・個人を表彰します。 |
| 15 | 特別出張所の管理運営 【各特別出張所】 【主な取組】(P27,28) | 【再掲】(P29掲載) |

施策の方向性 I -3

業務改善やスマートフォンの活用など町会・自治会のデジタル化を支援します

新宿区内には、積極的に SNS 等を活用し情報発信・共有を行っている町会・自治会がある一方で、スマートフォンの操作やインターネットの活用に不慣れな町会・自治会が多い状況があります。各町会・自治会の状況に応じて丁寧に対応することによって、町会・自治会の業務改善やデジタル化を支援します。

▼主な取組の内容

事業名：町会・自治会活性化支援（地域コミュニティ課）

町会・自治会のための SNS 講座

町会・自治会運営の効率化や若い世代の加入促進のため、町会・自治会活動のデジタル化を支援します。町会・自治会の情報共有・発信に役立つスマートフォンの基本操作や SNS を使った情報発信の方法、オンライン会議のやり方などの講座を開催するほか、各町会・自治会が希望する内容に応じたメニューを作成し、出前講座を実施します。

| 講座内容(例) | |
|----------------------|---|
| スマホの基本操作 | スマホの基本操作、文字入力、カメラ、動画、地図検索、アプリのダウンロードと削除など |
| LINE の基本 | LINE アプリの基本操作・友だち登録、トーク、スタンプ、LINE 電話、公式アカウントの使い方など |
| SNS の選び方と情報発信方法 | 各種 SNS の紹介、SNS を使用する際の注意事項、X (旧 Twitter)、Instagram アプリのダウンロードとアカウント設定など |
| LINE の応用 | LINE アプリを活用したグループチャット、ノート・イベント・アルバム・keep 機能、オーブンチャットなど |
| Instagram を使った情報発信方法 | Instagram アプリのダウンロードとアカウント設定、基本操作とホーム画面の見方と投稿・削除、町会の活動につながる使い方など |
| スマホカメラの活用方法 | 町会イベントを上手く撮影するスマホカメラの使い方「構図・アングル、被写体別の撮影」など |



スマートフォンの基本操作の講座



LINE の使い方講座

プログラム型コンサルティング事業(新宿区町会・自治会活性化応援隊事業)

町会・自治会ごとの課題を分析し、複数のメニューを組み合わせて支援するプログラム型コンサルティング事業において、情報共有・発信に課題を抱える町会・自治会に対し、SNS を活用した情報発信ツール（Instagram 等）の作成などを支援します。

《プログラム型コンサルティング事業(新宿区町会・自治会活性化応援隊事業)支援事例》

未加入者や若い世代が町会活動に関わりやすくするため、デジタルを活用した情報共有や発信などの効率的な町会運営に向けた支援を実施しました。

①デジタルを活用した住民に向けた情報発信

若い世代と繋がるきっかけとして、SNS での情報発信に Instagram を活用するとともに、活用に向け役員数人での「SNS 勉強会」を実施しました。また、イベント等への参加申込みの受付には、インターネット上の申込フォーム（二次元コード）を活用しました。

②役員間の情報共有・情報伝達の仕組みづくり

役員の LINE グループをつくり、情報伝達や情報共有のデジタル化を推進しました。



町会 Instagram アカウントの作成(西新宿四丁目町会)



町会 Instagram 紹介カード(西新宿四丁目町会)

▼関連事業一覧

| | 事業名／所管課 | 取組内容 |
|---|---|--------------|
| 1 | 町会・自治会活性化支援 【地域コミュニティ課】 【主な取組】(P24,25,26,36,37) | 【再掲】(P29 掲載) |

コラム

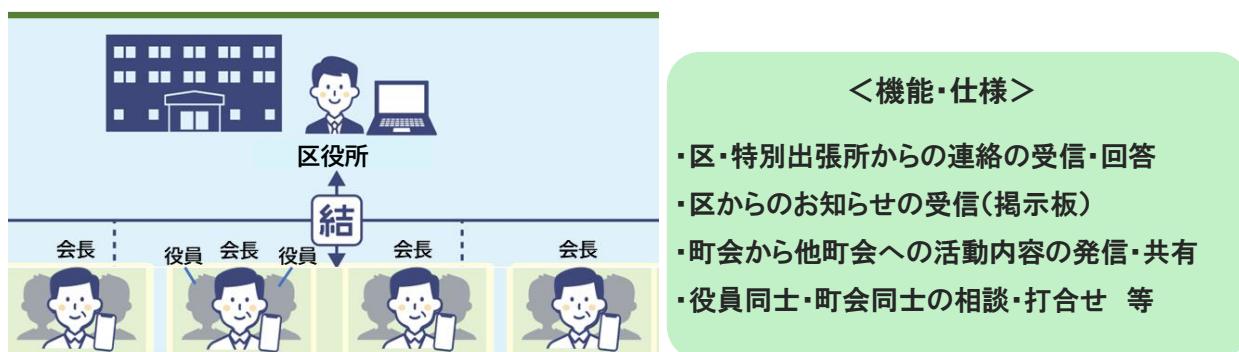
電子回覧板アプリ(結ネット)の実証実験を実施しています

新型コロナウイルス感染症の影響により、町会・自治会活動を含む「地域コミュニティ活動」の停滞が懸念され「新たな日常」を踏まえた町会活動の構築が求められている中、令和4年度に「榎町地区」において、各会員が所有するスマートフォンやタブレット端末を使用して、平時は情報受発信ツールとして、災害時は安否確認ツールとして機能する電子回覧板アプリ(結ネット)を活用し、迅速な情報伝達や役員の負担軽減、業務効率化等につなげるための実証実験を開始しました。その後、令和5年度には、「落合第二地区」「柏木地区」「西新宿地区」を加え、令和6年度には、「箪笥地区」「落合第一地区」を加えるなど、地区を拡大しながら実証実験を進めています。

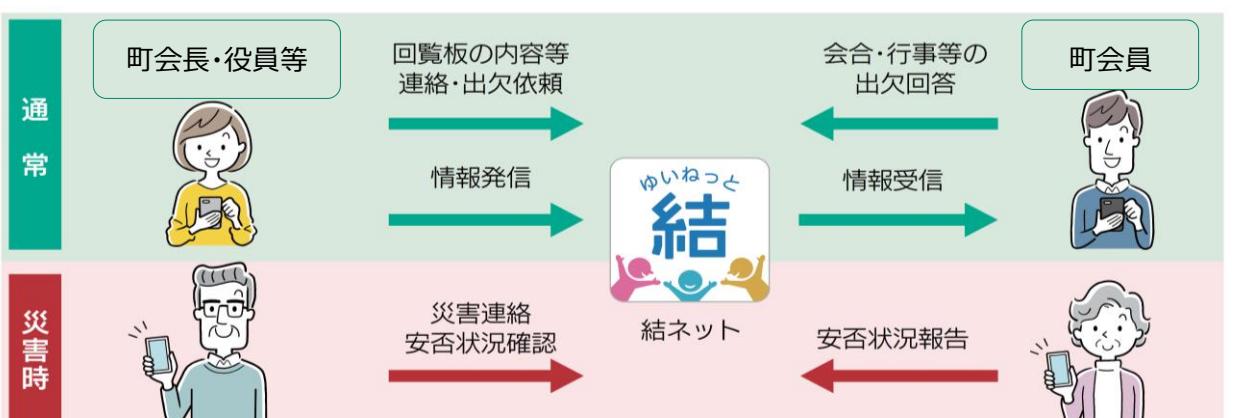
引き続き、本実証実験での取組を通じて、ITを活用した町会・自治会の効果的・効率的な情報共有を推進していきます。

電子回覧板アプリ(結ネット)の主な機能

『新宿区連絡網』機能…区・特別出張所と各町会・自治会の役員間での利用



『電子回覧板』機能…町会・自治会内の会員同士での利用



- <機能・仕様>**
- ・町会・自治会ごとに専用ページを用意
 - ・回覧板のハンコに相当する未読／既読の確認機能
 - ・災害モード・訓練モード機能
 - ・その他、役員会、総会サポート、アンケート、カレンダーなどの便利機能

施策の方向性 I -4

町会・自治会が充実した活動が行えるように**活動拠点確保**に向けた支援を行います

イベント等の実施場所の確保は、町会・自治会が抱える課題の一つとなっており、イベントや集会のための場所、祭りの備品や防災備蓄品の保管場所等、活動場所等の確保に関する要望が増加傾向にあります。町会・自治会が充実した活動を行えるようにするため、区の施設を活用するなど活動拠点の確保に向けた支援を行います。

▼主な取組の内容

事業名：地域センターの管理運営（地域コミュニティ課）

地域センターは、地域の方々のコミュニティ活動や文化的活動の場として、区民相互の交流を通してふれあいと連帶意識の形成を促進するため、町会・自治会活動や文化・学習活動など、さまざまな団体にご利用いただくよう設置された施設です。

各地域センターは、コミュニティ活動の拠点として、多目的ホールや会議室、調理室、和室など、地域住民の多様なニーズに応えるための部屋を整備し、コミュニティ団体等へ貸出します。

区内全 10 所の地域センターは、地域住民で構成されたコミュニティ組織である各地域センター（管理）運営委員会が指定管理者として施設の管理運営を行います。

◆ 名 称

| | |
|------------|------------|
| 四谷地域センター | 牛込簗箭地域センター |
| 榎町地域センター | 若松地域センター |
| 大久保地域センター | 戸塚地域センター |
| 落合第一地域センター | 落合第二地域センター |
| 柏木地域センター | 角筈地域センター |



柏木地域センター

◆ 開館時間 9:00 ~ 22:00

◆ 利用時間 9:00 ~ 21:45 ※準備・後片付けの時間を含む

[午 前] 9:00~12:00 [午後1] 13:00~15:00 [午後2] 15:15~17:15

[夜間1] 17:30~19:30 [夜間2] 19:45~21:45 [全 日] 9:00~21:45

◆ 休館日 年末年始（12/29~1/3）、定期休館日

地域センターまつり

地域センターまつりは、地域の連帯感を高め、住民同士の絆を深める機会として、地域の多様な団体の協力により開催します。子どもから大人まで幅広い世代の地域住民が集い、交流を深めます。

各地域センターでは、地域の特性を生かした多彩なプログラムを催し、登録団体によるダンスや楽器演奏の発表など、文化活動を促進するほか、学生ボランティアの参加等、毎年工夫を重ねて地域のコミュニティ活性化を図ります。



「UTC オンステージ」(令和6年度)
たんす縁と花のまちづくりフェア

地域貸出物品

地域活動を支援するため、地域でのイベント等で活用できる様々な物品を地域センターで貸し出します。

| | |
|---------------|--|
| 主な貸出物品 | ポップコーン機、綿菓子機、かき氷機、餅つきセット、輪投げセット、テント、AED※、ポータブルアンプ・マイク、プロジェクター等 |
| 利用できる方 | 新宿区内で地域コミュニティ活動を行う団体 |
| 貸出期間 | 1週間 |
| 利用申込み先 | 各地域センター |
| 利用料 | 無料 |

※AEDは令和7年7月末から貸し出し予定



かき氷機



ポップコーン機



餅つきセット



AED(イメージ)

▼関連事業一覧

| | 事業名／所管課 | 取組内容 |
|----|---|---|
| 1 | 公衆浴場の支援 【地域コミュニティ課】 | 区民の保健衛生、健康増進、地域の交流の場である区内公衆浴場の存続を図るため、施設改修や経営安定化のための補助金を交付します。 |
| 2 | 中強羅区民保養所の管理運営 【生涯学習スポーツ課】 | 区民の健康回復や保養のため、中強羅区民保養所（箱根つづじ荘）の管理運営を行うとともに、区が主催又は共催する事業等で団体が利用する場合に、優先して利用申請を受け付けます。 |
| 3 | 区民健康村の管理運営 【生涯学習スポーツ課】 | 豊かな自然環境の中で、区民の心と体の健康を保ち、余暇の充実を図るため、区民健康村（グリーンヒルハケ岳）の管理運営を行うとともに、区が主催又は共催する事業等で団体が利用する場合に、優先して利用申請を受け付けます。 |
| 4 | 元気館の管理運営 【健康政策課】 | 運動習慣の定着を目的とする健康増進事業を実施し、区民の健康保持とその増進を図るとともに、登録団体への貸室の優先受付など、地域における健康づくりの自主活動を支援します。 |
| 5 | シニア活動館の管理運営 【地域包括ケア推進課】 | シニア世代の方等を対象とした健康及び福祉の増進及び、「地域支え合い活動」の推進を図るため、町会・自治会等をはじめとした地域団体が活動するための場を提供します。 |
| 6 | 地域交流館の管理運営 【地域包括ケア推進課】 | 地域における高齢者相互の交流の拠点とともに、高齢者に係る健康及び福祉の増進を図るため、町会・自治会をはじめとした地域団体が活動するための場を提供します。 |
| 7 | 薬王寺地域ささえあい館の管理運営 【地域包括ケア推進課】 | 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者の健康及び福祉の増進を図るとともに、「地域支え合い活動」の拠点として町会・自治会をはじめとした地域団体が活動するための場を提供します。 |
| 8 | 男女共同参画推進センターの管理運営 【男女共同参画課】 | 地域団体への会議室の貸出・男女共同参画に関する学習を活動目的とする団体及び女性団体への使用料の減額及び優先予約受付を行います。 |
| 9 | 新宿 NPO 協働推進センターの管理運営 【地域コミュニティ課】 | 社会貢献活動団体のネットワークづくりの支援や活動の場の提供など、社会貢献活動を支援するとともに、町会・自治会を含む登録団体が社会貢献活動を行うことを目的として利用する場合、優先予約の受付及び利用料金を半額に減額します。 |
| 10 | 地域センターの管理運営 【地域コミュニティ課】 【主な取組】(P39,40) | 地域のコミュニティ活動の拠点として、区民相互の交流を通してふれあいと連帯意識を促進するとともに、町会・自治会等の地縁に基づく団体が公益目的で利用する場合の使用料の免除及び優先予約の受付を行います。 |
| 11 | 道路の適正利用 【土木管理課】 | 町会・自治会や商店街の祭りやイベントの開催及びフラッグ設置等で区道を使用することについて、「道路法」に基づき道路占用を許可します。また、モア4番街や歌舞伎町シネシティ広場でのオープンカフェ等を実施する際に、特例で道路占用を許可します。 |
| 12 | 河川等の維持管理 【土木管理課】 | 町会・自治会や商店街が、イベントで河川を使用することについて、「河川法」に基づき河川占用を許可します。 |

| | | |
|----|---|---|
| 13 | 学校施設等の活用 【生涯学習スポーツ課】 | 学校教育に支障のない範囲で、区立小・中学校等の校庭・体育館・特別教室等を活用し、区民に生涯学習・スポーツの場を提供するとともに、団体の育成・支援を通して、区民とともに生涯学習・スポーツの振興を図ります。 |
| 14 | 運動広場の開放 【生涯学習スポーツ課】 | 区民の健康と体力の増進及び区民生活の向上を図るため、区民にスポーツ活動及びレクリエーション活動の場を提供します。 |
| 15 | 区民ギャラリーの管理運営 【生涯学習スポーツ課】 | 区民等に創作品を展示・発表する場を提供し、区民の創作意欲を促進するとともに、区民等が利用する場合は使用料の減額・優先予約の受付を行います。 |
| 16 | ギャラリー“みるつく”的運営 【生涯学習スポーツ課】 | 区内スポーツ施設等において、区民等に創作品を展示・発表する場を提供し、区民の創作意欲を促進します。 |
| 17 | 生涯学習館の管理運営 【生涯学習スポーツ課】 | 区民が学び、集い、文化的活動等に親しむことができる機会及び場を提供するとともに、地域団体間の連携を図るため、生涯学習館まつりや利用者懇談会を開催します。 |
| 18 | 新宿スポーツセンターの管理運営 【生涯学習スポーツ課】 | 区民の健康と体力の増進及び区民生活の向上を図るため、区民にスポーツ活動及びレクリエーション活動の場を提供します。 |
| 19 | 新宿コズミックスポーツセンターの管理運営 【生涯学習スポーツ課】 | 区民の健康と体力の増進及び区民生活の向上を図るため、区民にスポーツ活動及びレクリエーション活動の場を提供します。 |
| 20 | 公園内運動施設の管理運営 【生涯学習スポーツ課】 | 区民の健康と体力の増進及び区民生活の向上を図るため、区民にスポーツ活動及びレクリエーション活動の場を提供します。 |
| 21 | 大久保スポーツプラザの管理運営 【生涯学習スポーツ課】 | 区民の健康と体力の増進及び区民生活の向上を図るため、区民にスポーツ活動及びレクリエーション活動の場を提供します。 |
| 22 | 四谷スポーツスクエアの管理運営 【生涯学習スポーツ課】 | スポーツ振興と多くの人が集うにぎわい豊かなまちの実現を図るため、区民にスポーツ、文化的活動、相互交流及び会議の場を提供します。 |
| 23 | 区有財産の管理 【契約管財課】 | 行政財産として管理している土地及び建物に町会・自治会が防災資機材倉庫等を設置する場合、使用を無償で許可することで、地域の防災活動拠点の確保に向けた支援を行います。 |

施策の方向性 I -5

町会・自治会に関する情報発信や町会・自治会の情報発信支援を行います

町会・自治会の活動を区民等に対して分かりやすく効果的に周知するため、区内掲示板、区イベント等により町会・自治会情報の発信などを行います。

▼主な取組の内容

事業名：掲示板の維持管理（地域コミュニティ課）

掲示板の管理委託

区民に対する広報活動の一環として、区内に設置されている掲示板（②委託掲示板③町会独自掲示板）の管理等を町会・自治会に委託しています。

また、町会・自治会と連携し、区内に設置されている掲示板（①直営掲示板②委託掲示板③町会独自掲示板）を通じ、町会・自治会活動PRのためのチラシ等の掲示をはじめ、様々な地域活動等の周知を行います。

| 掲示板の種類 | 設置本数 |
|-------------------------------|-----------|
| ①直営掲示板（設置：区 管理：区） | 101 本 |
| ②委託掲示板（設置：区 管理：町会・自治会） | 875 本 |
| ③町会独自掲示板（設置：町会・自治会 管理：町会・自治会） | 約 1,400 本 |



①直営掲示板



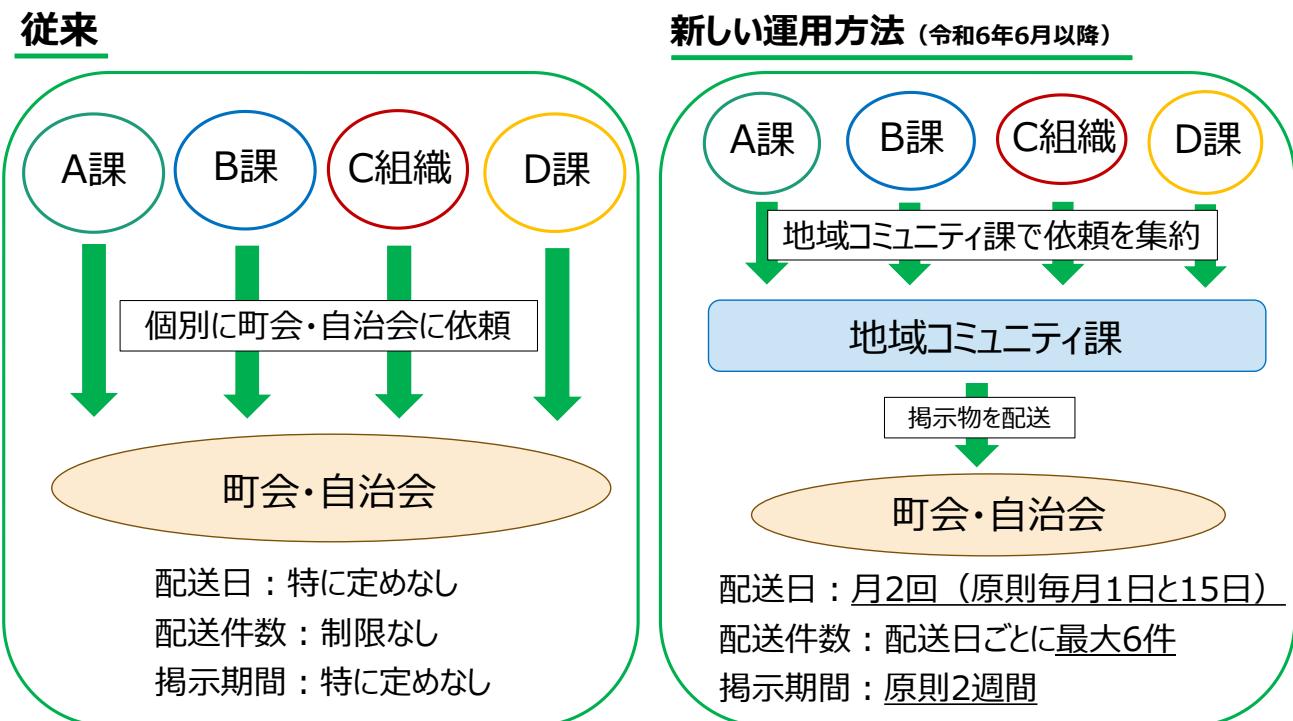
②委託掲示板



③町会独自掲示板

掲示物の掲示依頼方法の変更

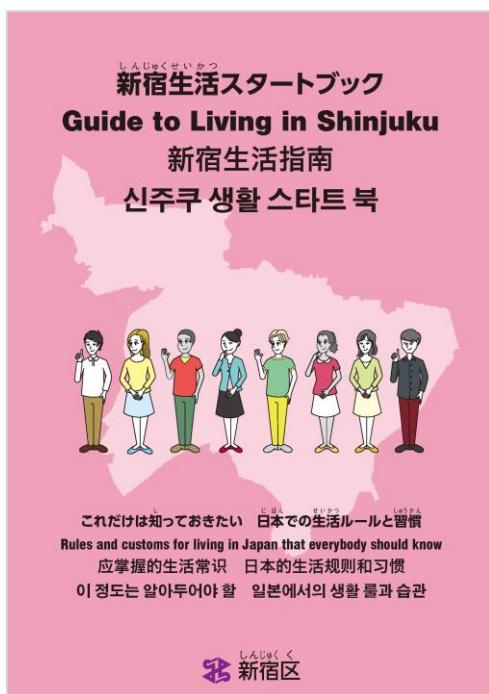
町会・自治会における掲示作業に伴う負担を軽減するため、令和6年6月から、区、国、都及び外郭団体等が町会・自治会に対し町会管理掲示板（②委託掲示板③町会独自掲示板）に掲示物の掲示を依頼するものは、地域コミュニティ課が案件を取りまとめ、月に2回（原則毎月1日と15日）掲示物を配送する方法に変更しています。



事業名：外国人への情報提供（多文化共生推進課）

外国人に対して生活に必要な行政情報や地域情報、日本の文化・習慣に関する情報を提供するため、「新宿生活スタートブック」・「外国人住民のための生活情報紙」・外国語広報紙「しんじゅくニュース」の発行・外国人向け生活情報ホームページ・外国語版SNSの運営等を行います。これら外国人への情報提供では、町会・自治会の活動等についても多言語で周知します。

| 名称 | 内容 |
|-----------------------------|--|
| 新宿生活スタートブック・新宿生活スタートガイド(動画) | 来日又は区内に転入した外国人に日本での生活マナーやルール、生活情報を多言語で提供します。 |
| 外国人住民のための生活情報紙 | 生活に必要な情報を掲載しています。 ①緊急時や災害に備えて ②届出・税金 ③保険・健康管理・福祉 ④仕事・在留資格 ⑤出産・子育て・教育 ⑥暮らし ⑦スポーツ・図書館・学習・博物館 ⑧便利情報 |
| 外国語広報紙 しんじゅくニュース | 行政情報や地域情報を多言語で発行します。(年3回発行) |
| 外国人向け 生活情報ホームページ | 行政情報や地域情報を掲載し、新着情報を毎月3回更新します。 |
| 外国語版SNS | 行政情報、生活情報、災害時の情報を迅速に提供するツールとして、外国語版SNSを運用し、月に10~15件程度配信します。 |



新宿生活スタートブック



新宿生活スタートガイド(動画)



新宿生活スタートガイド(動画)はこちらからご覧いただけます

▼関連事業一覧

| | 事業名／所管課 | 取組内容 |
|---|--|--|
| 1 | 若者のつどい 【男女共同参画課】 | 20代・30代を中心とした若者に、行政やNPOをはじめ地域で活動している団体などを知ってもらうとともに、若者同士が出会い、交流しながらつながるきっかけをつくるイベントを実施します。 イベント内の行政ブースにおいて、町会・自治会活動のPRを行います。 |
| 2 | 町会・自治会活性化支援 【地域コミュニティ課】 【主な取組】(P24,25,26,36,37) | 【再掲】(P29掲載) |
| 3 | 掲示板の維持管理 【地域コミュニティ課】 【主な取組】(P43,44) | 町会・自治会等と連携し、区内に設置されている掲示板を通じ、町会・自治会活動PRのためのチラシ等の掲示をはじめ、様々な地域活動等の周知を行います。 |
| 4 | ごみの発生抑制に向けた普及啓発 【ごみ減量リサイクル課】 | ごみの減量や発生抑制に関する区民等の意識や行動の向上を目的として、啓発パンフレットを作成するとともに、ごみ減量・リサイクル功労者表彰等を実施します。 表彰については、ごみ減量とリサイクルの推進に功労のあった町会・自治会等を表彰します。 |
| 5 | 大新宿区まつり 【文化観光課】 | 町会・自治会が主催し、又は開催に関与している地域の秋まつりについて、周知用リーフレットやWebページにより情報発信することで人々の交流の輪を広げるとともに、にぎわいを創出します。 |
| 6 | 外国人への情報提供 【多文化共生推進課】 【主な取組】(P45) | 外国人に対して生活に必要な行政情報や地域情報、日本の文化・習慣に関する情報を提供するため、「新宿生活スタートブック」・「外国人住民のための生活情報紙」・外国語広報紙「しんじゅくニュース」の発行・外国人向け生活情報ホームページ・外国語版SNSの運営等を行います。 これら外国人への情報提供では、町会・自治会の活動等についても多言語で周知します。 |
| 7 | 広報活動 【区政情報課】 【主な取組】(P47,48) | 広報新宿に町会・自治会の取組に関する情報を掲載し、SNSで地域コミュニティ事業助成やマンション居住者向け情報などの配信等をすることで、区政情報や区内の行事・地域の話題等を広く区民に提供します。 |
| 8 | 特別出張所の管理運営 【各特別出張所】 【主な取組】(P27,28) | 【再掲】(P29掲載) |

基本目標Ⅱ 地域で活動する様々な主体による地域コミュニティへの参加・協力・連携を推進します

地域で活動する様々な主体が地域コミュニティ活動へ参加・協力・連携しやすい環境を整えることを目指します。

施策の方向性Ⅱ-1

地域で活動する様々な主体に対して地域コミュニティに関する周知・意識啓発を行います

地域コミュニティへの理解や関心を深めてもらうため、地域で活動する様々な主体に対して地域コミュニティに関する情報の周知を行うとともに、意識啓発を行います。

▼主な取組の内容

事業名：広報活動（区政情報課）

広報新宿に町会・自治会の取組に関する情報を掲載し、区政情報や区内の行事・地域の話題等を広く区民に提供します（発行部数：101,000部）。



広報新宿1面イメージ

広報新宿中面イメージ

SNSで地域コミュニティ事業助成やマンション居住者向け情報などを発信します。

毎月、LINEによるマンション居住者向け情報（マンションくらしニュース）を配信します。

| SNSの種類 | 登録者数(令和6年12月31日時点) |
|--------|-------------------------------------|
| LINE | 13,882人（うちマンション居住者向け情報受信設定者は2,402人） |
| X | 17,302人 |



LINE登録募集チラシ

マンションくらしニュース

事業名：町会・自治会活性化支援（地域コミュニティ課）

新宿区では、8割以上の区民がマンション等の集合住宅に居住しており、地域コミュニティの活性化に向けて、町会・自治会との関係づくりが非常に重要です。このため、区内におけるタワーマンションでの居住環境の把握とともに、マンションと地域のコミュニティづくりなどの施策に反映するため、令和元年度に「タワーマンション実態調査」を実施し、本調査結果を踏まえ、令和4年度にPT（プロジェクトチーム）を立ち上げました。

マンション施策を効果的に推進する上で、町会・自治会とマンションとの接点づくりやマンションへの情報発信が重要な基盤となることから、PTを中心に、タワーマンションへの個別訪問や「新宿区マンションくらしニュース」の配信などを行います。

タワーマンションへの個別訪問の実施

新宿区内のタワーマンション（分譲マンション）の管理組合等を個別に訪問し、マンションが実施しているコミュニティ活動・防災活動などの状況について聞き取りを行い、タワーマンション内の自治会組織の立ち上げ支援、区の支援施策の紹介、防災活動の連携支援など各マンションの課題に応じて適切な支援を行います。

新宿区マンションくらしニュースの配信

区の公式LINEを活用し、マンション居住者向けに地域イベントなどの地域情報や防災対策情報、町会・自治会への入会方法等について、定期的に記事を配信します。

**新宿区公式LINEで、
マンション居住者向け情報を配信中！**

… 地域や町会・自治会の情報をここでチェック …



いつでも、手軽に情報をキャッチできます。

- 月に1回、LINEに情報を配信
- バラエティ豊かな情報を届け

- ・ 地域イベント
- ・ マンションの活動紹介
- ・ マンション相談・セミナー
- ・ 防災対策への助成 等

新宿区公式LINEアカウント



新規登録の方へ
二次元コードから
お願いします。

登録済みの方へ
二次元コードから「受信設定」変更
「マンション居住者向け情報」を
選択・追加してください。

区公式LINEによるマンション居住者向け情報の発信

総合的なマンション情報ページの設置

令和5年9月より、区ホームページ上において、関係各課が発信している様々なマンション施策情報をカテゴリー化し、一つのページに集約した総合的なマンション情報ページ「新宿区マンション暮らし情報」を設置しました。

| 項目 | ページ名 |
|-------------------|---|
| 建物管理・相談 | 「マンション管理相談」「新宿区マンション管理相談員派遣制度」など |
| 耐震化・改修・新築・建替・敷地売却 | 「非木造建築物の耐震化」「擁壁・がけの安全化の総合的な支援のご案内」「新宿区エレベーター防災対策改修支援事業のご案内」など |
| マンション防災 | 「中高層マンションの防災対策～マンション防災はじめの一歩～」「マンション自主防災組織防災資機材助成事業」など |
| 地域コミュニティ | 「地域コミュニティ事業に助成します」「町会、自治会について」「地域のイベント情報」「新宿区コミュニティ活動補償制度」など |
| 環境・衛生 | 「住宅宿泊事業と新宿区のルールについて」など |
| 新宿区マンションくらしニュース | 過去に配信した掲載記事のリンク |
| 施策に関する計画・データ等 | 「新宿区マンション管理計画認定制度」「新宿区マンション実態調査について」など |
| リンク集 | 「東京都マンションポータルサイト【東京都】」「マンション管理状況届出制度【東京都】」 |

新宿区
SHINJUKU CITY

本文へ サイトマップ アクセス等 問い合わせ 携帯サイト

Google 検索 検索の方法 文字サイズ： 標準 拡大 色変更・音声読み上げ Language

ホーム くらし 観光・文化 産業・ビジネス 防災・防犯 その他区政情報

早引きメニュー テーマから探す 手書きの情報・窓口案内 施設案内・利用予約

新宿区ホームページ > くらし > 住まい > 新宿区マンション暮らし情報

ページID : 000070018

【新着情報】現在、新着情報はございません。

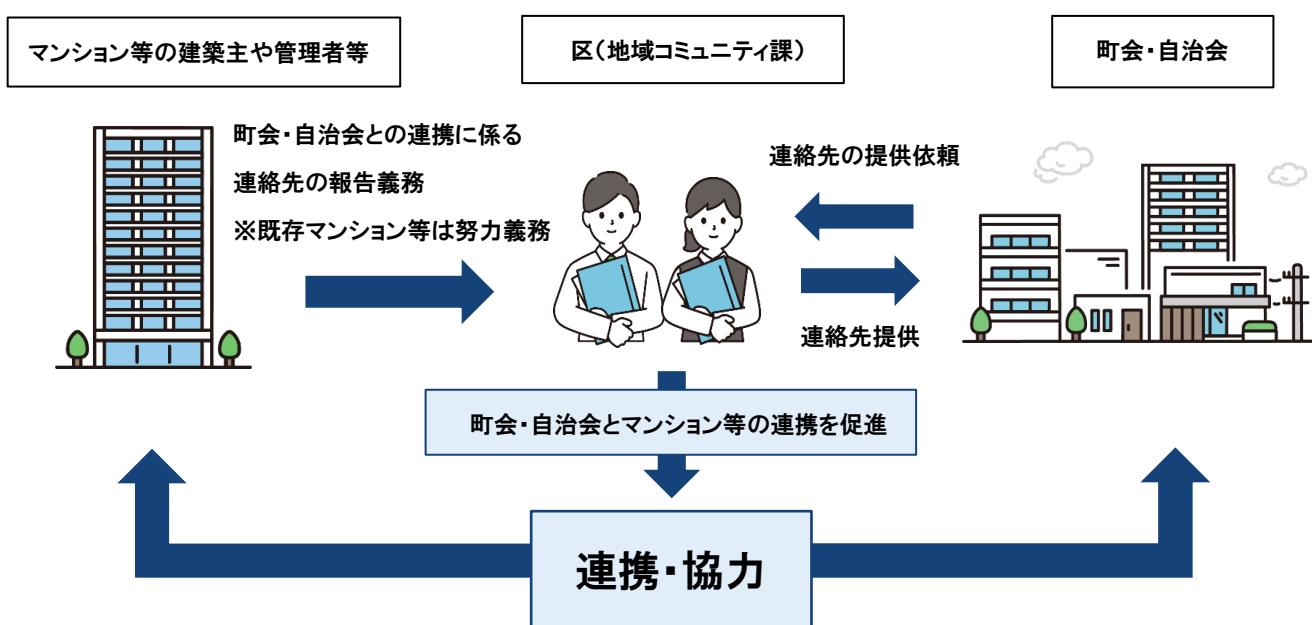
くらし 戸籍・住民票・印鑑登録・マイナンバーカード 電子申請サービス 保険・年金・税金 出産・子ども・教育 福祉・介護 健康・医療・衛生 ごみ・資源・環境 住まい まちづくり・都市計画 道路・交通・自転車 みどり・河川・公園 地域共生・区民活動 多文化共生・国際交流 消費生活・相談 社会保障・税番号（マイナンバー）制度

区ホームページに設置の「新宿区マンション暮らし情報」のページ

町会・自治会とマンション等との接点づくり

町会・自治会とマンション等との連携・協力を後押しするため、条例において、マンション等の建築主や管理者等に、連絡先の提出を義務として定めました。区内でマンション等の新築を行う建築主等に対し、区及び指定確認検査機関に確認申請書を提出するときまでに、地域コミュニティ課へ町会・自治会との連絡先の届出を義務付けます。また、当該マンション等の管理を行う管理者等に対しても、町会・自治会との連絡先の届け出を義務付けます。

提出された連絡先は、町会・自治会活動への参加・協力・連携を後押しするため、町会・自治会から連絡先の提供依頼を受けた際に、区から町会・自治会に提供します。



▼関連事業一覧

| | 事業名／所管課 | 取組内容 |
|---|--|---|
| 1 | 町会・自治会活性化支援 【地域コミュニティ課】 【主な取組】(P49,50,51) | <p>マンションと地域のコミュニティづくりを支援します。</p> <p>(1)タワーマンションへの個別訪問の実施 マンション内のコミュニティづくりや地域（町会・自治会等）との連携に向けた支援施策を検討するため、タワーマンションへの個別訪問を実施します。</p> <p>(2)新宿区マンションくらしニュースの配信 区の公式LINEを活用し、地域コミュニティづくり及び防災対策情報等の情報を定期的に配信します。</p> <p>(3)条例による町会・自治会とマンション等との接点づくり 町会・自治会とマンション等との連携・協力を後押しするため、マンション等の建築主や管理者等の連絡先の提出を条例で義務付け、提出された連絡先は、町会・自治会から依頼を受けた際に、区から町会・自治会へ提供します。</p> |
| 2 | 広報活動 【区政情報課】 【主な取組】(P47,48) | 【再掲】(P46掲載) |

施策の方向性 II-2

地域コミュニティに関する人の増加につながる教育や人材育成を行います

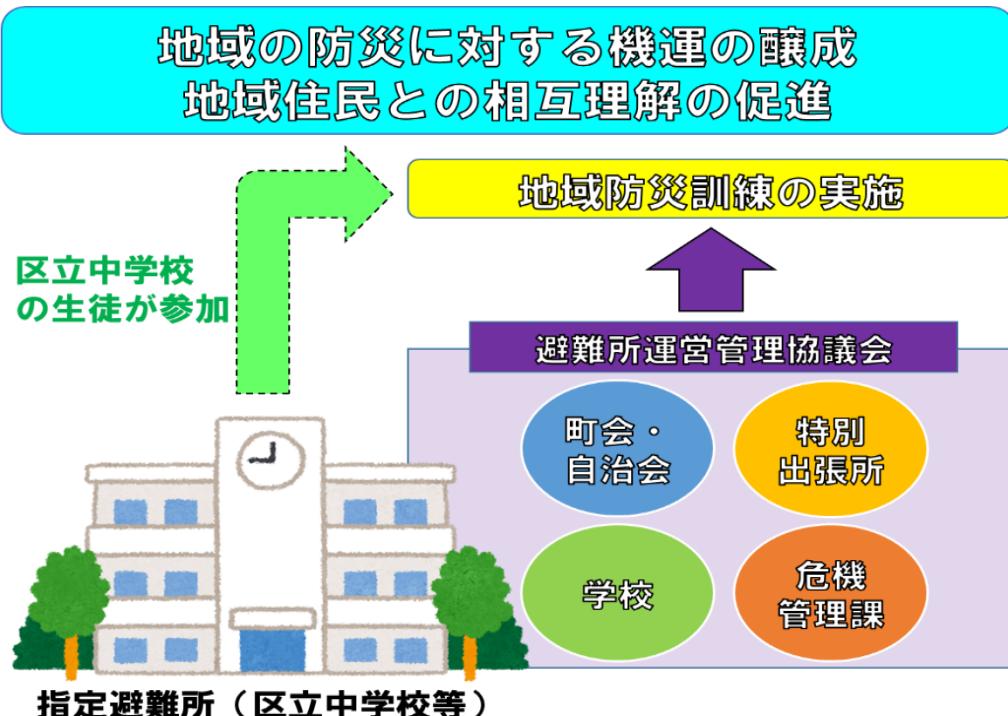
地域コミュニティ活動に関する人を増やすため、地域コミュニティへの参加につながる教育や人材育成に関する取組を行います。

▼主な取組の内容

事業名：学校安全対策（教育調整課）

全区立中学校で、避難所運営管理協議会が主催する防災訓練に生徒が参加する、地域とのかかわりを伴った防災訓練を教育課程に位置づけ実施しています。

避難所が開設された際の活動内容等について地域住民とともに学習・体験することで、自らも地域の一員であるという自覚を促し、また自らができるることを率先して行うことの重要性を学習とともに、地域住民との相互理解を深める機会とすることで、地域の防災に対する機運を醸成することを目的としています。





避難所運営管理協議会が主催する地域防災訓練の様子

事業名：地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実（教育支援課）

地域協働学校とは、学校運営について協議し学校を支援する組織として、その地域の住民・保護者・教職員等の委員で構成する「地域協働学校運営協議会」を設置した学校です。

各校では、「地域協働学校運営協議会」での協議をもとに、それぞれの学校の特色や地域性を活かした学校支援活動に取り組んでいます。

地域協働学校の目的

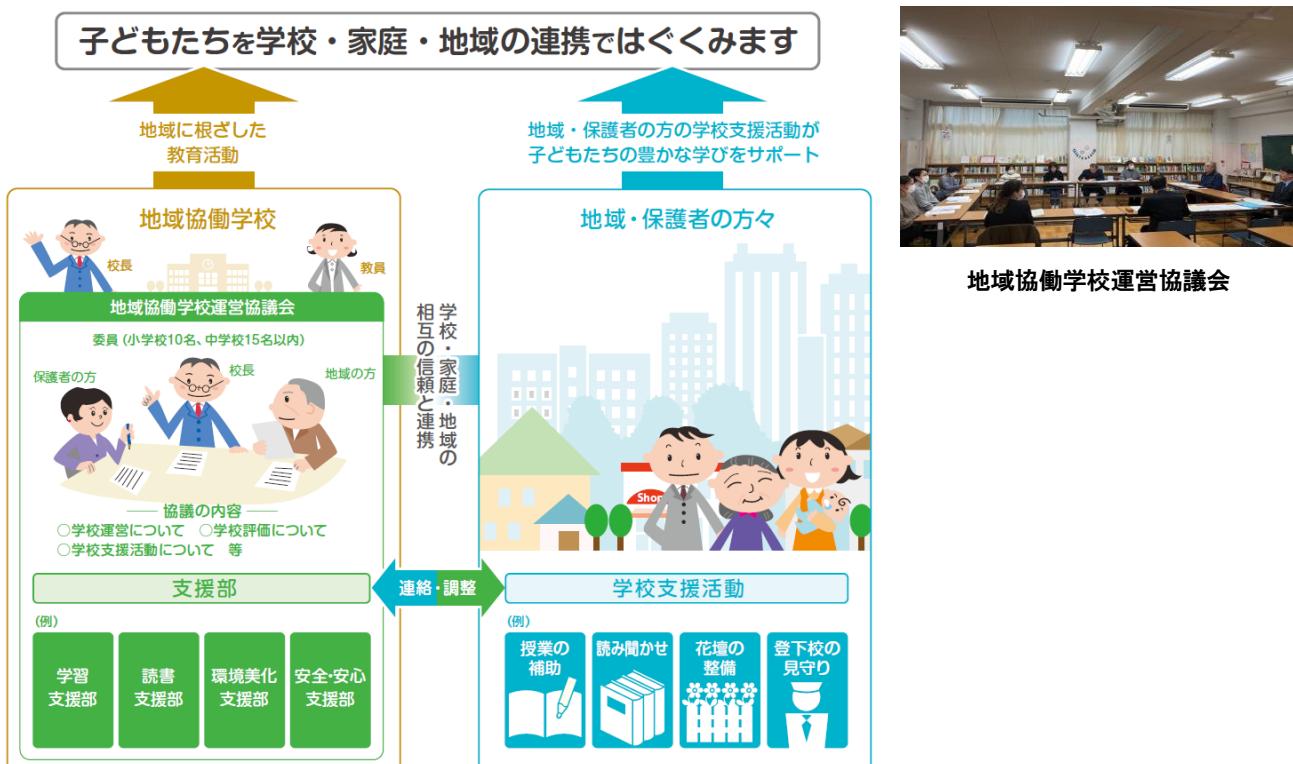
| 学校 | 地域 | 子ども |
|---|---|---|
| 地域・保護者の方の参画を通して、開かれた学校づくりを進め、地域に根ざした教育活動の充実を図ります。 | 学校支援活動を通して地域のネットワーク化を進め、学校を場とした地域コミュニティの活性化を図ります。 | 学校・家庭・地域の連携で、子どもたちに地域の一員としての自覚を促し、地域を担う次世代の人材としてはぐくみます。 |

地域協働学校の取組

地域協働学校運営協議会とは

「地域協働学校運営協議会」は、地域協働学校の中心組織です。

地域住民や保護者、教職員等が構成員となり、学校運営について協議して校長等に意見を述べたり、様々な支援部を設置したりして学校運営や教育活動を支援します。



各校での学校支援活動の取組事例

| 授業への支援 | 課外活動への支援 | 地域とともにを行う活動 |
|---|---|---|
|  <p>地域の企業と連携して子どもたちが、様々な本に親しむきっかけになるワークショップを実施しています。</p> |  <p>落合の里にあるハス池や田んぼなどの土づくりや田起こしを地域・保護者・教員と協働して行っています。</p> |  <p>子どもたちが防災フェスに参加し、楽しみながら防災の重要性を学んでいます。</p> |

事業名：新宿未来創造財団運営助成(文化活動・国際交流) (生涯学習スポーツ課、文化観光課)

「公益財団法人新宿未来創造財団」への運営助成を行い、地域文化活動の推進、地域と友好都市等との交流を推進しています。

地域人材の活用と生涯学習活動支援

地域人材と区民をつなぎ、ボランティアの輪を拡充するため、様々な生涯学習支援ボランティアの登録制度を運用し、区や区民等からの要望に応じて登録人材や団体を紹介しています。生涯学習支援者バンク登録者、日本語や通訳・翻訳等の各種ボランティア、レガス新宿サポートー等に対し、様々なコミュニティ活動の場を提供しています。

| | | |
|----------------|-----------------|-------|
| 令和5年度実績 | 登録者数 | 954 人 |
| | (内訳) | |
| | 生涯学習支援者バンク | 83 人 |
| | アーティストバンク | 189 人 |
| | 通訳・翻訳・日本語ボランティア | 389 人 |
| | レガス新宿サポートー | 293 人 |



日本語ボランティアによる日本語教室



「サイエンスフェスタ」で活動するレガス新宿サポートー

友好都市等との交流事業

市民相互の友好交流の促進及び異文化への理解を深めるため、友好都市ドイツ・ベルリン市ミッテ区との青少年交流については、イベント体験やホームステイ、ホームビジット等を中心に、隔年で相互に受け入れを実施しています。長野県伊那市との交流については、新宿区民踊連盟会員や民踊愛好家が伊那まつりに参加する民踊交流を実施しています。

| | | |
|----------------|------------------|-----|
| 令和5年度実績 | ミッテ区の青少年を新宿区に受入れ | 12人 |
| | 伊那まつりへの参加 | 33人 |



ミッテ区との青少年交流(着付け体験)



伊那まつり(民踊交流)

友好都市間の相互理解を深め、交流を促進するため、新宿区、長野県伊那市、中国・北京市東城区、ギリシャ・レフカダ市、ドイツ・ベルリン市ミッテ区の児童・生徒の絵画や書道作品を集め、YouTube「レガスちゃんねる」を活用し、動画配信によるオンライン展示会を開催しています。

| | | |
|--------------------------|-------|-----|
| 令和5年度実績 (作品数) | 新宿区 | 15点 |
| | 伊那市 | 30点 |
| | 東城区 | 35点 |
| | レフカダ市 | 39点 |



オンライン展示会(画面)

▼関連事業一覧

| | 事業名／所管課 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 1 | 学校安全対策 【教育調整課】 【主な取組】(P52,53) | 区立中学校では、避難所運営管理協議会が主催する地域の防災訓練への参加を教育課程として位置づけて実施することで、地域住民との相互理解を深めつつ、地域の防災に対する機運を醸成します。 |
| 2 | 地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実 【教育支援課】 【主な取組】(P53,54) | すべての区立小・中学校が地域協働学校となり、地域住民や保護者のほか、地元企業や地域団体等、多様な人材が参画し、子どもたちの成長に関わることで、開かれた学校づくりを推進します。 また、学校の特色や地域の実情に応じて、近隣の小・中学校の「学校運営協議会」が連携した「小中連携型地域協働学校」の運営を支援することで、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。 |
| 3 | 新宿未来創造財団運営助成(文化活動・国際交流) 【生涯学習スポーツ課、文化観光課】 【主な取組】(P55,56) | 「公益財団法人新宿未来創造財団」への運営助成を行い、地域文化活動の推進、地域と友好都市等との交流を推進します。 生涯学習支援者バンク登録者、日本語や通訳・翻訳等の各種ボランティア、知的障害者の余暇活動サポートー等の方々に対し、様々なコミュニティ活動の場を提供します。また、地域の方と、伊那市やドイツ・ベルリン市ミッテ区等の友好都市の方の交流を支援します。 |

施策の方向性 II-3

地域で活動する様々な主体に対してインセンティブを付与し、地域コミュニティへの参加・協力・連携を促します

地域で活動する様々な主体に対して、活動に参加・協力・連携することに対してインセンティブを付与することで、地域コミュニティへの参加・協力・連携を促します。

▼主な取組の内容

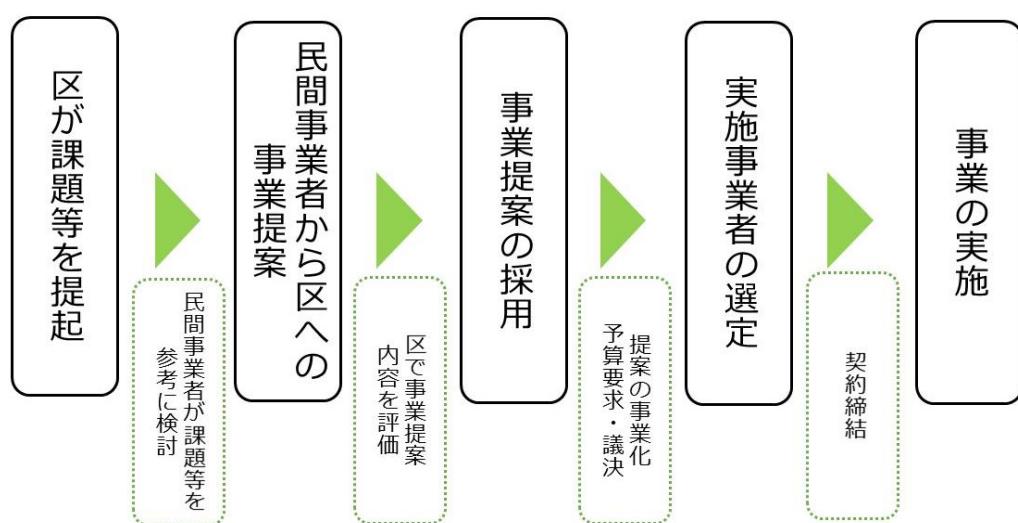
事業名：公民連携（民間活用）の推進（行政管理課）

民間事業者やNPO法人、任意団体等から幅広い分野の事業提案を募集し、区民サービスの向上や効果的・効率的な業務の推進、区財政の負担軽減に資する提案を事業化することで、質の高い行政サービスの提供につなげることを目的とする民間提案制度を実施しています。

提案者へのインセンティブの付与

採用事業については、原則として、プロポーザル方式により事業の実施事業者を選定しますが、プロポーザル実施時には、提案者の最終評価点に5%加点するインセンティブを付与します。

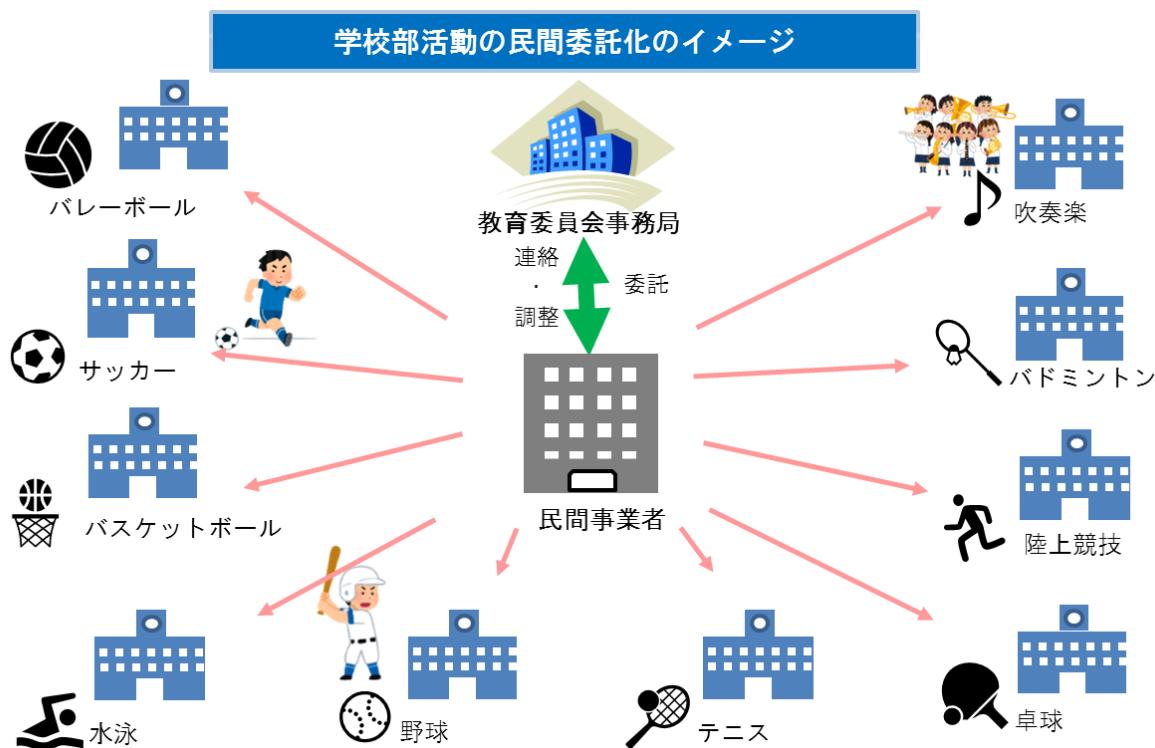
制度の流れ



採用事業紹介

部活動指導員配置等業務の民間委託化(令和4年度採用・令和5年度事業実施)

学校部活動における児童・生徒への指導を外部委託し、専門的で質の高い指導者を継続的に複数配置することにより、部活動を中心とした魅力ある学校づくりに寄与するとともに、教員の「働き方改革」を推進します。

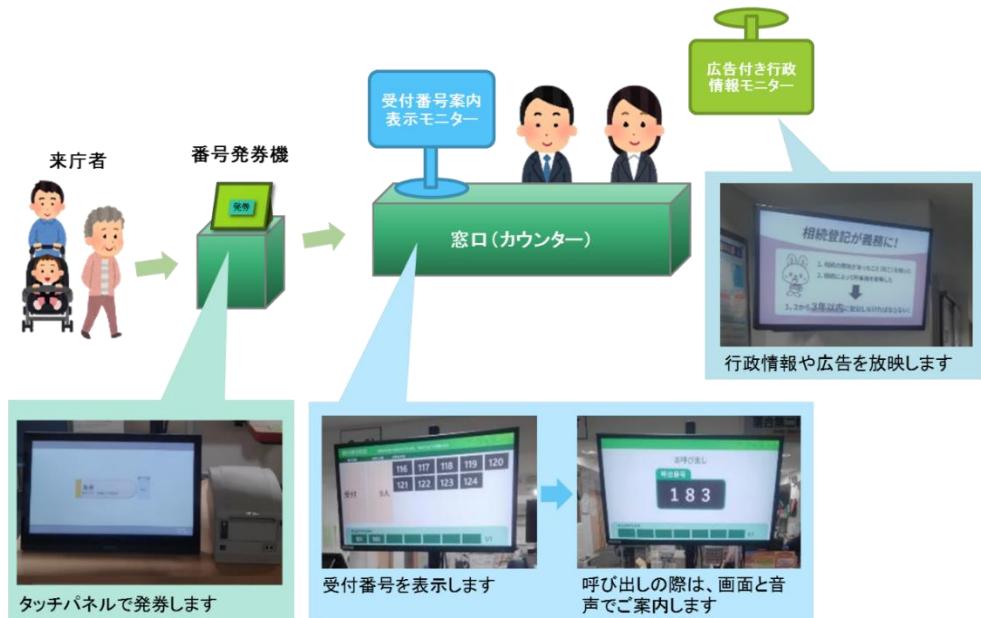


主な業務内容

- ① 経験豊富な質の高い人材の確保・配置
- ② 質の高い指導の提供
- ③ 安全管理
- ④ 保険等の危機管理体制の充実
- ⑤ 学校の実情に応じた指導員の養成・研修の充実（審判等を含む）
- ⑥ 指導時間・指導内容等の一元管理
- ⑦ 大会・遠征引率補佐 など

10 特別出張所広告付き番号案内機器設置保守事業(令和4年度採用・令和4年度事業実施)

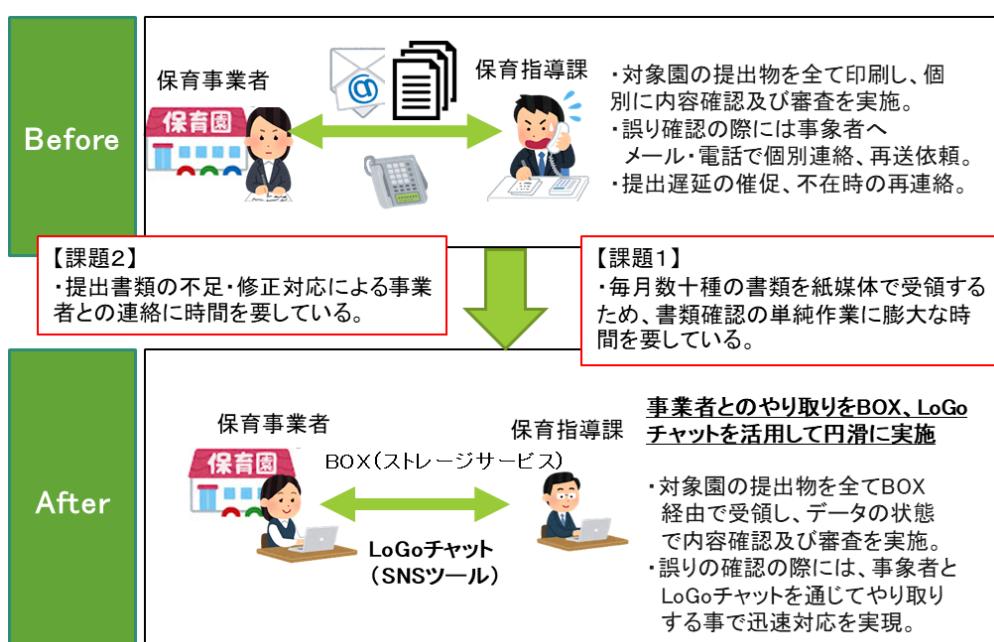
特別出張所に受付番号発券システムを導入し、効果的な案内や窓口の混雑緩和を図るとともに、広告付き行政情報モニターを設置することにより、効果的な行政情報の提供及び運用経費の節減につなげます。



受付番号発券システムの概要(イメージ)

保育に関する給付事務の効率化(令和4年度採用・令和5年度事業実施)

私立認可保育所・認定こども園の運営費等の給付事務について、共有ストレージ (Box)、コミュニケーションツール (LoGo チャット)などの ICT ツールを導入し、作業効率の向上及び事業の迅速化による業務改善を図ります。



事業スキーム

▼関連事業一覧

| | 事業名／所管課 | 取組内容 |
|---|--|--|
| 1 | 地域健康づくりの推進 【健康づくり課】 | <p>健康づくりのメッセージが届きにくい健康無関心層の目も引く、効果的な普及啓発を実施します。</p> <p>宝塚大学東京メディア芸術学部との連携によりデザインした区の健康づくりキャラクター「しんじゅく健康フレンズ」を活用し、区広報紙への4コマ漫画の掲載や各種普及啓発物の制作などを行います。</p> |
| 2 | 高齢者見守り登録事業等 【高齢者支援課】 | <p>登録事業者に登録事業者証と登録事業者ステッカーを交付し、登録事業者として区ホームページで公開します。登録事業者には「高齢者見守り支え合い連絡会」の参加を促し、地域における見守り体制の充実を図ります。</p> |
| 3 | ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進 【男女共同参画課】 | <p>ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進している企業、子育て支援や介護支援の他、地域活動に貢献するための取組を行う企業や従業員が地域活動等に参加しやすい環境づくりを推進している企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」等として認定します。</p> |
| 4 | 大学等との連携による商店街支援 【産業振興課】 | <p>大学等が商店街に対して行う潜在的な課題の解決に向けた取組や、にぎわいの創出に向けて実施する取組を補助します。</p> <p>また、商店会と大学の関係を維持、発展させるため、連携を開始する商店会や連携が終了した商店会へ専門家によるコンサルティングを実施します。</p> |
| 5 | 公民連携(民間活用)の推進 【行政管理課】 【主な取組】(P58,59,60) | <p>民間事業者やNPO法人、任意団体等から幅広い分野の事業提案を募集し、区民サービスの向上や効果的・効率的な業務の推進、区財政の負担軽減に資する提案を事業化することで、質の高い行政サービスの提供につなげることを目的とする民間提案制度を実施しています。</p> |

コラム

市街地再開発事業における まちづくり施策整備項目の取組について

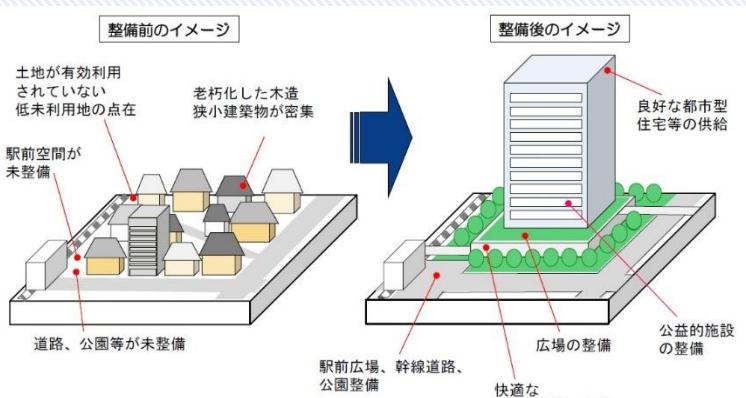
補助金を活用する市街地再開発事業を行う事業者に対して、地域で活動するエリアマネジメント団体との連携を促す仕組みが、令和7年4月からスタートしました。



市街地再開発事業とは？

木造住宅密集地域などにおいて、不燃化された共同建築物の建築、公園・街路などの公共施設の整備等を行い、都市機能の更新を図ることを目的とした事業です。

通常の建築計画に比べて採算性の確保が困難なため、行政が補助することができる制度となっています。



市街地再開発事業イメージ図(東京都都市整備局ホームページより)



新宿区では、補助金を活用する市街地再開発事業を行う事業者に対して、「まちづくり施策整備項目」という地域貢献を要請しています。このたび、推進プランにおける基本目標Ⅱ「地域で活動する様々な主体による地域コミュニティへの参加・協力・連携」の推進のため、再開発ビルの管理組合等に対して、地域で活動するエリアマネジメント団体への加入や、自らエリアマネジメント団体を立ち上げることを要請し、実現された場合には、再開発事業の補助率の優遇を受けられる仕組みが新たにスタートしました。

この仕組みを通じて、地域コミュニティの活性化等を推進していきます。

基本目標Ⅲ 安全安心で暮らしやすいまちづくりのための活動を推進します

安全安心で暮らしやすいまちづくりのための取組を支援するとともに、町会・自治会をはじめ、地域で活動する様々な主体の連携の輪が広がることを目指します。

施策の方向性Ⅲ-1

地域コミュニティに関する様々な活動に対して支援を行います

地域コミュニティの多様化、複雑化する課題に対応するため、地域で活動する様々な主体によって行われる地域コミュニティに関する様々な活動に対して支援を行います。

▼主な取組の内容

事業名：プレイパーク活動の推進（子育て支援課）

区内の公園でプレイパーク活動を行う任意団体への支援により、子どもが安心して遊べる環境づくりを促進します。また、広報等による周知活動の支援を行います。

プレイパーク活動への活動助成

- プレイパーク活動とは、地域住民等が中心となって運営を行い、屋外で児童が「自分の責任で自由に遊べる」環境を整備し、児童を見守るとともに、遊び場での様々な問題の解決にあたる活動です。令和6年度は、5つの団体が6つの公園で、それぞれの地域特性を生かして実施しています。実施にあたっては、公園周辺の町会・自治会に周知のご協力をいただくことや、地域の青少年育成委員会とコラボした行事を実施することもあります。
- 地域団体が実施するプレイパーク活動に対し、活動費を助成しています。
- 区立公園を利用する場合に、児童健全育成事業実施のため公園占用料を免除しています。



木工作に挑戦



みんな大好き泥んこ遊び



お外でのんびり

周知活動の支援

- 広報新宿にプレイパーク活動紹介の記事を年1回掲載しています。
- 区立小学校や区立幼稚園、こども園等を通じて、プレイパーク活動のチラシを配布しています。



周知用チラシ(表面)

スレイパーク・冒険遊び場では

もっと簡単に、いろいろな形で遊んでみませんか!
風のそよぎに身を任せ、光の移ろいを感じ、
不思議な目に驚けてしまうから。
工作や遊戯の手づくり、楽しみひとつになりません。
あれこれ、これはダメな禁止事項などあります。
子どもが思いのままに遊び広げていい場所です。
約束のとしても、それに応じて遊ぶ場所なり。
小さな子を持つお母さん達がいたり、
誰かが必ずいて、安心して遊び始められます。
大人を見守り、子どもたちはつながる場所です。
自然遊び場では、つながる場所です。

スレイパークで誰がいるの?誰がやっているの?

「なんに興味?」「元気?」「どうしたの?」など、ふだんの会話をがんばっています。
子どもの声で遊び、今の子たちにもいっぱい遊びで欲しいと思ふ親。
自分達あまりうきこなしながら、子どもたちはいっぱい外遊びをして欲しいと思ふ親。
地域で子育てしているそんな親たちが、スレイパークを運営しています。
そして、木工の得意な地域の人たちや、
花いけい好きなおばさん達が手を貸してくれることもあります。
また、子どもたちのつづりたい!を実現できるふくらみを整えます。
子どもの成長を喜ぶ親の皆さん、先輩とも親ともつながるスレイパークがいます。
また、また来るもよし、ほりさって来まるもよし、それが何ができるか持分でいます。

**しんじゅく
新宿のスレイパーク 2024***

子ども保護者様でも自由に泊れます。予約や費用は不要です。
(料金はかかることがあります。)

| | |
|---|---|
| 新宿・戸山スレイパーク | ● おちいしスレイパーク |
| 新立山公園 火・木・金・土曜日 10時30分～17時 | 区立落合公園 日または水曜日(月3回) |
| ※毎日 13時～17時 | 区立落合中央公園・お休み中 |
| 連絡先 090-1846-8004 | 連絡先 099-400-8061 |
| U R L http://ochipp.blogspot.com/ | U R L http://ochipp.blogspot.com/ |

西新宿自然あそびの会とこどんあそぼう

西新宿自然あそびの会とこどんあそぼう
区立みどりとく公園 第1回 4月2日、第2回 12月～3月は第3回(毎日)
区立若葉公園(4月～11月) 第3回 毎日 11時～17時(8月お休み)
連絡先 mail:yotsuya.tokoton@gmail.com
S NS [twitter/@yotsuyatokoton](https://twitter.com/yotsuyatokoton)

白鶴公園スレイパーク

白鶴公園
不定期
連絡先 新宿スレイパーク協議会 090-7241-9359
U R L <http://blog.livedoor.jp/spk/>

西新宿自然あそび・わんぱーく

西新宿自然あそび・わんぱーく
区立落合中央公園(休日)
連絡先 03-7494-5379、090-4964-7111
U R L <https://note.com/wanpark/>

*季節・天候によって開催が変わることがあります。
ブログ等ではお問合せにて確認ください。
お問い合わせ下さい。どうぞよろしくお願いします。

*年に数回開催なども実施しています。
新宿スレイパーク協議会のHPをご覧下さい。
<http://blog.livedoor.jp/spk/>

◎新宿区のスレイパーク活動は助成金対象事業です◎

周知用チラシ(裏面)

事業名：新宿区社会福祉協議会運営助成（地域福祉課）

- 新宿区社会福祉協議会（新宿社協）では、基本理念である「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティの実現」に向けて、支えあいの地域づくりを推進しています。
- 各地区支援担当（10 地区）を配置し、区民や地域団体が主体的に取り組む地域活動に寄り添い、参加のきっかけづくりや活動継続のための支援を行います。
- 多様な団体との関係づくりや区民と団体または団体同士をつなぐなど、地域コミュニティのネットワークづくりを支援します。
- 身近な相談窓口として、特別出張所などに新宿社協ボランティアコーナーを設置し、区民や地域団体からの支えあい活動に関する相談に応じています。



支えあい活動に参加するきっかけづくり

福祉教育・福祉体験学習の推進

学校や地域における福祉教育・福祉体験学習は、「多様性の理解や生活課題への気づきの場」となるように支援しています。（令和5年度 延べ参加者数 2,099 人）

学びの中から支えあい活動に参加する意識が芽生え、実際に参加してみようというきっかけとなり、気軽に参加できるボランティア活動を体験することを経て、地域活動やボランティア活動への継続した参加につながるよう取り組んでいます。



小学校での福祉教育

誰もが担い手として参加できる活動の創出

ちよこっと・暮らしのサポート事業

日常生活の困りごとを地域のボランティアがお手伝いする住民同士の支えあい活動です。内容や状況に応じて、有償・無償のボランティア活動があります。地区支援担当が支えあい活動をコーディネートする際は、誰もが支援の受け手となるだけではなく、担い手側、支援する側であるという意識をもって調整しています。



高所作業のお手伝い

地域ささえあい活動助成金

赤い羽根共同募金や歳末・地域たすけあい運動募金の地域配分を財源として、区内での地域団体による支えあい・たすけあい活動や高齢者・障害者などの当事者団体による福祉活動など、地域のニーズに基づいた取り組みに対して、経費の一部を助成することで、区内の地域福祉向上を図ります。

地域の中の居場所の立ち上げや運営の支援

ふれあい・いきいきサロンの運営支援

ふれあい・いきいきサロンは、地域のみなさんが運営する、気軽に行ける身近な居場所づくりの活動です。参加された方同士が交流を深めることで、つながりや支えあいの輪が広がり、住み慣れた地域の中で、安心して楽しく暮らしていくようになることを目指しています。

新宿社協では、立ち上げや運営に関する相談など、サロン活動を支援しています。（令和5年度支援サロン数 64 サロン）



多世代交流のサロン



学生が運営する地域住民の交流サロン



男性だけの交流サロン

多様な団体とのネットワークづくりと発展

新宿区内社会福祉法人連絡会（社福連）

社会福祉法人による地域での公益的な取り組みを推進するため、子どもから高齢者、障害者分野などの区内の社会福祉法人や事業所とネットワークを構築し、各法人が培ってきた専門性や人材、経験を活かし、連携・協働する場です。新宿社協が事務局を担い運営を支援しています。



社福連主催による子育て世帯応援の食品配付会

町会・自治会等地域団体との連携

町会・自治会などの地域団体が取り組む地域福祉活動について、各団体や地域の状況を踏まえた活動支援を行い、多様な地域団体との連携・協働の機会をつくりっています。各地区の町会・自治会の定例会などでの事業説明や地域団体への出前講座、お祭りなどの地域行事へのボランティア調整などを行っています。

NPO・新宿 CSR ネットワーク等による活動への支援

ホームページやSNSを活用して、社会貢献活動に関心のあるNPOや企業などへ情報発信し、さまざまな団体の強みを生かした地域貢献活動を促しています。新宿CSRネットワーク（区内を中心にボランティアや社会貢献活動に取り組む企業の任意団体）をはじめとした企業やNPO、区内の社会福祉法人など、分野を超えた多様な団体同士をつなぐコーディネートを行い、ネットワークづくりを推進しています。



企業・区内の社会福祉法人と一緒に地域イベントに参加協力

事業名：詐欺・消費者対策（危機管理課、消費生活就労支援課）

消費者情報の提供

消費者団体やNPO等の地域団体との連携により消費者講座を開催するほか、消費生活に関するタイムリーな話題や、消費生活相談室に寄せられた相談事例等を取りまとめた情報誌を発行し、各特別出張所や高齢者支援施設などで配架を行っています。



配架している情報誌等

出前講座の実施

消費生活相談員が皆様の身近にうかがい、「悪質商法の被害を受けないための心得」や「もし被害に遭ってしまった時の対処法」をはじめ、「安全・安心な消費生活を送るために身につけておきたい正しい知識などについて、最新の事例をもとに分かりやすくお話しします。また、被害の防止・救済には地域の連携が必要になることから、地域で活動する町会・自治会、高齢者サークルや、NPO、区内の介護事業者の方々に活用を呼び掛けています。



出前講座の様子

新宿区立新宿消費生活センター

出前講座

～安心・安全な消費生活を送るために～

消費生活相談員が皆様の身近にうかがい、
悪質商法による被害や消費生活に関する
契約トラブルの実態と防止策をお伝えします。

事業案内リーフレット

地域センターまつりへのブース出展

区内10地区で開催する地域センターまつりへブースを出展し、消費生活にまつわるミニゲームなどを行い、消費者教育及び消費者安全確保に取り組んでいます。



地域センターまつりでのブース出展

悪質商法被害防止支援事業

介護保険事業者、民生委員、高齢者総合相談センター、保健センター、障害福祉事業所等が参加する「悪質商法被害防止ネットワーク連絡会」を開催し、ネットワーク協力者に悪質商法の手口や早期発見のポイントを中心とした研修を通じて、被害の早期発見・未然防止を図ります。また、必要に応じて、高齢者・障害者宅へ消費生活相談員が直接訪問し、相談にあたります。



悪質商法被害防止ネットワーク連絡会

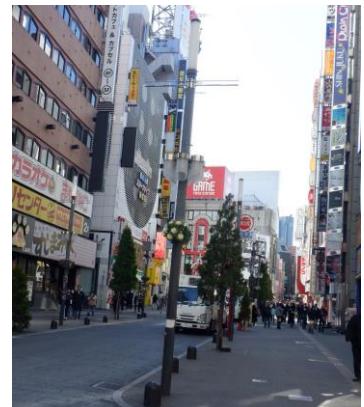
事業名：民有灯及び商店街灯の支援（道路課）

民有灯、商店街灯の維持助成

町会・自治会が交通の安全や防犯を目的として私道上に設置した照明灯（民有灯）や商店会等がまちの振興のために設置した装飾灯（商店街灯）の維持管理に要する経費（電気料金等）の一部を助成しています。

令和5年度実績

| 種別 | 団体数 | 対象基数 | 金額 |
|------|--------|---------|-------------|
| 民有灯 | 169 団体 | 3,795 基 | 5,561,100 円 |
| 商店街灯 | 75 団体 | 2,198 基 | 4,256,800 円 |



商店街灯

民有灯改修等支援

民有灯の不点となったランプの交換や老朽化した灯具の更新、省エネルギー化を図るため蛍光灯から LED 灯への改修工事等を行っています。

令和5年度実績

| 工事内容 | 基数 | 金額 |
|---------|---------|--------------|
| LED 化改修 | 1,349 基 | 68,328,381 円 |
| ランプ交換 | 153 基 | |



蛍光灯



LED 灯

事業名：資源回収の推進（新宿清掃事務所）

区内の町会・自治会、マンション管理組合等の団体（10世帯以上）が区に登録の上、紙類、布類、アルミ缶等を回収して、資源回収業者に引き渡しています。その回収量に応じて、団体への報奨金（1kg当たり6円）や活動支援物品（軍手、台車等）の支給を行っています。



回収拠点の例

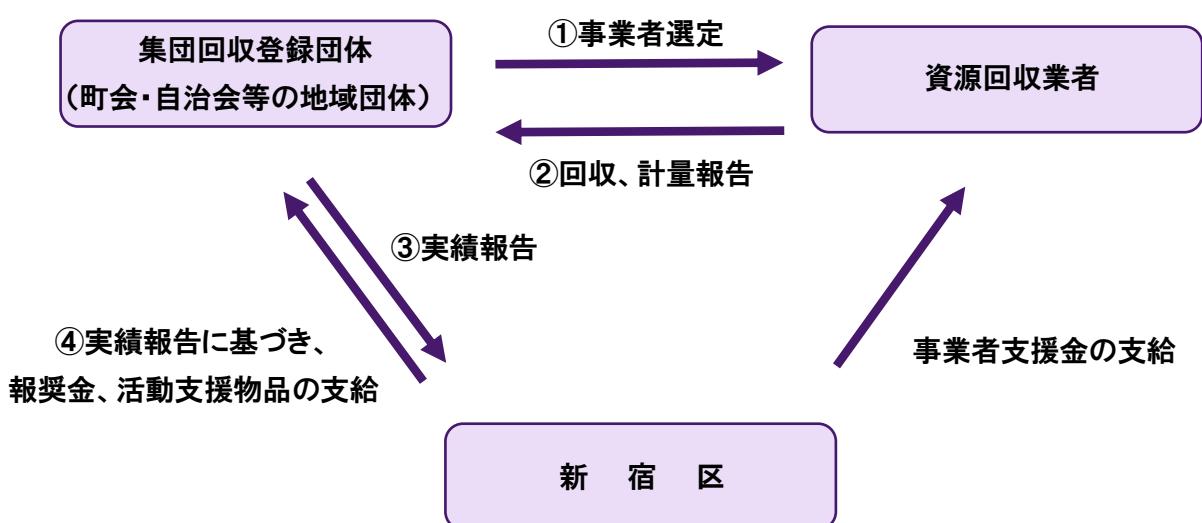


回収作業の様子

令和5年度実績

| | |
|-----------------|---|
| 登録団体数 | 575 団体 |
| 回収量 | 4,793.76 t |
| 報奨金支給総額 | 28,457,592 円 |
| 活動支援物品 (消耗品) | 3,479,839 円相当 (1団体 5,000 円～20,000 円相当) |
| 活動支援物品 (台車) | 32 台 |

集団回収の仕組み



報奨金・活動支援物品

- 登録団体に対して、回収実績 1 kg につき 6 円の報奨金を支給します（年 2 回）。
- 活動に必要な軍手・ひも・ごみ袋等や台車を希望調査のうえ支給します（年 1 回）。
- 希望する団体に、回収場所標識旗・回覧用チラシ・掲示用チラシ等を支給します。



活動支援物品の例



回覧用・掲示用チラシ



回収場所標識旗

表彰式(表彰状・感謝状)

永年にわたり、町会・自治会・管理組合等で資源集団回収を行い、ごみの減量とリサイクル推進に、特に功労のあった個人及び団体に表彰状をお贈りしています。

また、資源集団回収を数年実践されている団体に感謝状をお贈りしています。



まちの美化推進・ごみ減量及びリサイクル功労者表彰式

事業名：にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援（産業振興課）

商店会、商店街振興組合や商店会連合会が実施するイベント事業や活性化事業、商店街街路灯のLED化等の環境事業、住民生活をサポートする地域力向上事業について、経費の一部を助成することで区内商店街の活性化を図ります。

イベント事業

まちのにぎわいや交流を創出することを目的に、文化・歴史などの地域資源を活かしたイベント事業や防犯防災・生活安全に資するイベント事業等について経費の一部を助成します。

活性化事業

販売促進や商店街施設整備等の商店街活性化を図ることを目的とした、商店会マップ・フラッグの作成、放送設備の無線化やLED街路灯建替事業等について経費の一部を助成します。



イベント事業



活性化事業

環境事業

環境に配慮した商店街づくりの推進を目的とした、街路灯のLED化（新設・建替）やソーラーパネルの設置等、環境対策への取組に係る経費の一部を助成します。

地域力向上事業

地域社会の中で商店会等が住民生活を支えるための、地域見守り活動や地域清掃活動等の取組に係る経費の一部を助成します。



環境事業



地域力向上事業

▼関連事業一覧

| | 事業名／所管課 | 取組内容 |
|----|---|--|
| 1 | 気軽に健康づくりに取り組める環境整備 【健康づくり課】 | <p>日常生活の中で歩いてポイントを貯める「しんじゅく健康ポイント」や、健診（検診）等の受診、健康イベントや健康づくり活動への参加など様々な健康行動でスタンプを貯める「しんじゅく健康スタンプラリー」を実施し、多くの区民が健康づくりに参加するきっかけをつくります。</p> <p>また、町会・自治会等が団体で健康ポイント事業に参加する際に、説明会や「しんじゅく健康ポイント」で使用する活動量計の配布を出張して行います。</p> |
| 2 | 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業 【地域包括ケア推進課、健康政策課、健康づくり課】 | 【再掲】(P34掲載) |
| 3 | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 【地域包括ケア推進課、高齢者支援課、健康づくり課、高齢者医療担当課】 | 【再掲】(P34掲載) |
| 4 | 公衆浴場の支援 【地域コミュニティ課】 | 【再掲】(P41掲載) |
| 5 | 認知症高齢者支援の推進 【高齢者支援課】 | <p>認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取組を推進します。</p> <p>(1)認知症高齢者の早期発見・早期診断・診断後の支援体制の充実 (2)認知症高齢者が地域で自分らしく暮らしていく体制づくり (3)認知症への理解を深めるための普及啓発</p> |
| 6 | 新宿区シルバー人材センター運営助成等 【地域福祉課】 | 高齢者の就業機会の増進及び生きがいづくりの一助とし、地域社会の発展に寄与するため、公益社団法人新宿区シルバー人材センターに対して必要な経費の一部を助成します。 |
| 7 | 高齢者福祉活動事業助成等 【地域包括ケア推進課】 | 区内に居住する高齢者の福祉を増進する目的で行われる生活支援、介護予防、生きがいづくり、健康づくり等に関する活動や、高齢者が主体となって行うボランティア活動、社会貢献活動等、並びに「地域支え合い活動」を行う団体に助成します。 |
| 8 | 子ども未来基金 【子ども家庭課】 | 【再掲】(P34掲載) |
| 9 | 地区青少年育成委員会活動への支援 【子ども家庭課】 | 青少年の健全育成活動の活性化を図るため、地区青少年育成委員会が行う事業への助成や、合同研修会などの合同行事等への支援を行います。 |
| 10 | プレイパーク活動の推進 【子育て支援課】 【主な取組】(P63,64) | <p>区内の公園でプレイパーク活動を行う地域の団体等に対し活動助成を行います。</p> <p>(1)助成金交付 地域団体が実施するプレイパーク活動に対し、活動費を助成します。</p> <p>(2)公園占用料の免除 児童健全育成事業実施のために区立公園を利用する場合に、公園占用料を免除します。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| 11 | 新宿区社会福祉協議会運営助成 【地域福祉課】 【主な取組】(P65,66,67) | 新宿区社会福祉協議会に対する運営助成を行います。社会福祉協議会は地域福祉を推進する団体であり、公私の福祉関係者の参加と協力を得て、福祉サービスを必要とする住民に対し、必要なサービスを総合的に提供・援助します。 |
| 12 | 新宿区保護司会への事業助成 【子ども家庭課】 | 青少年非行防止、地域環境浄化活動・更生保護活動推進のため、新宿区保護司会が行う事業に助成を行います。 |
| 13 | 多様な主体との協働の推進 【地域コミュニティ課】 | 区民、事業者等からの寄付金による「協働推進基金」を原資として、多様な団体が実施する区民の福祉の向上を目的とした、非営利の社会貢献活動に対して助成金を交付します。 |
| 14 | 新宿 NPO 協働推進センターの管理運営 【地域コミュニティ課】 | 【再掲】(P41掲載) |
| 15 | コミュニティ推進員の活動 【各特別出張所】 | 特別出張所（10所）にコミュニティ推進員を配置し、各地区の町会連合会の事務局及び地域コミュニティ事業助成の申請受付業務等を行うなど、コミュニティ活動の総合支援を行います。 |
| 16 | コミュニティ活動補償制度 【地域コミュニティ課】 | 【再掲】(P34掲載) |
| 17 | 地域コミュニティ事業助成 【地域コミュニティ課】 【主な取組】(P31,32) | 【再掲】(P35掲載) |
| 18 | 掲示板の維持管理 【地域コミュニティ課】 【主な取組】(P43,44) | 【再掲】(P46掲載) |
| 19 | 木造住宅密集地域の整備促進(若葉・須賀町地区) 【防災都市づくり課】 | 若葉・須賀町地区において、老朽化した木造住宅の建替えや共同化を推進するとともに、道路、公園等の公共施設を整備し、地区の防災性の向上と住環境の改善を図ります。 また、地元まちづくり協議会と地域の課題等について意見交換を行い、新たなまちづくりルール等を検討します。 |
| 20 | 不燃化推進特定整備事業 (西新宿五丁目地区) 【防災都市づくり課】 | 西新宿五丁目地区において、不燃化特区内の支援制度を活用することに加え、西新宿五丁目南エリアでは、地元発意によるまちづくり構想に基づいて、地区の防災性の向上を進めます。 (1)不燃化特区内の支援制度の活用 都の不燃化特区制度を活用し、老朽木造住宅等の除却や建替えに関し、権利者等からの相談に応じることが可能な専門家の派遣等を行います。 (2)まちづくり構想に基づく事前協議 地元住民や権利者で構成する「まちづくり構想運用委員会」が、事業者と建築計画等の事前協議を行い、区は「まちづくり構想運用委員会」の運営を支援します。 |
| 21 | 市街地再開発事業助成 (西新宿三丁目西地区) 【防災都市づくり課】 | 西新宿三丁目西地区を対象に、「都市再開発法」に基づく手続き、再開発組合への運営支援及び補助金交付を行います。 また、地域の避難・消防活動に利用できる防災施設の整備など、再開発組合が地域防災の向上に資する取組を進めるための支援・調整を行います。 |

| | | |
|----|--|--|
| 22 | 市街地再開発の事業化支援 【防災都市づくり課】 | 高田馬場駅東口地区、西新宿七丁目地区、西新宿五丁目南地区、新宿三丁目駅前西地区を対象に、市街地再開発準備組合の活動支援を行います。 また、地域の避難・消防活動に利用できる防災施設の整備など、市街地再開発準備組合が地域防災の向上に資する取組を進めるための支援・調整を行います。 |
| 23 | マンション防災対策の充実 【危機管理課】 | 中高層マンションにおける災害対応力向上を図るため、マンション管理組合などに対し、長周期地震動を再現できる地震シミュレータを用いた訓練を実施するとともに、マンション自主防災組織に対して、防災資機材等の現物支給を行います。 |
| 24 | 女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実 【危機管理課】 | 災害時における避難所運営体制の充実・強化を図るため、「避難所運営管理協議会」の開催や防災訓練を通して、女性・子ども部の実効性を高めるとともに、学校利用計画を適宜適切に見直すなど、避難所における要配慮者の支援体制と環境整備を行います。 |
| 25 | 災害時要援護者対策の推進 【危機管理課、地域福祉課】 | 災害時要援護者名簿への登録を勧奨するとともに、災害時要援護者防災行動マニュアル「いざ大地震に備えて」の配布、家具類転倒防止器具等の無料取付け及び防災ラジオの無償貸与を実施します。 また、広報新宿、区ホームページ、SNS等を活用して広く周知するとともに、防災区民組織、民生委員・児童委員、消防署などとも連携し、広報の充実強化を図ります。 |
| 26 | 防火防災協会及び防犯協会への事業助成 【危機管理課】 | 安全で安心なまちづくりを推進するため、区内の3防火防災協会に対して、防火防災事業への助成金を交付します。また、区内の4防犯協会の地域防犯活動に対して助成金を交付します。 |
| 27 | 地域の初期消火体制等の確立 【危機管理課】 | 震災時及び平時の火災に対する地域の初期消火体制を確保するための取組を進めます。 (1)防火貯水槽等の維持管理 (2)地域配備消火器等の維持管理 (3)小型消防ポンプ等の配備 (4)井戸の維持管理 区所有の井戸及び民間協定井戸の点検とともに、区と災害時協定を締結している民間浅井戸の修繕等管理を行います。 |
| 28 | 地域防災コミュニティの育成 【危機管理課】 | 【再掲】(P35掲載) |
| 29 | 防災思想の普及 【危機管理課】 | 区民の防災意識の高揚及び地域における防災活動の活性化による地域防災力の向上を図るための取組を進めます。 (1)防災講演会の実施や防災講座の開催等、地域の防災イベント、防災ビデオの貸出などを行います。 (2)消火器、住宅用火災警報器等の防災用品のあっせんや家具類転倒防止対策を推進します。 |
| 30 | 災害訓練等の実施 【危機管理課】 【主な取組】(P33) | 【再掲】(P35掲載) |

| | | |
|----|--|---|
| 31 | 消防団活動への振興助成 【危機管理課】 | 地域防災力の向上を図るため、区内の3消防団に対して、各種防災事業への活動助成金を交付、資器材等の助成及び消防団員等の表彰を行う等により支援しています。 |
| 32 | 防犯対策の推進 【危機管理課】 | 地域の犯罪抑止力向上のため、町会・自治会が設置する防犯カメラ及び設置済カメラのランニングコストに対する補助事業を広く周知するとともに、自動通話録音機の普及を進め、防犯力の向上に努めます。令和7年度から、住宅に設置する防犯カメラなどの防犯対策用品の購入及び設置費用に対する補助事業を実施します。 |
| 33 | 詐欺・消費者対策 【危機管理課、消費生活就労支援課】 【主な取組】(P68,69) | 町会・自治会や地域団体に対し、悪質商法による被害や消費生活に関する契約トラブルの実態、防止策について消費生活相談員による出前講座を実施するとともに、各種啓発資料を作成し、配布します。 |
| 34 | 消費者活動の事業助成等 【消費生活就労支援課】 | 消費生活に関する自主的な活動を行う団体等が実施する公益性のある事業に対し、助成金を交付します。 |
| 35 | 民有灯及び商店街灯の支援 【道路課】 【主な取組】(P70) | 【再掲】(P35掲載) |
| 36 | 屋外広告物許可及び是正事務 【土木管理課、交通対策課】 | 「東京都屋外広告物条例」に基づき、商店街が商店街灯に設置するフラッグの屋外広告物の許可を出します。 道路（国道、都道、区道）上にある管理していない看板（捨て看板）や張り紙を「東京都屋外広告物条例」に基づき、パトロールを実施し、撤去します。 |
| 37 | ポイ捨て防止ときれいなまちづくり 【ごみ減量リサイクル課】 | 【再掲】(P35掲載) |
| 38 | ねずみ駆除相談・ハチ衛生害虫相談 【衛生課】 | ねずみの被害を減らすためには、ねずみの餌場や巣穴を作らせないことが重要です。そのためには地域ぐるみで、「ごみ出しのルールを守る」「巣穴となりそうな穴を塞ぐ」といった対策が必要になることから、地域でねずみ対策に取り組む町会・自治会などに対し、対策の助言や情報提供を通じた支援を行います。 |
| 39 | 人と動物が共生するまちづくり 【衛生課】 | 飼い主のいない猫の問題を地域の環境問題として捉え、猫の不必要な繁殖を抑えるための去勢・不妊手術費の助成を行うほか、普及啓発として地域猫対策の啓発資料、プレート等を提供します。 |
| 40 | 新宿駅周辺地区の地区計画等のまちづくりルールの策定 【新宿駅周辺まちづくり担当課】 | 「新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン」の実現に向け、地元組織との協働によるまちづくりを推進し、進捗状況に応じて地区計画等のまちづくりルールを策定・変更します。 |
| 41 | 地区計画等のまちづくりルールの策定【景観・まちづくり課】 | 地域の課題にきめ細かく対応していくため、地域住民によるまちづくり組織等を支援しながら、協働によりまちづくりルール等を検討します。 |
| 42 | まちづくり事業の支援 【防災都市づくり課】 | まちづくりの相談があった地域に対し、まちづくりの専門家（まちづくり相談員）の派遣などにより助言、相談や技術的支援を行い、それぞれの地区にふさわしいまちづくりを支援します。 まちづくり相談員が初動期のまちづくり相談・指導等を行い、それぞれ適切な事業手法を選択し、共同化を推進するとともに、住民の意向を把握しながらまちづくりの機運を醸成し、まちづくりを誘導します。 |

| | | |
|----|--|--|
| 43 | 新宿らしい都市緑化の推進 【みどり公園課】 | 地域のイベントへの参加や出前講座などにより、新宿のみどりに関する取組や助成制度の紹介、生物多様性についての意識啓発を行います。 また、接道部での生垣や植樹帯、建築物上の屋上や壁面を活用した緑化を推進するため、助成します。 |
| 44 | 樹木、樹林等の保存支援 【みどり公園課】 | 【再掲】(P35掲載) |
| 45 | 地域に根ざしたみどりの普及や啓発 【みどり公園課】 | 【再掲】(P35掲載) |
| 46 | 資源回収の推進 【新宿清掃事務所】 【主な取組】(P71,72) | 【再掲】(P35掲載) |
| 47 | にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援 【産業振興課】 【主な取組】(P73) | 商店会等が実施する、イベント事業や活性化事業、商店街路灯のLED化による省電力化事業等に対して、経費の一部を助成します。 |
| 48 | 新宿未来創造財団運営助成 【生涯学習スポーツ課】 | 「公益財団法人新宿未来創造財団」への運営助成を行い、区民のライフステージに対応した生涯学習・スポーツを総合的に推進し、区民のニーズに応える総合的な生涯学習事業を展開します。 (1)生涯学習フェスティバル開催 各種文化活動団体等と連携して展示会・発表会を開催します。 (2)区民団体等による自主企画事業に対する支援事業 地域団体が実施する企画に対し広報活動支援、会場優先予約、支援金支給を実施します。 (3)新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン開催 運営に必要なボランティアへの参加を、町会・自治会、スポーツ団体等に呼びかけ、地域住民のスポーツ活動への参加機会を提供します。 (4)新宿区スポーツ協会及び新宿区レクリエーション協会加盟団体への支援 加盟団体主催事業の実施に伴う会場予約・周知・募集等のほか、新宿区代表選手の派遣に関わる業務などを支援します。 (5)コミュニティスポーツ大会開催等 区内小・中学校等の施設における、各地区スポーツ・文化協議会の活動に対し優先して貸し出すとともに、事業に必要な活動資金を助成します。また、地域が行う地区大会を積極的に支援するとともに、中央大会を実施します。 (6)地域文化ネットワークの推進 定期的に連絡会を開催しながら、施設や団体等をネットワーク化、コーディネートし、展示会やイベントの開催等につなげます。 |

施策の方向性Ⅲ-2

地域コミュニティに関わる様々な主体の連携を支援します

多様化、複雑化する地域課題への対応や地域活動への取組について、様々な主体が地域の課題を共有し、連携して課題解決に取り組むため、課題の解決や活動の発展に資する様々な主体の連携づくりや連携強化などを支援します。

▼主な取組の内容

事業名：地域見守り協力員（高齢者支援課）

地域見守り協力員の活動

75歳以上の人暮らし又は75歳以上の高齢者のみの世帯等のうち、見守りを希望する方の自宅を定期的に訪問し、情報紙「ぬくもりだより」を渡しながら安否確認や孤独感の解消を図っています。（新宿区社会福祉協議会に委託）

高齢者の異変に気付いたときは、地域の高齢者総合相談センターや関係機関へつなげます。



見守り活動の様子

情報紙「ぬくもりだより」

情報紙「ぬくもりだより」には、区が開催するイベントや高齢者の暮らしに役立つ情報等を掲載し、利用者に提供しています（月2回、年間発行部数：202,000部）。

75歳以上の人暮らし高齢者への配付をはじめ、民生委員・児童委員やボランティアによる地域での見守り活動に活用しています。



地域見守り協力員連絡会の様子

「ぬくもりだより」表面(イメージ)

「ぬくもりだより」裏面(イメージ)

事業名：民生委員・児童委員協議会に対する事業助成（地域福祉課）

民生委員・児童委員の活動

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。担当の区域を持ち、さまざまな分野の相談に応じ、相談内容によって必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関へつなぎます。

主任児童委員の活動

主任児童委員とは、子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を進めるために、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名された者です。担当区域を持たず、民生委員・児童委員と連携しながら子どもや子育てに関する支援を専門に担当します。

区では、特別出張所ごとに10地区の民生委員・児童委員協議会を設け、それぞれ地区ごとに活動しています。現在、民生委員・児童委員定数は302名。うち、主任児童委員定数は22名です。



あいさつ運動の様子

民生委員・児童委員、主任児童委員は地域で以下のような役割を担っています。

生活上のさまざまな相談を受け、福祉関係機関などにつなぎます

一人暮らしの不安や介護の悩み、妊娠中や子育ての不安や悩み、不登校やいじめ、失業や経済困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じています。必要に応じて、福祉サービスなどの情報提供や行政機関など地域の福祉関係機関への橋渡しを行っています。

福祉関係機関の例

福祉事務所、保健センター、高齢者総合相談センター、子ども家庭支援センター、学校、社会福祉協議会など



民生委員・児童委員イメージキャラクター ミンジー

地域をいつも見守っています

一人暮らしの高齢者や障害者の安否確認、子育て世帯への訪問など、地域の現状を把握し、見守り活動を行っています。

子どもの健全育成や安全を守る取り組みを行っています

民生委員・児童委員と主任児童委員が連携し、子育て支援や児童虐待の防止、犯罪被害から子どもを守る活動などの取り組みを行っています。

地域福祉の推進に協力します

社会的孤立から生じる孤立死の防止や消費者被害の防止、災害に備えた日々の見守りや災害時の安否確認など、地域の関係機関と一緒に地域ぐるみで取り組みを進めています。



一人暮らし高齢者の見守り活動の様子



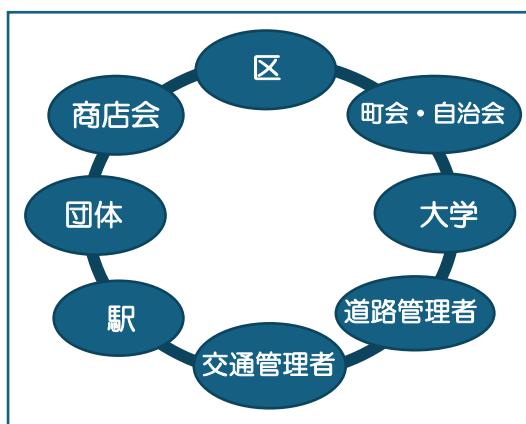
新生児訪問の様子

区では、民生委員・児童委員の資質向上のために自主的に研修等を行っている「新宿区民生委員・児童委員協議会」に助成し、民生委員・児童委員の負担軽減とともに、活動の活性化を図っています。併せて、10地区の「民生委員・児童委員協議会」が行う研修活動費等を助成し、委員相互の連携と資質の向上を図っています。

事業名：大久保通り周辺(大久保地区)のまちづくりの推進 (大久保特別出張所、文化観光課、みどり公園課、交通対策課、ごみ減量リサイクル課)

人流が活発化したことで大久保通りを訪れる人々は、以前よりも増加しています。これに伴い店舗前に滞留し買い物や飲食をする者が増え、地域住民の通行が妨げられているほか、騒音やごみのポイ捨てなどの問題が生じています。こうした課題に対して、区では、区民が暮らしやすく、かつ来街者も快適に過ごせるように、地域のみんなで創る「暮らしやすく快適に過ごせる大久保のまちづくり」を推進します。

区、町会・自治会、商店会、駅、道路管理者、交通管理者、大学等がこうした課題について検討・協議していく場として、「大久保通り周辺の混雑・環境対策等推進協議会」を令和6年に立ち上げ、官民一体となって課題解決に向けた取り組みを進めています。



協議会のイメージ



第3回協議会の様子



協議会での意見を基に作成した啓発物

新大久保ルールとは？

「暮らしやすく快適に過ごせる大久保のまち」の実現に向けて、
混雑対策及び生活環境の向上を図るための3つのきまりです。
マナーを守って、大久保のまちを楽しみましょう！

**① 店舗前での順番待ち・立ち止まりは
通行の妨げにならないようにお願いします。**

**② 飲食は店内又は西大久保公園
などでお願いします。**

**③ ごみのポイ捨て・
路上喫煙は禁止です。**

新大久保ルールの普及啓発

店舗前で立ち止まらないための呼びかけや路上飲食を減らすための飲食スペースの案内等（新大久保ルール）を記載したチラシ・ポスターを作成し、駅や店舗での掲出・配布をお願いしています。

また、新大久保ルールを記載した啓発物品を作成し、街頭で来街者に向けて配布するほか、商店街等でも配布を行うことで、周知・啓発を徹底します。



配電地上機器ラッピングによる周知

まちの環境美化対策

毎月第4木曜日（8月を除く）に大久保・百人町クリーン活動（清掃活動）を実施し、まちの環境美化に取り組んでいます。

また、歩道上に置かれた違法看板等の撤去指導を警察・東京都と合同で実施するとともに、巡回指導員によるポイ捨て禁止等の注意喚起・啓発活動も実施しています。



大久保・百人町地区クリーン活動の様子

歩道上の混雑緩和・事故防止対策

ゴールデンウィークやシルバーウィークなどの混雑期間中、歩道上の混雑緩和・事故防止のため、雑踏警備を実施し、来街者に向け、「通過する歩行者への配慮」及び「区の設置した飲食スペースの利用」を呼び掛けています。

また、一般社団法人新宿観光振興協会と連携し、SNSの活用により、大久保地区の新たな魅力を発信することで混雑緩和に繋げます。



シルバーウィークの雑踏警備の様子

西大久保公園を活用した飲食・休憩スペースの確保

路上の混雑緩和や路上飲食を減らすために、西大久保公園に飲食・休憩スペースを設置し、来街者を誘導しています。夏季期間中（6月～10月）は、暑さ対策として飲食・休憩スペースにテント・ミスト噴霧装置を設置しています。



西大久保公園のテント・ミストの様子

事業名：安全安心推進活動の強化（危機管理課）

区内には、「自分達のまちは、自分達で守る。」という強い意志を持って地域安全活動を推進する団体があります。この団体は、自主的かつ積極的に防犯パトロールや子どもの見守り活動を実施している場合に、「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」を根拠として、安全推進地域活動重点地区（以下「重点地区」という。）へ指定するよう申し出をすることができます。指定された際には、防犯気運向上のため、区から様々な支援を受けることができます。

防犯資器材の提供

活動人数に合わせた防犯パトロール用のベスト、キャップ、腕章や合図灯などの防犯資器材の提供とともに、防犯関連小冊子、犯罪抑止啓発物品の配布も行っています。

防犯活動推進連絡会、防犯リーダー実践塾の開催

年1回、重点地区に指定された町会・自治会などの団体を対象に、区民等の防犯ボランティア活動等を推進することを目的とした「防犯活動推進連絡会」を開催し、この連絡会の中で、防犯リーダー育成のため「防犯リーダー実践塾」を実施しています。本イベントでは、犯罪情勢に関することや重点地区に関する支援内容の周知の他に、警視庁本部や新宿区内警察署の警察官や防犯に関する専門家による地域の防犯活動のためになる講義を行っています。



重点地区を中心とした地域における協働事業の実施

防犯リーダー実践塾の様子

重点地区の活動強化を目的に、重点地区を中心に関接する町会・自治会などの地域団体が協働して、犯罪機会論に基づき、地域安全マップ作製事業を行っています。グループごとに危険箇所点検のため、まち歩きを行い、意見を反映しながら、地域安全マップを作製することで、地域団体の相互連携や交流を推進しています。

防犯カメラに関する補助事業

区では、重点地区に指定された団体に対して、防犯カメラの設置、維持管理に係る経費の一部を補助する事業を行っています。この事業は、自主防犯活動を実施している重点地区が、街頭防犯カメラを設置することにより、ソフト・ハードの両面から、地域の防犯力を向上させようとする活動を補助するものです。



パトロール活動の様子

事業名：みんなで進める交通安全（交通対策課）

交通事故を防止し、交通安全思想の普及徹底を図るため、各町会・自治会の参加・協力のもと交通安全運動や交通安全パレードを実施し、連携して交通安全に関する啓発活動を実施します。

交通安全運動の推進

- 春と秋の年2回実施している交通安全運動では、警察などの関係機関のほか、町会・自治会をはじめとした各団体等と連携して運動をしています。
- 町会・自治会では交通部などが組織され、交通事故防止のため活発な活動が続けられています。

実施期間

| | |
|---------------|------------------|
| 春の運動期間 | 4月6日から15日（10日間） |
| 秋の運動期間 | 9月21日から30日（10日間） |



交通安全イベントの様子

交通安全パレード

「春の交通安全運動」に先駆けて、牛込・新宿・戸塚・四谷の各警察署及び各交通安全協会と区が共同で実施しています。パレードでは、町会・自治会から多くの方が参加され、交通事故のない、安全で安心な新宿のまちに向けて、区民や新宿を訪れる多くの方に交通安全の呼びかけを行っています。



交通安全パレードの様子

交通安全協議会の開催

交通安全活動を積極的かつ効果的に推進し、交通事故のない安全で住みよい新宿区を築くため、新宿区交通安全協議会を設置しています。

交通安全協議会では、区内の警察をはじめとした関係行政機関のほか、町会や青少年育成委員会などの関係団体、さらには学校関係者などの様々な関係者が集まり、交通安全の推進に向けた協議や情報共有に取り組んでいます。



交通安全協議会総会の様子

主な議題

- ・新宿区交通安全運動について
- ・新宿区交通安全パレードについて
- ・新宿区通学路交通安全プログラムの取組について

事業名：スポーツコミュニティの推進（生涯学習スポーツ課）

「新宿区スポーツ環境整備方針」に基づき、多くの区民が参加可能なスポーツイベントを通じて、地域における仲間づくりや交流を促進し、地域コミュニティの活性化に取り組んでいます。

子ども・成人向けスポーツ体験会

子どもから高齢者まで、ライフステージ等に応じた多様なスポーツに親しめる機会を創出するため、スポーツ体験教室を年12回開催しています。オリンピアンやパラリンピアン、元日本代表選手など、各競技のトップアスリートを講師に招き、上手くなるコツを伝授しています。



バスケットボール教室



体操教室



車いすバスケットボール教室

パラスポーツ体験会、障害者向け運動教室

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」のレガシー継承と、スポーツを通じた「共生社会」の実現に向けて、パラスポーツの普及啓発や理解促進を進めています。パラスポーツ団体と連携して、ゴールボール、車いすハンドボール等のパラスポーツ体験会を年4回実施しています。

また、障害者の方を主な対象として、定期的かつ継続的に身体を動かす機会を提供するため、月1回程度、区立スポーツ施設を利用して運動教室を実施しています。



ブラインドサッカーエクスペリエンス



車いすハンドボール体験会



障害者向け運動教室(ダンス)

新宿区スポーツ推進委員の活動

スポーツ推進委員は、区民のニーズを踏まえたスポーツ振興の推進と地域コミュニティの醸成を目的に行政と地域住民のコーディネート役として、各地区においてスポーツの実技指導や区民のスポーツ活動を促進するための組織の育成などの活動を行っています。



事業名：多文化共生のまちづくりの推進（多文化共生推進課）

国籍や民族等が異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生のまち」を目指します。

「新宿区多文化共生まちづくり会議」の運営

- 町会・自治会などの地域団体や多文化共生団体、区民、学識経験者等による「新宿区多文化共生まちづくり会議」を運営し、提言を踏まえた施策の検討・実施に取り組みます。
- 「新宿区多文化共生まちづくり会議」は、区長の附属機関として設置しています。
- 任期は2年間で、委員は32名です。委員構成は、学識経験者5名、区民委員4名、多文化共生活動団体16名、地域団体7名となっています。
- 審議テーマは次のとおりです。現在は第7期（任期：令和6年10月24日から令和8年10月23日まで）を運営しています。

| 期 | 審議テーマ |
|-----|---|
| 第1期 | ・外国にルーツを持つ子どもの教育環境の向上について ・災害時における外国人支援の仕組みづくりについて |
| 第2期 | ・多文化共生実態調査の結果を受けて |
| 第3期 | ・外国人住民と日本人住民が新宿でともに暮らしていくための課題と情報提供 |
| 第4期 | ・しんじゅく多文化共生プラザの活用による多文化共生のさらなる推進について |
| 第5期 | ・日本人と外国人が共につくる地域社会のあり方 |
| 第6期 | ・地域における多文化共生意識の醸成について |
| 第7期 | ・多文化共生の推進に向けた交流について |

多文化共生連絡会の運営

- 多文化共生のために活動する人々を支援し、ネットワーク化を推進するため、「新宿区多文化共生連絡会」を運営します。
- 連絡会では、町会・自治会を含む地域団体や多文化共生に係る活動団体等による情報共有や連携促進に取り組みます。

| 回 | 主な内容(令和5年度実績) |
|-----|-----------------------------|
| 第1回 | 自己紹介、活動報告 |
| 第2回 | ミニ講演会「大規模災害における共助を目指して」 |
| 第3回 | ミニ講演会「相談事業を通して外国人の生活支援を考える」 |
| 第4回 | 活動報告、懇親会 |
| 第5回 | 多文化共生実態調査の説明 |



多文化共生連絡会の様子

国際交流事業

外国人と地域住民とが交流する事業を各種団体と連携して行います。この取組により、国際交流を促進させ、多様な文化の相互理解を深めていきます。

民族衣装の試着、バリ猫人形のペイントなどによる外国文化の体験(令和5年度実績)

地域センターのイベントに参加して実施しました。

- ・ 大久保地域「大久保 五月まつり」
- ・ 柏木地域「新宿かしわまつり」
- ・ 四谷地域「四谷ふれあいまつり」



フランスの文化交流、料理体験(令和5年度実績)

新宿区立新宿消費生活センター分館で「楽しく美味しく国際交流」を開催しました。

高田馬場にある日本語学校と、地域の町会・自治会の皆様にご参加いただき、フランスの文化を学びながら、一緒にフランスのクレープ作りを体験いただきました。



友好提携を結んでいるギリシャ・レフカダ市、ドイツ・ベルリン市ミッテ区、中国・北京市東城区との交流を行います。

| 友好都市 | 締結年月日 | 交流の内容 |
|---------------|---------------|-------------------------|
| ギリシャ・レフカダ市 | 平成元年 10月 12 日 | 児童作品交流 レフカダ市との市民交流 等 |
| ドイツ・ベルリン市ミッテ区 | 平成6年 7月 6日 | 青少年交流 等 |
| 中国・北京市東城区 | 平成7年 10月 15 日 | 児童作品交流 等 |

▼関連事業一覧

| | 事業名／所管課 | 取組内容 |
|---|---|--|
| 1 | 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業 【地域包括ケア推進課、健康新宿政策課、健康づくり課】 | 【再掲】(P34掲載) 誰も自殺に追い込まれることがないよう、地域連携強化等の取組を推進します。 (1)自殺対策を支える人材養成 区民向けにゲートキーパー養成講座の動画を配信するとともに、区職員に対してもゲートキーパー研修を実施します。 (2)普及啓発事業 相談先を掲載した冊子等を作成するとともに、庁内関係部署が主催するイベントなどで普及啓発事業を実施します。 (3)自殺対策の推進体制 学識経験者をはじめ、医療・福祉等地域関係機関、行政機関、若者支援団体等の委員で構成する「新宿区自殺総合対策会議」において、情報の共有や施策の検討を行います。 |
| 2 | 自殺総合対策 【健康新宿政策課】 | 在宅療養体制のさらなる充実や支援者のスキルアップ、在宅療養に対する理解の促進を図ります。 (1)緊急時に一時的に入院できる病床を確保するほか、医師会、歯科医師会、薬剤師会等を交えた会議を開催します。 (2)在宅療養に関わる支援者を対象としたスキルアップ研修を実施します。 (3)区民の在宅療養への理解を促進するため、地域学習会などにより普及啓発を図ります。 |
| 3 | 地域保健医療支援体制の推進 【健康新宿政策課】 | 地域を支える担い手の育成や地域で活動する団体等、多様な主体への支援を強化することで重層的な支え合いの仕組みを構築していきます。 また、区オリジナル3つの体操・トレーニング体験会や地域支え合い普及啓発イベント等を実施することにより、無関心層を含めた多様な世代に「地域支え合い活動」の普及啓発を行います。 |
| 4 | 地域で支え合うしくみづくりの推進 【地域包括ケア推進課】 | 認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症サポーターの養成及びサポーター活動の推進、「新宿オレンジプロジェクト月間」の開催等を進めます。 |
| 5 | 認知症高齢者への支援体制の充実 【高齢者支援課】 | 地域支え合いのしくみづくりを進めるため、新宿区社会福祉協議会及び地域型高齢者総合相談センターに生活支援コーディネーターをそれぞれ配置するとともに、新宿区生活支援体制整備協議会の場で、地域の社会資源の情報等を共有しながら、住民主体で取り組む生活支援の内容等の検討と、実施に向けた課題整理を行います。 |
| 6 | 多様な主体による支え合いの推進 【地域包括ケア推進課】 | 地域ケア会議をはじめ地域におけるネットワーク会議等を活用して町会・自治会などの関係機関との連携強化を図り、地域ネットワークの構築を進めます。 |
| 7 | 高齢者総合相談センターの機能の充実 【高齢者支援課】 | |

| | | |
|----|---|---|
| 8 | 地域見守り協力員 【高齢者支援課】 【主な取組】(P79) | 高齢者総合相談センターと連携し、見守りを希望する対象者の方の自宅を、「地域見守り協力員」が月2回程度訪問し、安否の確認や孤独感の解消を図ります。 |
| 9 | 一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布 【高齢者支援課】 | 高齢者総合相談センターと連携し、配布員が安否確認や見守りも兼ねて、情報紙「ぬくもりだより」を月2回訪問配布します。 |
| 10 | 地域安心カフェ 【高齢者支援課】 | 地域団体、区民等が行う「地域安心カフェ」の運営を支援することにより、高齢者及び介護者の孤立を予防します。 また、地域を支える担い手への支援の充実のために、各カフェ代表者の連絡会とボランティアフォローアップ研修を実施します。 |
| 11 | 介護支援等ボランティア・ポイント事業 【地域包括ケア推進課】 | 18歳以上の方が区内の介護保険施設等でのボランティア活動や高齢者の見守り活動等を行った際に、換金又は寄附できるポイントを付与します。 |
| 12 | 高齢者の権利擁護の普及啓発 【高齢者支援課】 | 「高齢者の権利擁護ネットワーク協議会」の開催等を通じて、町会・自治会などの関係機関とのネットワークの充実を図り、虐待防止等についての有効な手立てを検討します。 |
| 13 | 障害者自立支援ネットワーク 【障害者福祉課】 | 区内の障害者支援の関係機関・事業所等との効果的な連携を確保するため、分野別会議を開催します。また、従事者の資質向上に向けた研修会を実施するほか、専門的知識及び指導的技術が必要な場合には、医師や学識経験者などによるスーパーバイズの派遣を行います。 |
| 14 | 障害者施策推進協議会の運営 【障害者福祉課】 | 区民を含め、学識経験者、障害者団体の代表者、民生委員・児童委員などの委員で構成する協議会を開催し、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進します。 |
| 15 | 子どもから若者までの切れ目のない支援の充実 【子ども家庭課、子ども相談支援課】 | 子ども・若者に関わる既存の各種相談窓口を活用して、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行います。 また、子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目のない支援を行うために、「子ども家庭・若者サポートネットワーク」の活用を中心に、各関係機関との連携の強化を図ります。 (1)各種会議体での民生委員・児童委員との連携 代表者会議、こども家庭センター予防的支援部会及び子ども学校サポート部会において、民生委員・児童委員を含めた関係機関との情報共有を通じて連携を図ります。 (2)区民を対象とした研修会の実施 虐待防止等をテーマとした区民向けの研修会を開催します。 |
| 16 | 子ども総合センター・子ども家庭支援センターにおける子どもの育ちと子育て家庭への支援 【子ども相談支援課】 | 子ども総合センターと区内4カ所の子ども家庭支援センターにおいて、子育て家庭の多様なニーズに合った子育て支援サービスをコーディネートするとともに、子育ての悩みや不安に関する相談に応じて適切なサービスにつなげます。 また、継続相談を行っている小学校低学年を対象として、区民や民生委員の協力を得て学習支援員による学習支援を行います。 |
| 17 | 子どもショートステイ 【子ども相談支援課】 | 病気、出産、介護、冠婚葬祭、出張などで、保護者が夜間も留守になるほか、育児疲れなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や区民による協力家庭等で子どもを預かります。 |

| | | |
|----|--|--|
| 18 | 家庭・地域の教育力向上支援 【子育て支援課】 | <p>家庭と地域の教育力向上のため、地域との連携を構築します。</p> <p>(1)青少年活動推進委員の活動 自立した青少年の育成のため、地域で活躍する人材を各特別出張所長の推薦のもとで委員として委嘱し、委員主体で体験活動の充実を図ります。</p> <p>(2)新宿子育てメッセ実行委員会の活動 区内で活動する子育て支援団体等からなる実行委員会の活動を通して、団体等のネットワークづくりや交流を促進します。また、子育て支援の輪の構築・拡大を目的とした地域団体等の見本市である「新宿子育てメッセ」を開催し、区民への子育て支援情報の提供などを行います。</p> |
| 19 | 学校安全対策 【教育調整課】 【主な取組】(P52,53) | <p>【再掲】(P57掲載)</p> |
| 20 | 児童館の管理運営 【子育て支援課】 | <p>子どもたちへの健全な遊び場の提供、遊びの指導や子ども読書活動などを行うほか、乳幼児サークルや身近な子育て相談ができる乳幼児親子の居場所づくりを推進します。</p> <p>運営にあたっては、利用者及び当該地域住民、民生児童委員等地域関係者のご意見を反映するために、懇談会等を開催しています。また、地域行事に児童館職員等が参加したり、地域の方が児童館行事に参加したりしています。</p> |
| 21 | 青少年健全育成活動 【子ども家庭課】 | <p>社会を明るくする運動などを通じて、青少年の非行防止、非行に陥った者の更生・援助のための地域活動、青少年自身の社会参加の実践活動を奨励し、青少年の健全育成に努めます。</p> <p>また、子どもが身の危険に遭遇する、あるいは困りごとの緊急避難場所として通学路などにある自宅・店舗を「ピーポ 110ばんのいえ」として登録し、子どもの安全を確保することで青少年の健全育成に努めます。</p> |
| 22 | ファミリーサポート事業 【子育て支援課】 | <p>保育施設等の時間外に子どもを預かるなど、子育ての援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（提供会員）の相互援助活動をサポートします。</p> |
| 23 | 北山伏子育て支援協働事業 【子育て支援課】 | <p>北山伏児童館1階において、乳幼児と保護者が親子で気軽に立ち寄れる「ゆうゆうひろば」、子育てに関する情報提供や相談、一時預かりなどを実施します。</p> <p>運営については、地域の子育て支援家庭のニーズを反映するとともに、区民の自主性やアイデアを活かすため、地域の子育て当事者で構成する「NPO 法人ゆつたりーの」に委託して実施します。</p> |
| 24 | 落合三世代交流事業 【子育て支援課】 | <p>西落合児童館2階において、子どもを中心に幅広い年代の区民が日常的に集い、交流する場として「落合三世代交流サロン」を実施します。実施にあたっては、地域のニーズを反映するとともに、区民の創意工夫を活かすことのできる事業とするため、区民有志で構成する「落合三世代交流を育てる会」が運営します。</p> |
| 25 | 次世代育成協議会の運営 【子ども家庭課】 | <p>区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するための施策に関して協議するため、学識経験者や公募区民、地域活動団体等の委員で構成する「次世代育成協議会」を運営します。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| 26 | 子ども・子育て会議の運営 【子ども家庭課】 | 特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関し意見を聴くとともに、「子ども・子育て支援事業計画」に定める子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業者及び学識経験者等の委員で構成する「子ども・子育て会議」を運営します。 |
| 27 | 学童交通安全対策 【教育調整課】 | 児童の安全を確保するため、学校やPTA、道路管理者、警察等が連携して、交通安全と防犯の観点から、小学校の通学路及び学童クラブへ来所・帰宅する際の経路の総点検を実施します。 |
| 28 | 地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実 【教育支援課】 【主な取組】(P53,54) | 【再掲】(P57掲載) |
| 29 | 学校評価の充実 【教育指導課】 | 区立学校では、内部評価、学校関係者評価、第三者評価による学校評価を実施することで、地域協働学校の運営協議会委員を務める地域住民等が学校評価に参画し、学校と地域が一体となって教育活動の充実を図ります。 |
| 30 | PTA活動への支援 【教育支援課】 | PTAが主催する防犯パトロールや防災イベントなどで地域団体や地域住民と連携します。 また、地域協働学校運営協議会にPTA役員等が参加することで、地域団体や地域住民との交流を図ります。 |
| 31 | 民生委員・児童委員の活動等 【地域福祉課】 | 民生委員・児童委員は、社会福祉の増進のため、任期を3年として厚生労働大臣が委嘱し、地域の中で援助を必要とする方に対して、生活上の相談や助言を行います。 |
| 32 | 民生委員・児童委員協議会に対する事業助成 【地域福祉課】 【主な取組】(P80,81) | 民生委員・児童委員の資質向上のために自主的に研修等を行っている「新宿区民生委員・児童委員協議会」に助成し、民生委員・児童委員の負担軽減とともに、活動の活性化を図ります。併せて、10地区の「民生委員・児童委員協議会」が行う研修活動費等を助成し、委員相互の連携と資質の向上を図ります。 |
| 33 | ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 【男女共同参画課】 | 【再掲】(P61掲載) |
| 34 | しんじゅく女性団体会議の運営 【男女共同参画課】 | 団体相互の交流を深め、女性のエンパワーメントを図るために、区内の女性団体と女性区議会議員で構成する「しんじゅく女性団体会議」を設置・運営します。会議では女性問題解決のための学習活動等を行います。 |
| 35 | 大久保通り周辺(大久保地区)のまちづくりの推進 【大久保特別出張所、文化観光課、みどり公園課、交通対策課、ごみ減量リサイクル課】 【主な取組】(P82,83) | 大久保通りの混雑対策として「新大久保ルール」のPR強化や一般社団法人新宿観光振興協会との連携によるSNSでの情報発信、飲食・滞留スペースの利用促進に向けた取り組みを進めるほか、歩道上の混雑・事故防止のため大型連休等で雑踏警備を実施します。さらに、生活環境の向上を目的に、来街者や店舗へのマナー周知と協力要請や路上のポイ捨て防止等環境美化に向けて取り組みます。また、まちの魅力再発見に向けて、「大久保つづじ」や「鉄炮組百人隊行列」など地域の歴史的・文化的な資源を活用して、住民や来街者に地域の魅力を発信します。 |

| | | |
|----|--|---|
| 36 | 地域コミュニティ事業助成 【地域コミュニティ課】 【主な取組】(P31,32) | 【再掲】(P35掲載) |
| 37 | 福祉避難所の充実と体制強化 【地域福祉課】 | <p>逃げないですむ安全なまちづくりの実現に向けた取組の一環として、災害時の要配慮者の在宅又は避難所生活における必要な事項等を記載する、「要配慮者災害用セルフプラン」の作成を奨励し、広く普及啓発を行います。</p> <p>また、「新宿区二次避難所（福祉避難所）運営マニュアル」に基づいた二次避難所（福祉避難所）の開設・運営訓練を実施するほか、備蓄物資を計画的に更新し、災害時応急体制の強化を図ります。</p> |
| 38 | 災害時要援護者対策の推進 【危機管理課、地域福祉課】 | 【再掲】(P76掲載) |
| 39 | 災害医療体制の充実 【健康政策課】 | <p>関係機関との会議や医薬品・医療器資材の更新、訓練を実施します。</p> <p>(1)病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関を交えた災害医療運営連絡会・検討会を開催し、医療救護活動や医療救護所の仕組みについて検討します。</p> <p>(2)医療救護所・避難所・災害医療救護支援センターの医薬品・医療器資材を計画的に更新します。</p> <p>(3)発災時に医療救護所・災害医療救護支援センターを速やかに開設し運営できるよう訓練を実施します。</p> |
| 40 | 地域防災コミュニティの育成 【危機管理課】 | 【再掲】(P35掲載) |
| 41 | 災害訓練等の実施 【危機管理課】 【主な取組】(P33) | 【再掲】(P35掲載) |
| 42 | ペット防災対策事業 【衛生課】 | <p>災害時の各避難所において、被災動物の保護及び公衆衛生の観点から、被災者と動物を安全に分離して管理します。</p> <p>学校避難所の地域協議会や訓練時には、動物救護マニュアルを配布し動物救護体制の周知を図るほか、獣医師会加盟動物病院には災害時用獣医薬品を配備し、区内の学校避難所には動物救護用品と動物救護マニュアルを配備しています。</p> <p>また、外部の講師によるペット防災講座や各種イベントで、ペット防災の普及啓発を図ります。</p> |
| 43 | 安全安心推進活動の強化 【危機管理課】 【主な取組】(P84) | 「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」を根拠に防犯関連冊子、犯罪防止啓発物品の作成・配布、町会・商店街等の重点地区の防犯気運向上に向けた防犯リーダー実践塾の運営、犯罪情報の共有に向けた安全・安心情報ネットの活用等の活動を通じて、犯罪に遭わない、遭わせない環境づくりに努めます。 |
| 44 | 客引き行為防止等の防犯活動強化 【危機管理課】 | 悪質な客引き行為、孤独・孤立が原因で集まる若者や女性への犯罪被害防止、大久保公園周辺の街娼対策を地域・警察・区が一体となって取り組むとともに、繁華街を中心に活動している安全安心パトロール隊と連携しながら、来街者の安全と繁華街の秩序を維持します。 |

| | | |
|----|--|--|
| 45 | 詐欺・消費者対策 【危機管理課、消費生活就労支援課】 【主な取組】(P68,69) | 【再掲】(P77掲載) |
| 46 | 消費者活動の事業助成等 【消費生活就労支援課】 | 【再掲】(P77掲載) |
| 47 | ポイ捨て防止ときれいなまちづくり 【ごみ減量リサイクル課】 | 【再掲】(P35掲載) |
| 48 | 歌舞伎町地区のまちづくり推進 【文化観光課、交通対策課、ごみ減量リサイクル課】 | <p>「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」の下、区、町会・自治会、事業者、商店街、「一般社団法人歌舞伎町タウン・マネジメント」、関係行政機関、NPO、ボランティア等が一体となって、「地域活性化プロジェクト」と「クリーン作戦プロジェクト」をはじめ、総合的な施策を展開します。</p> <p>(1)不法看板対策について、商店街や町会・自治会等の協力を得ながら、所轄警察署とともに啓発活動及び是正指導に取り組みます。</p> <p>(2)放置自転車対策について、撤去・啓発活動に取り組みます。</p> <p>(3)環境美化対策について、各事業者、NPO等と協力・連携して清掃等を行います。</p> |
| 49 | 道路を活用したオープンカフェ 【交通対策課】 | <p>新宿モア4番街において、商店街が実施主体となりオープンカフェやイベント等を運営することで、まちの賑わい創出や歩きたくなる歩行空間を実現するとともに、違法駐車、駐輪の解消など環境浄化に取り組みます。</p> <p>また、オープンカフェ等で得られた収益については、周辺の清掃やイルミネーション実施などの地域活性化の取組に充てられています。</p> |
| 50 | バリアフリーの道づくり 【道路課】 | 高齢者や障害者、町会・自治会等の当事者参加による意見交換などを踏まえて整備内容を検討し、全ての人が安全・安心して通行できる、歩行環境を整備します。 |
| 51 | 放置自転車等の撤去及び自転車適正利用の啓発活動 【交通対策課】 | 放置自転車の解消を目指し、整理指導員による声掛けや「新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例」に基づく撤去活動を行うとともに、地域住民や町会・自治会等との協働による啓発活動を進め、自転車を放置させない環境をつくります。 |
| 52 | みんなで進める交通安全 【交通対策課】 【主な取組】(P85,86) | 交通事故を防止し、交通安全思想の普及徹底を図るため、各町会の参加・協力のもと交通安全運動や交通安全パレードを実施し、連携して交通安全に関する啓発活動を実施します。 |
| 53 | 新宿中央公園の魅力向上 【みどり公園課】 | 新宿中央公園の魅力をより高めるため、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、本公園の特色や魅力を活かした公園づくりを進めます。園内各エリアの整備にあたっては、町会・自治会や公園利用者などに情報提供等しながら取り組みます。 |
| 54 | みんなで考える身近な公園の整備 【みどり公園課】 | 地域の公園の整備にあたって、地域住民との意見交換会やアンケート調査などを実施して整備プランを作成するなど、住民参加による公園の整備を行います。さらに、地域と連携した公園管理に取り組むことで、地域との協働による公園づくりを進めます。 |

| | | |
|----|---|---|
| 55 | 次世代につなぐ桜並木 【道路課】 | 平成18年3月に策定した「新宿区街路樹管理指針」の見直しを行った上で、リーディングプロジェクトとして老木化した神田川における桜について、区民参加のもと次世代への承継に向けたアクションプランを作成し、未来に向けて桜並木が維持できるよう検討を行い、整備推進に取り組みます。 |
| 56 | みどりの推進審議会の運営 【みどり公園課】 | 「新宿区みどりの推進協議会」に「新宿区町会連合会」からの委員の推薦を受け、町会・自治会の意見を踏まえて、みどりに関する計画、保護樹木等の指定、解除等について審議します。 |
| 57 | 街路樹の維持管理 【道路課】 | 区民生活にとって身近な空間である区道において、清掃活動や植栽管理などを実施する「道のサポーター」制度を活用し、用具の貸与や花苗の配布などにより活動を支援し、区民等との協働による道づくりを促進します。 |
| 58 | 公園のサポーター制度 【みどり公園課】 | 区民生活にとって身近な空間である公園において、園地清掃や草とりなどを実施する「公園のサポーター」制度を活用し、区民等との協働による公園づくりを促進します。 |
| 59 | エコライフ推進員の活動 【環境対策課】 | 環境問題の多くが日常生活や事業活動と密接な関係にあることを認識し、環境の保全、環境への負荷の低減等に配慮した暮らしを実践するとともに、区立環境学習情報センターと連携及び協働を図り、その活動を地域に広げるため、エコライフを推進します。 |
| 60 | 資源回収の推進 【新宿清掃事務所】 【主な取組】(P71,72) | 【再掲】(P35掲載) |
| 61 | 大新宿区まつり 【文化観光課】 | 【再掲】(P46掲載) |
| 62 | 新宿未来創造財団運営助成(文化財、郷土資料調査研究) 【生涯学習スポーツ課、文化観光課】 | 「公益財団法人新宿未来創造財団」への運営助成を行い、文化財、郷土資料の調査研究等を進めます。 また、高田馬場流鏑馬の公開、伝統芸能フェスティバル、特別展・所蔵資料展等の普及啓発事業や、地域の団体等と連携した地域行事等を実施します。 |
| 63 | 新宿未来創造財団運営助成(文化活動・国際交流) 【生涯学習スポーツ課、文化観光課】 【主な取組】(P55,56) | 【再掲】(P57掲載) |
| 64 | スポーツコミュニティの推進 【生涯学習スポーツ課】 【主な取組】(P87) | 子どもから高齢者まで、ライフステージ等に応じた多様なスポーツに親しめる機会を創出するため、スポーツ体験イベントを実施します。 また、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」のレガシー継承と、スポーツを通じた「共生社会」の実現に向けて、パラスポーツの体験会、障害者向け運動教室を実施します。 |
| 65 | 新宿未来創造財団運営助成 【生涯学習スポーツ課】 | 【再掲】(P78掲載) |
| 66 | 学校施設等の活用 【生涯学習スポーツ課】 | 【再掲】(P42掲載) |

| | | |
|----|--|---|
| 67 | 運動広場の開放 【生涯学習スポーツ課】 | 【再掲】(P42掲載) |
| 68 | スポーツ推進委員の活動 【生涯学習スポーツ課】 | 区民のニーズを踏まえた地域スポーツ振興の推進役として、「スポーツ基本法」に基づく「スポーツ推進委員」を委嘱し、地域のスポーツ活動を通じて、スポーツコミュニティを醸成します。 |
| 69 | スポーツ環境会議の運営 【生涯学習スポーツ課】 | 「新宿区スポーツ環境整備方針」に基づき、区民・スポーツ団体・事業者・学識等によって構成する「スポーツ環境会議」を設置し、意見交換を行うとともに、社会的な変化に伴う区民ニーズの多様化にも対応できる体制づくりを検討します。 |
| 70 | 生涯学習館の管理運営 【生涯学習スポーツ課】 | 【再掲】(P42掲載) |
| 71 | 新宿スポーツセンターの 管理運営 【生涯学習スポーツ課】 | 【再掲】(P42掲載) |
| 72 | 新宿コズミックスポーツセ ンターの管理運営 【生涯学習スポーツ課】 | 【再掲】(P42掲載) |
| 73 | 公園内運動施設の管理運 営 【生涯学習スポーツ課】 | 【再掲】(P42掲載) |
| 74 | 大久保スポーツプラザの 管理運営 【生涯学習スポーツ課】 | 【再掲】(P42掲載) |
| 75 | 四谷スポーツスクエアの管 理運営 【生涯学習スポーツ課】 | 【再掲】(P42掲載) |
| 76 | 多文化共生のまちづくりの 推進 【多文化共生推進課】 【主な取組】(P88,89) | 国籍や民族等が異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生のまち」をめざします。 町会・自治会などの地域団体や多文化共生団体、区民、学識経験者等による「新宿区多文化共生まちづくり会議」を運営し、提言を踏まえた施策の検討・実施に取り組みます。 あわせて、関連事業である外国人への情報提供や外国人相談、日本語学習支援、しんじゅく多文化共生プラザを拠点としたネットワーク事業などに総合的に取り組みます。 |
| 77 | 多文化共生連絡会の運営 【多文化共生推進課】 | 多文化共生のために活動する人々を支援し、ネットワーク化を推進するため、「新宿区多文化共生連絡会」を運営します。 連絡会では、町会・自治会を含む地域団体や多文化共生に係る活動団体等による情報共有や連携促進に取り組みます。 |
| 78 | 国際交流事業 【多文化共生推進課】 | 外国人と地域住民とが交流する事業を各種団体と連携して行います。また、友好提携を結んでいるギリシャ・レフカダ市、ドイツ・ベルリン市ミッテ区、中国・北京市東城区との交流を行います。 |
| 79 | 学校等警備委託 【教育調整課】 | 区内で地震、水害、大規模火災等が発生したとき、または、発生が予想されるときに、学校を一次避難所として円滑に開設するため、地域の方を学校の施錠・機械警備を解除する役割を担う「学校施設管理協力員」に委嘱します。 |

コラム

様々な団体とともに新宿区を活性化するための地域活動を行っています【Criacao Shinjuku(クリアソン新宿)】

区と「新宿区サッカー協会代表チーム Criacao Shinjuku(クリアソン新宿)」(JFL 所属)は、「地域社会の発展」、「スポーツの振興」、「多文化共生の推進」等のための包括連携協定を令和2年 11 月に締結しました。

本協定での主な連携・協力事項は、「1 スポーツ振興に関すること」、「2 学校と地域との連携に関すること」、「3 多文化共生に関すること」、「4 健康寿命延伸・健康づくりに関すること」、「5 観光・産業振興や地域商店街の活性化に関すること」としています。

クリアソン新宿は、これまで区内的小学生へのサッカー指導や高等学校での出前授業、区内最大のスポーツイベントである「新宿シティハーフマラソン」へのボランティア参加等、多様な分野で連携・協力してきました。

クリアソン新宿は、新宿区において様々なイベントの企画・運営を行い、町会・自治会をはじめ、小中学校・高校、商店会、企業、スポーツ団体等と連携し、新宿区を活性化するための地域活動を行っています。



給水のお手伝い【神楽坂まつり】



キックターゲットベースの運営【大久保まつり・百人町まつり】



サッカーボウリングの運営【大久保こどもまつり】



盆踊りへの参加【東戸山夏祭り】

コラム

水害の発生に備えた訓練に地域の力を合わせて取り組んでいます

近年では、令和元年東日本台風(台風第19号)による被害が記憶に新しいところですが、大型台風や線状降水帯による大雨での水害発生リスクに備える必要性が高まっています。

こうした状況を受け、新宿区では令和4年度に戸塚特別出張所地区及び落合第一特別出張所地区の2か所をモデル地区として水害時要援護者情報伝達訓練を実施しました。

この訓練は、水害時における高齢者などの配慮が必要な方への対応について、防災区民組織(町会・自治会等)、民生委員の皆さまと区の関係職員がそれぞれの役割、行動内容を共有・理解し、災害の発生に備えるものです。

令和5年度は、モデル実施した2地区に簗崎町特別出張所地区、榎町特別出張所地区の2地区を加えるとともに、災害時の連携が必要な警察署、消防署の職員の方々にも参加していただいています。

訓練は、以下の内容で実施しました。

- 新宿区における水害発生時の対応の流れを確認
- 水害発生の具体的な状況を設定し、意見交換をしながらの図上訓練

図上訓練では、台風の接近に伴い変化していく状況の中でどのような対応を取ることができるのかといった視点で参加者同士の意見交換を行いました。

参加された方からは、普段からの交流の大切さや災害時を想定した意見交換が参考となったといった感想が寄せられました。

地域コミュニティが連携した訓練を通して、災害に強いまちづくりに今後も取り組んでいきます。



図上訓練では様々な意見が交わされました



洪水ハザードマップで危険箇所を確認しましょう

資料編

1 条例・推進プランの検討体制

(1)(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会 構成委員

| 役職 | 氏名 | 団体名等 |
|------|--------|-----------------------|
| 委員長 | 名和田 是彦 | 法政大学法学部 教授 |
| 副委員長 | 小林 隆 | 東海大学政治経済学部 教授 |
| 委 員 | 大崎 秀夫 | 新宿区町会連合会 |
| 委 員 | 大浦 正夫 | 新宿区町会連合会 |
| 委 員 | 山田 和男 | 新宿区町会連合会 |
| 委 員 | 谷口 俊顕 | 新宿区町会連合会 |
| 委 員 | 平田 雅哉 | 新宿区町会連合会 |
| 委 員 | 松川 英夫 | 新宿区町会連合会／新宿区商店会連合会 |
| 委 員 | 馬場 章夫 | 東京商工会議所新宿支部 |
| 委 員 | 本勝 公二郎 | 目白大学企画室 |
| 委 員 | 渡邊 哲意 | 宝塚大学東京メディア芸術学部 教授 |
| 委 員 | 笹本 秀行 | 区民委員 |
| 委 員 | 衡田 輝美 | 区民委員 |
| 委 員 | 山路 しおり | 区民委員 |
| 委 員 | 中村 廣子 | 榎町特別出張所地区町会連合会 |
| 委 員 | 岡戸 義光 | 上落合東部町会 |
| 委 員 | 駒井 豊 | 淀橋町会 |
| 委 員 | 大柳 雄志 | 地域振興部長 |
| 委 員 | 平井 光雄 | 総合政策部長（～令和5年12月9日） |
| 委 員 | 菊島 茂雄 | 総合政策部長（令和5年12月10日～） |
| 委 員 | 石塚 俊一 | 大久保特別出張所長（～令和6年3月31日） |
| 委 員 | 山口 潜 | 戸塚特別出張所長（令和6年4月1日～） |

※条例の制定に伴い、令和6年12月9日に名称を「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例検討委員会」に変更

※委員の任期は、令和5年10月20日から令和7年3月31日まで

(2)(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例庁内検討会議 構成委員

| 役職 | 職名 |
|------|------------|
| 委員長 | 地域振興部長 |
| 副委員長 | 総合政策部長 |
| 委員 | 総務部長 |
| 委員 | 危機管理担当部長 |
| 委員 | 文化観光産業部長 |
| 委員 | 福祉部長 |
| 委員 | 子ども家庭部長 |
| 委員 | 健康部長 |
| 委員 | みどり土木部長 |
| 委員 | 環境清掃部長 |
| 委員 | 都市計画部長 |
| 委員 | 教育委員会事務局次長 |
| 委員 | 特別出張所幹事長 |

(3)(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例庁内検討会議部会 構成委員

| 役職 | 職名 |
|------|------------|
| 部会長 | 地域コミュニティ課長 |
| 副部会長 | 企画政策課長 |
| 会員 | 総務課長 |
| 会員 | 危機管理課長 |
| 会員 | 多文化共生推進課長 |
| 会員 | 文化観光課長 |
| 会員 | 産業振興課長 |
| 会員 | 地域福祉課長 |
| 会員 | 子ども家庭課長 |
| 会員 | 健康政策課長 |
| 会員 | 土木管理課長 |
| 会員 | 環境対策課長 |
| 会員 | 都市計画課長 |
| 会員 | 住宅課長 |
| 会員 | 教育調整課長 |
| 会員 | 特別出張所幹事長 |

※条例の制定に伴い、令和6年12月9日に名称を「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例庁内検討会議」に変更

2 条例・推進プランの検討経過

・（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会 議事内容

| 回数 | 開催日 | 議題・テーマ |
|-----|------------|--|
| 第1回 | 令和5年10月31日 | <ul style="list-style-type: none"> 条例検討の背景及び（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会における検討について 庁内検討の進め方 |
| 第2回 | 令和5年12月25日 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者等ヒアリング（1回目）について 条例骨子案（たたき台）について 条例を推進するための施策について（報告） |
| 第3回 | 令和6年3月18日 | <ul style="list-style-type: none"> 町会・自治会との意見交換会の結果について 条例骨子案について （仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例中間報告会の開催について 令和6年度の検討スケジュールについて |
| 第4回 | 令和6年5月23日 | <ul style="list-style-type: none"> 区内マンション管理組合等アンケート結果分析について （仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例中間報告会結果概要について 条例たたき台について 令和6年度のスケジュールについて |
| 第5回 | 令和6年7月4日 | <ul style="list-style-type: none"> 町会・自治会との意見交換会の結果について 条例（素案）及びパブリック・コメントの実施について 推進プランの策定について |
| 第6回 | 令和6年10月24日 | <ul style="list-style-type: none"> 条例（案）及びパブリック・コメント等結果概要について 条例名称案について 推進プラン骨子案について |
| 第7回 | 令和7年1月23日 | <ul style="list-style-type: none"> 条例について 推進プラン（素案）について 条例シンポジウムについて |

・(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例府内検討会議部会 議事内容

| 名称 | 開催日 | 議題・テーマ |
|--------------------|------------|---|
| 第1回 庁内検討会議 (合同) | 令和5年10月24日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例検討の背景及び(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会における検討について ・ 庁内検討の進め方について |
| 第2回 庁内検討会議 部会 | 令和5年11月7日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内検討の進め方について ・ 各部あて調査依頼について |
| 第2回 庁内検討会議 | 令和5年12月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例を推進するための施策について ・ 条例骨子案(たたき台)について |
| 第3回 庁内検討会議 | 令和6年4月25日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例骨子案について ・ 条例を推進するための施策について |
| 第4回 庁内検討会議 | 令和6年7月5日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例(素案)及びパブリック・コメント等の実施について ・ 推進プランの策定について |
| 第3回 庁内検討会議 部会 | 令和6年7月16日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例(素案)及びパブリック・コメント等の実施について ・ 推進プランの策定について ・ 推進プランの策定に必要な施策の調査依頼について |
| 第4回 庁内検討会議 部会 | 令和6年10月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進プラン骨子案について ・ 推進プランにおける原稿作成等の依頼について |
| 第5回 庁内検討会議 | 令和6年10月18日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリック・コメント等の実施結果について ・ 推進プラン骨子案について |
| 第6回 庁内検討会議 | 令和7年1月21日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の制定について ・ 推進プラン(素案)について |

・町会・自治会との意見交換会

| 開催時期 | 会場 | 次第 |
|----------|-------------------|--|
| 令和5年8～9月 | 地域センター等 (10か所) | <ul style="list-style-type: none"> 区からの説明 「(仮称)町会・自治会活性化推進条例」の検討について 意見交換 条例や区の施策に期待すること 地域コミュニティ活性化のために、町会・自治会以外の団体（事業者、NPO、大学、マンション管理組合など）に求めたいこと 町会・自治会以外の団体と連携した活動事例の紹介 町会・自治会以外の団体と連携する場合の課題（連携できない理由も含む） |
| 令和6年1～2月 | 地域センター (10か所) | <ul style="list-style-type: none"> 区からの説明 （仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例骨子案の検討について 意見交換 |
| 令和6年5～6月 | 地域センター (10か所) | <ul style="list-style-type: none"> 区からの説明 区内マンション管理組合等アンケート結果分析について （仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例たたき台の検討について 意見交換 |

・(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例 中間報告会

| 開催日 | 会場 | 内容 |
|-----------|-----------|---|
| 令和6年3月23日 | 牛込簗原区民ホール | <ul style="list-style-type: none"> 事例報告 地域における連携の事例報告 条例骨子案の説明 パネルディスカッション 「新宿の地域コミュニティのミライ」 |

・ 区長と話そう～しんじゅくトーク

| 日程 | 会場 | テーマ |
|-------|------------|---|
| 7月18日 | 大久保地域センター | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティの活性化に向けて ～（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例（素案）～ |
| 7月18日 | 牛込簗箭地域センター | |
| 7月22日 | 四谷地域センター | |
| 7月23日 | 角筈地域センター | |
| 7月23日 | 落合第二地域センター | |
| 7月24日 | 柏木地域センター | |
| 7月24日 | 落合第一地域センター | |
| 7月25日 | 榎町地域センター | |
| 7月25日 | 戸塚地域センター | |
| 7月26日 | 若松地域センター | |

・ パブリック・コメント

期 間：令和6年7月15日～8月14日

意見数：130件

| 意見項目の内訳 | 件数 |
|---------|-----|
| 1 前文 | 15件 |
| 2 総則 | 21件 |
| 3 役割 | 33件 |
| 4 区の責務 | 6件 |
| 5 施策の推進 | 26件 |
| 6 その他 | 29件 |

・ 地域説明会

| 開催日 | 会場 | 次第 |
|----------|--------|---|
| 令和6年8月3日 | 教育センター | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区からの説明 （仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例（素案）について |
| 令和6年8月6日 | | |

・ 新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例 シンポジウム

| 開催日 | 会場 | 内容 |
|-----------|-----------|--|
| 令和7年3月22日 | 牛込簗箭区民ホール | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例及び推進プランの説明 ・ 地域連携についての講演①地域連携の重要性 ②地域での連携事例③地域防災の取組 ・ パネルディスカッション 「暮らしやすいまちを未来につなぐために」 |

3 「町会・自治会の活動に関するアンケート」調査概要

| | |
|-----------------|---|
| 調査目的 | 町会・自治会の活性化に向けた取り組みをより一層充実していくための基礎資料とするため |
| 調査期間 | 令和4年10月27日～11月15日 |
| 調査方法 | 郵送調査 |
| 調査対象 | 新宿区内の町会・自治会 |
| 配布数 | 200 町会・自治会 |
| 回収数(回収率) | 170 町会・自治会 (回収率 85.0%) |

※以下、本アンケート調査結果の一部を抜粋する。

全ての回答結果は新宿区のホームページで公開している。

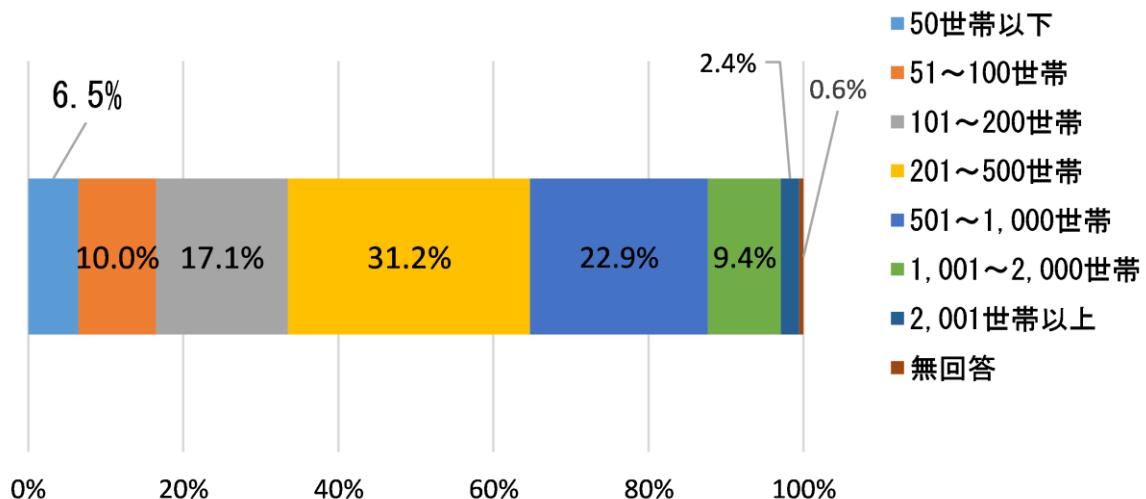
(令和7年4月時点)

https://www.city.shinjuku.lg.jp/chiiki/chiiki01_000001_00032.html

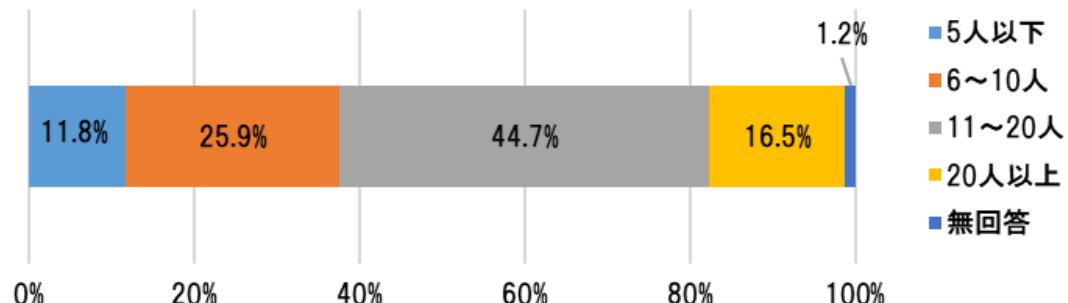


【主な設問と回答結果】

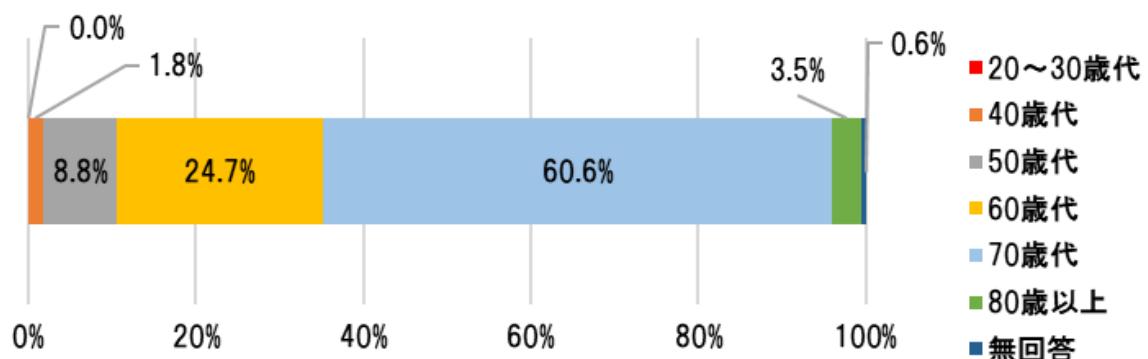
問1 あなたの町会・自治会の会員世帯数はどれくらいですか



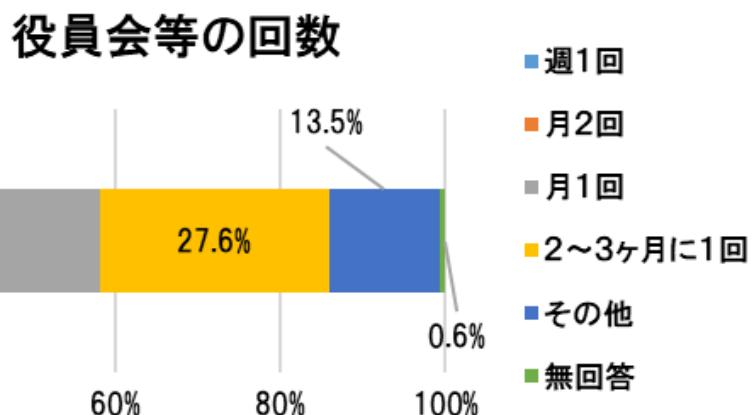
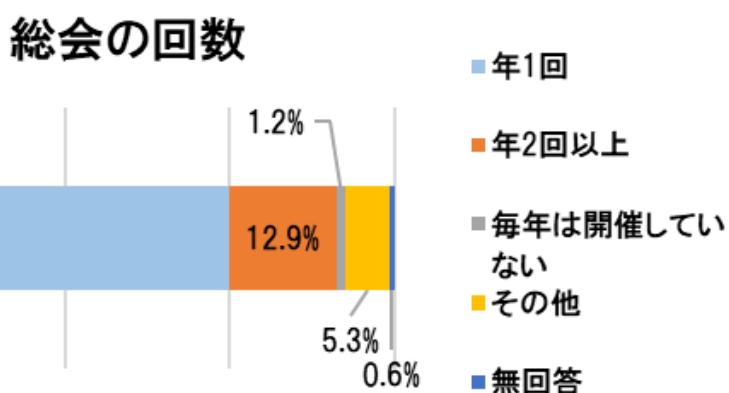
問2 あなたの町会・自治会の役員は何人ですか



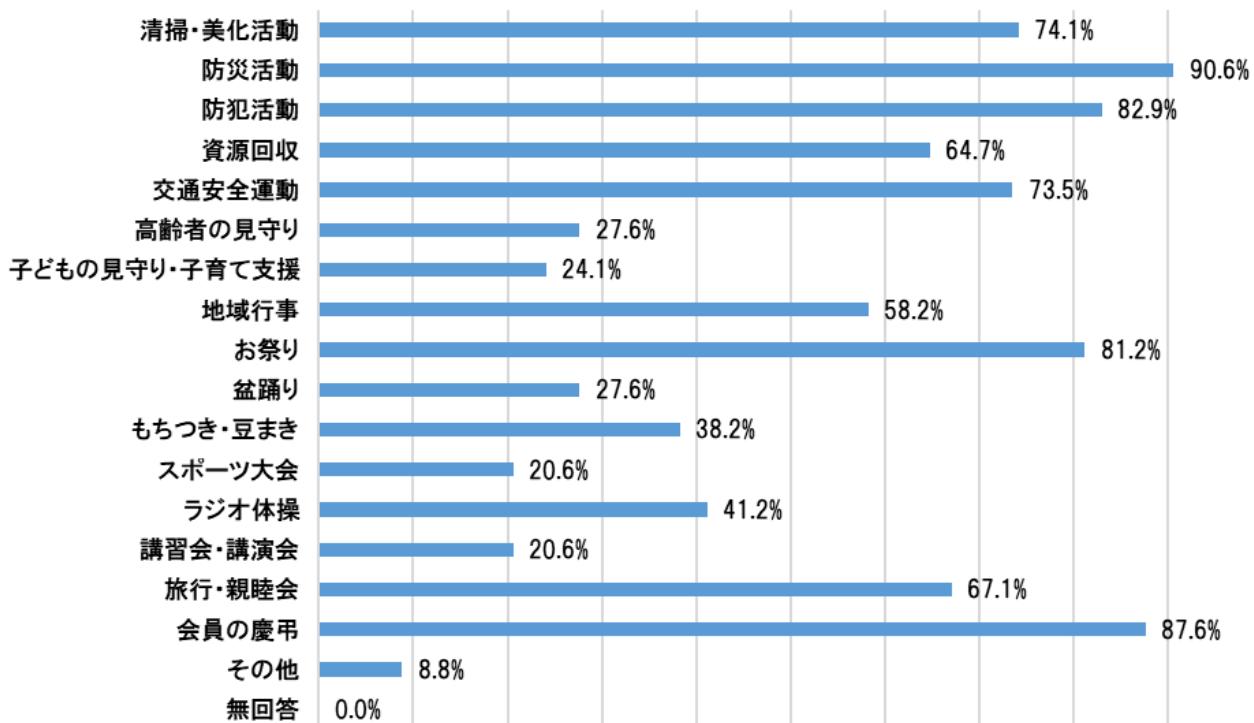
問3 現在の役員の中で、一番多い世代はどの年代ですか



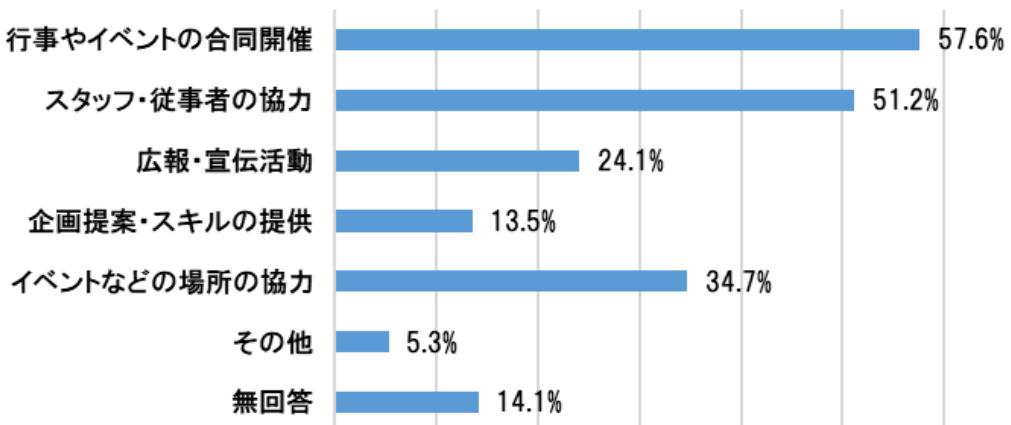
問7 あなたの町会・自治会の総会・役員会はどのくらいの頻度で開かれていますか



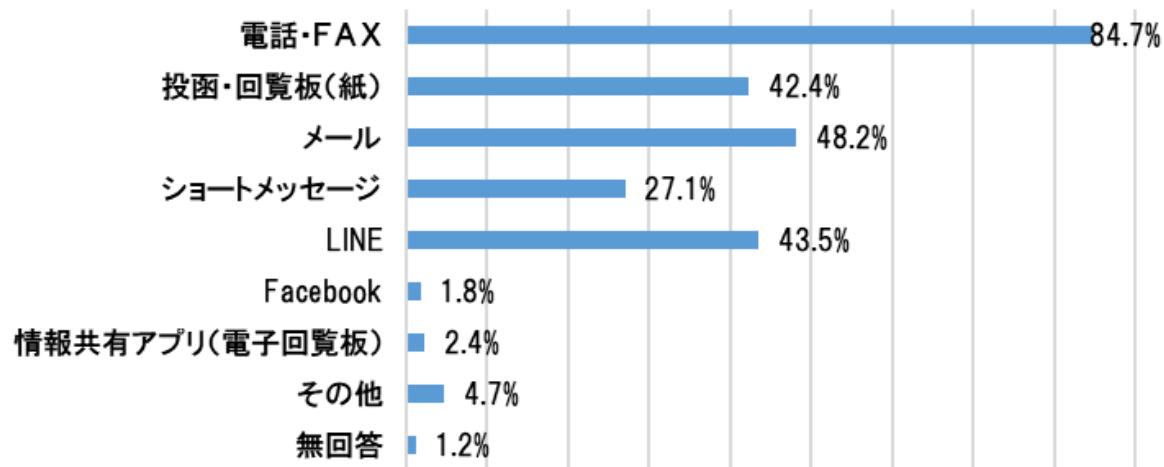
問8 あなたの町会・自治会で行っている活動を教えてください(複数回答)



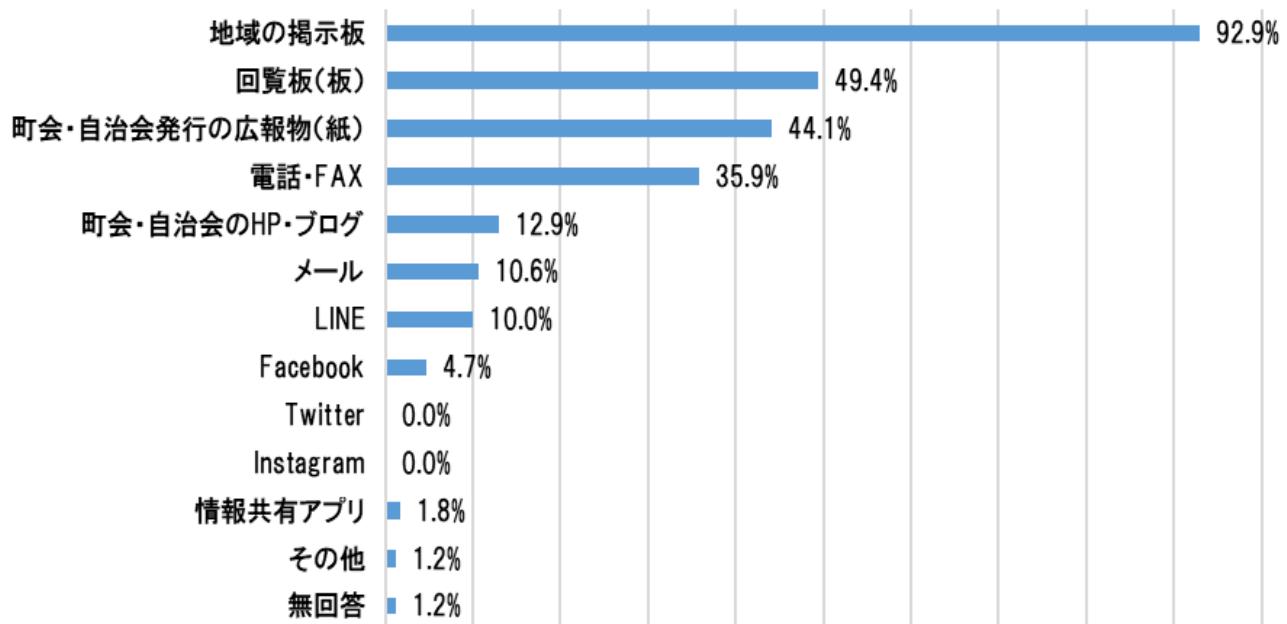
問10 近隣の町会・自治会と連携・協力したい内容はどのようなことですか(複数回答)



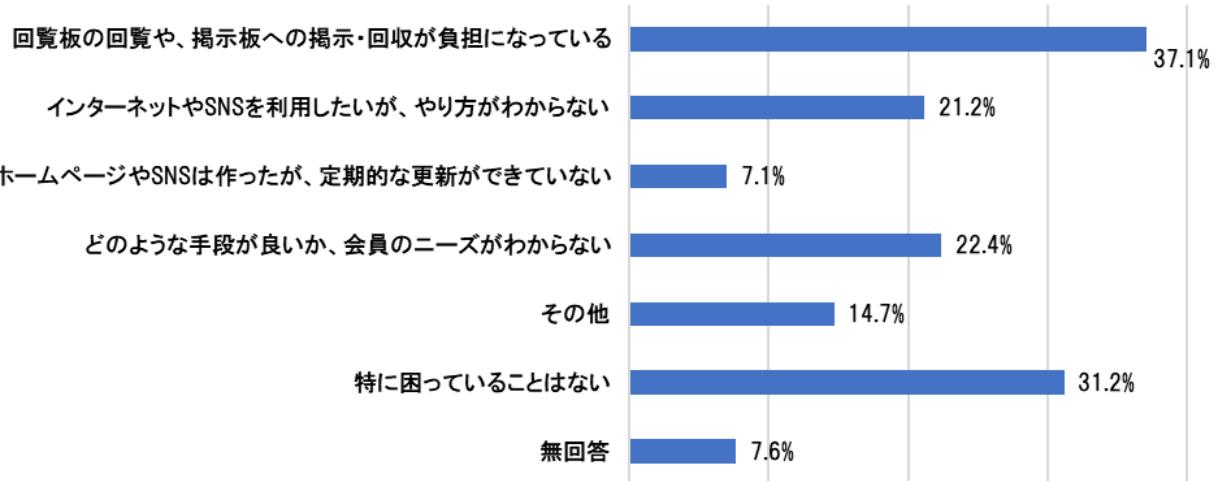
問12 役員同士の連絡手段として、活用しているものは何ですか(複数回答)



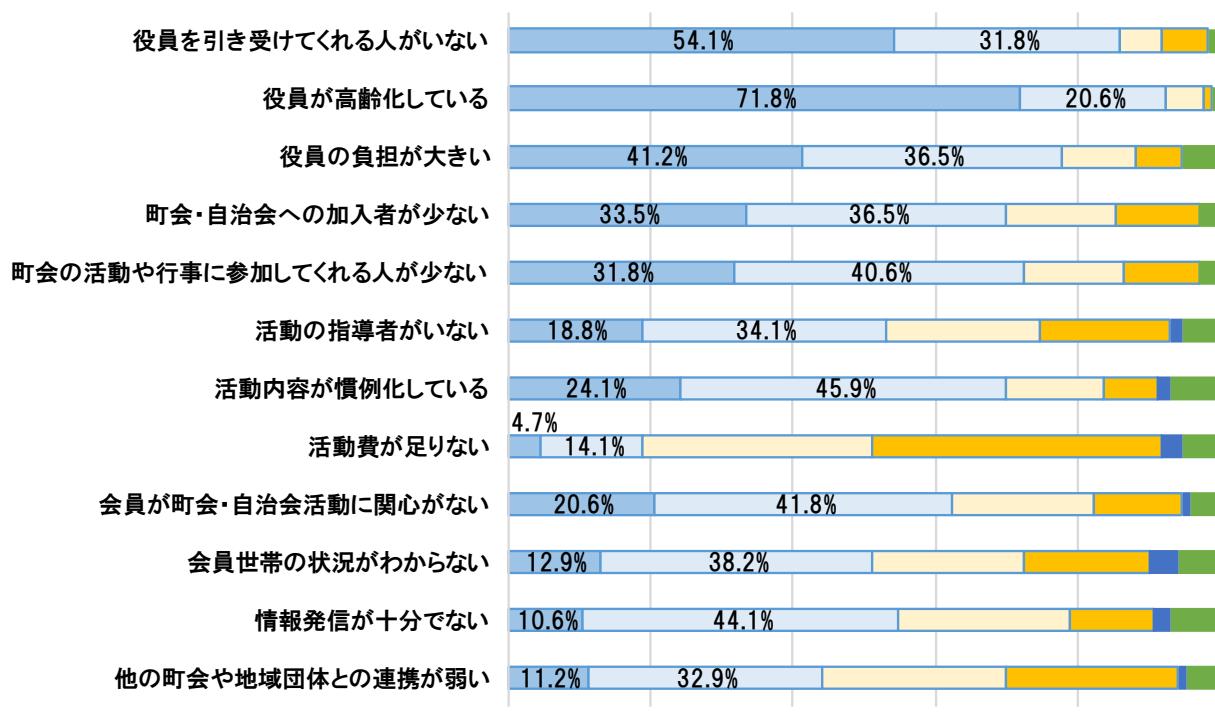
問13 一般の会員や、地域へのお知らせ・情報発信で、活用しているものは何ですか(複数回答)



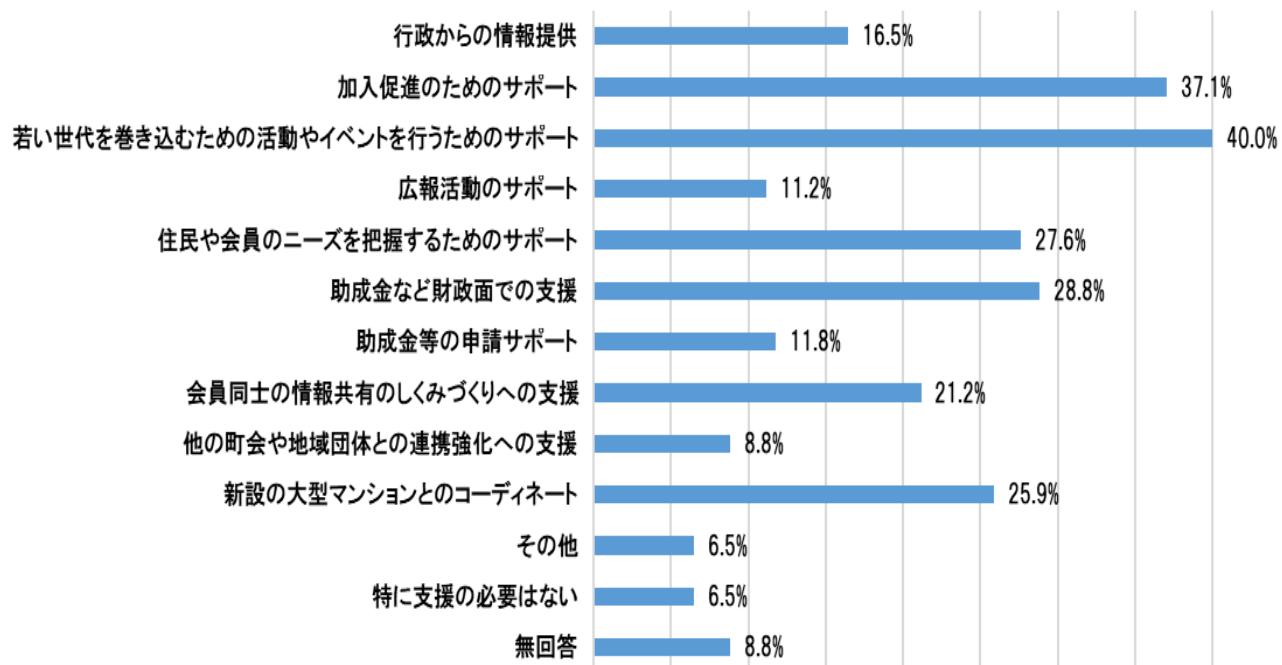
**問14 会員等への連絡や活動情報を発信する上で、困っていることはどのようなことですか
(複数回答)**



問15 町会・自治会活動を行う上で、課題に感じていること・困っていることを教えてください



■そう思う □どちらかといえば思う □どちらかといえば思わない □そう思わない ■わからない ■無回答

問17 町会・自治会活性化のために、充実してほしい支援策を3つまで選んでください

4 「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例に関するアンケート」 (東京商工会議所新宿支部) 調査概要

| | |
|----------|----------------------|
| 調査目的 | 条例及び施策の検討の基礎資料とするため |
| 調査期間 | 令和6年2月16日～2月22日 |
| 調査方法 | 対面調査 |
| 調査対象 | 東京商工会議所新宿支部 役員会・評議員会 |
| 配布数 | 60件 |
| 回収数(回収率) | 34件 (56.6%) |

【設問と回答結果】

問1 貴社は近隣の町会・自治会と関りがありますか

| | |
|-----|-----|
| ある | 22件 |
| ない | 11件 |
| 無回答 | 1件 |

問2 貴社と近隣の町会・自治会との関わりについて、あてはまるもの全てに○をつけてください
(複数回答可)

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 法人として町会に加入している | 21件 |
| 法人として町会の活動に協力、連携している | 10件 |
| 町会と情報のやり取りを定期的に行っている | 7件 |
| 町会の窓口担当を設けている | 3件 |
| 法人として加入していないが 従業員個々人で町会に加入している | 0件 |
| 特に何の関わりも持っていない | 0件 |
| 無回答 | 0件 |

問3 近隣の町会・自治会と関わりがない理由は何ですか(複数回答可)

| | |
|-------------------|----|
| 町会との接点がないため | 9件 |
| 必要性を感じられないため | 1件 |
| 従業員の理解・協力が得られないため | 1件 |
| 町会との関わり方が分からぬいため | 1件 |
| 町会の活動内容が分からぬいため | 0件 |
| その他 | 1件 |
| 無回答 | 0件 |

問4 貴社が近隣の町会・自治会と一緒に取組む必要があると思う活動は何ですか(複数回答可)

| | |
|----------------|-----|
| 防災活動（避難所訓練など） | 24件 |
| 地域行事（お祭りやイベント） | 23件 |
| 清掃・美化活動 | 23件 |
| 防犯活動（夜警など） | 15件 |
| 子どもの見守り・子育て支援 | 7件 |
| 高齢者の見守り | 3件 |
| 一緒に活動したくない | 0件 |
| 一緒に活動できない | 0件 |
| その他 | 0件 |
| 無回答 | 2件 |

問5 区は条例を制定し、町会・自治会への理解・関心、活動への参加・協力・連携を推進し、地域コミュニティの活性化を図り、暮らしやすいまちの実現を目指しています

企業や事業者と町会・自治会との参加・協力・連携を進めるのに必要なことは何だと思いますか(複数回答可)

| | |
|-------------------------|-----|
| 従業員の町会への理解 | 18件 |
| 町会との定期的な情報共有 | 17件 |
| 町会の活動が分かる情報 | 16件 |
| 魅力的なイベントがあること | 13件 |
| 企業や事業者にメリットがあること | 6件 |
| 町会への加入を前提にせず、参加、協力できること | 5件 |
| その他 | 0件 |
| 無回答 | 3件 |

問6 貴社は町会・自治会の活動にどのようにで参加・協力・連携できると思いますか(複数回答可)

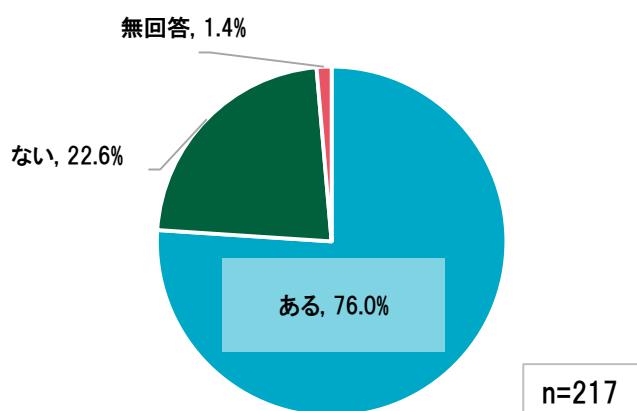
| | |
|---------------------|-----|
| 従業員のイベントへの従事 | 21件 |
| イベント・活動への協賛金・寄付金の提供 | 18件 |
| イベントでの記念品等の物品の提供 | 7件 |
| イベント・活動場所の貸出 | 5件 |
| その他 | 0件 |
| 特にない | 3件 |
| 無回答 | 2件 |

5 「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例に関するアンケート」 (マンション管理組合) 調査概要

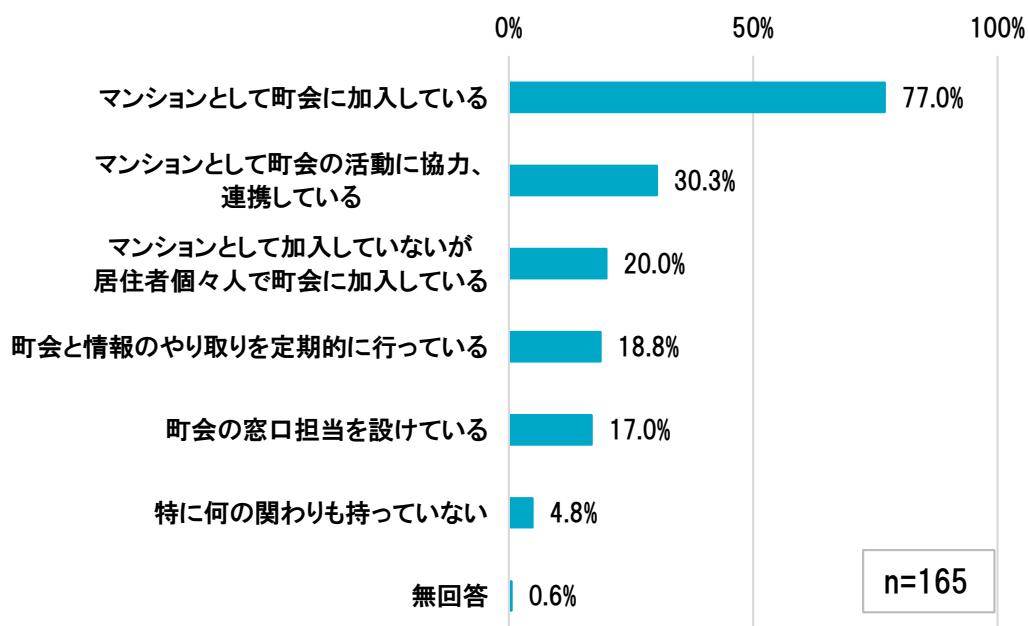
| | |
|----------|--|
| 調査目的 | 条例及び施策の検討の基礎資料とするため |
| 調査期間 | 令和6年2月2日～3月1日 |
| 調査方法 | 郵送調査 |
| 調査対象 | 新宿区内の分譲マンションの管理組合（新宿区が把握する区内の分譲マンションの管理組合） |
| 配布数 | 1,426件 |
| 回収数(回収率) | 217件 (15.2%) |

【設問と回答結果】

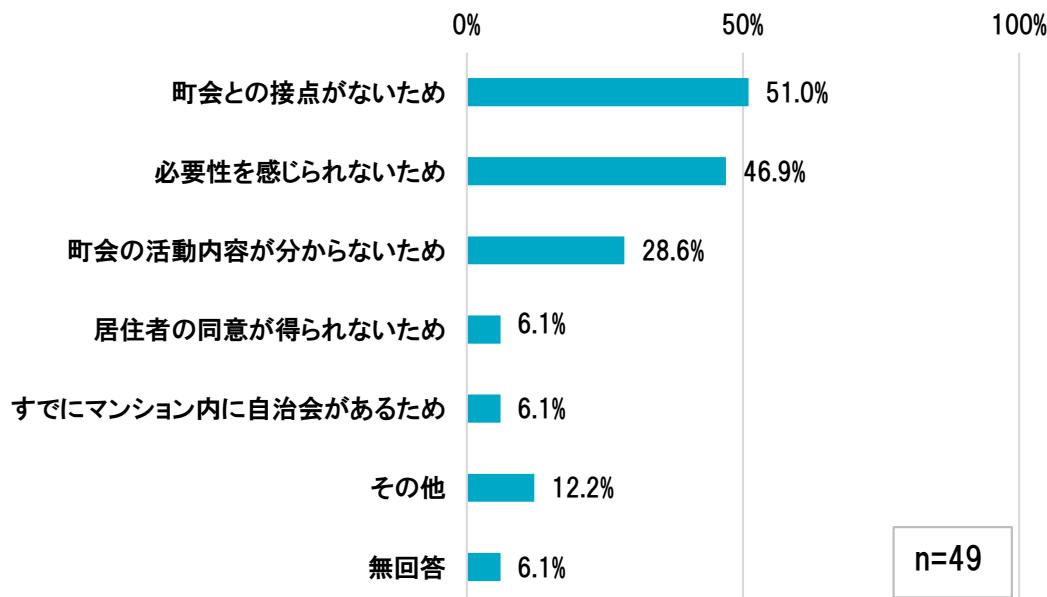
問1 貴マンションは近隣の町会・自治会と関りがありますか



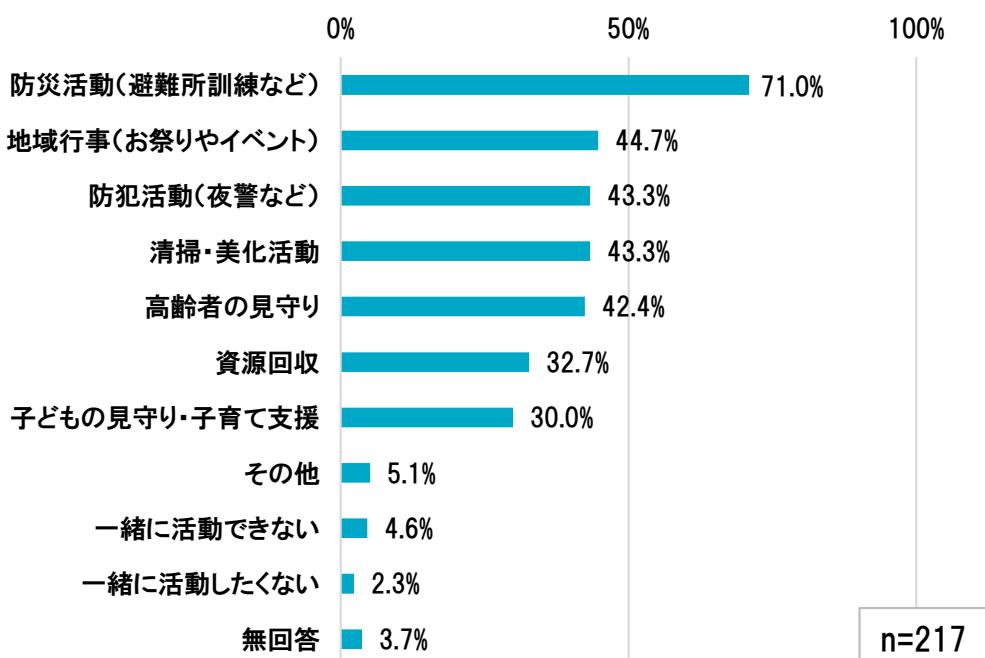
問2 貴マンションと近隣の町会・自治会との関わりについて、あてはまるもの全てに○をつけてください
(複数回答可)



問3 近隣の町会・自治会と関りがない理由は何ですか(複数回答可)

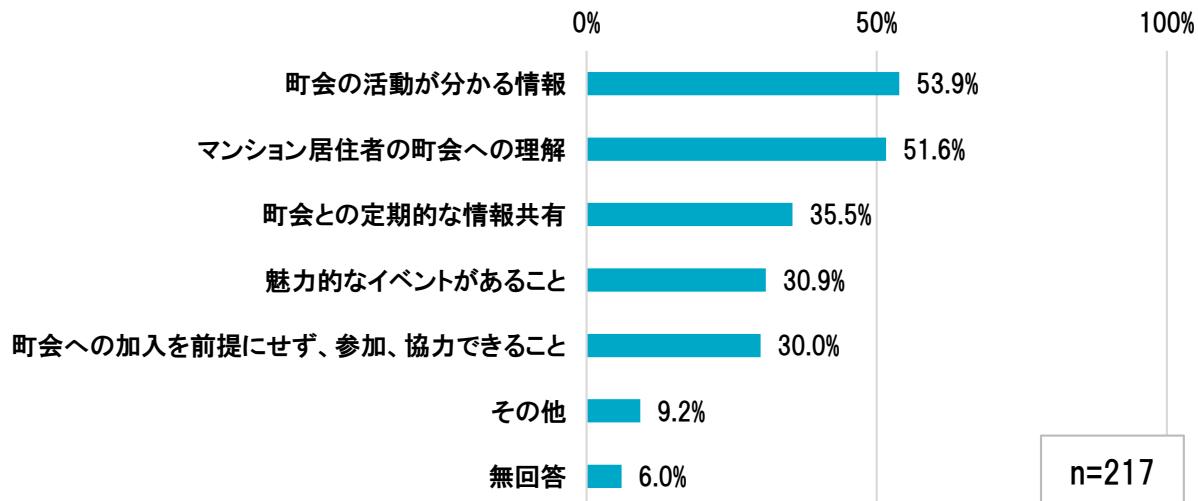


問4 貴マンションが近隣の町会・自治会と一緒に取組む必要があると思う活動は何ですか
(複数回答可)



問5 区は条例を制定し、町会・自治会への理解・関心、活動への参加・協力・連携を推進し、地域コミュニティの活性化を図り、暮らしやすいまちの実現を目指しています

マンションと町会・自治会との参加・協力・連携を進めるのに必要なことは何だと思いますか
(複数回答可)



6 新宿区未来につなぐ町会・自治会さえあい条例

令和6年12月9日新宿区条例第44号

私たちのまち新宿区では、それぞれの地域で暮らし、働き、活動する人々が交流し、絆をつくり、その地域の歴史や文化を大切にしながら、豊かな地域コミュニティを形成してきました。

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等の様々な活動を行い、地域コミュニティの発展に寄与してきました。町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在です。

しかし、生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会への加入率の低下やその活動の担い手の不足が深刻化しており、暮らしやすいまちづくりに影響を及ぼすおそれがあります。町会・自治会の活性化を図り、新宿区の豊かな地域コミュニティを支える町会・自治会の取組を、次世代に伝えていくことが大切です。

新宿区は、昼間人口の過半数が在勤者・在学者であり、外国人の割合も高く、様々な方が活動する多様性のある自治体です。区民や、地域で活動する様々な主体が、新宿区をわがまちと捉え、相互理解と思いやりの気持ちを持って、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、連携することが、町会・自治会の持続的な発展につながります。

私たちは、永く、地域の課題に対して皆で考え、行動し、解決していくことで、ここに住み続けて良かった、ここで働き、活動して良かったと思える地域コミュニティを地域全体でつくっていく必要があります。

町会・自治会の活性化を図ることにより、将来にわたり地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現する決意を込め、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、町会・自治会の活性化の推進に係る基本理念を定め、町会・自治会、区民、事業者、マンション等建築主等、マンション等管理者等、小中学校・高校、大学・専修学校等その他地域活動団体の役割及び新宿区（以下「区」という。）の責務を明らかにするとともに、区、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体が連携し、町会・自治会の活性化のために必要な施策（以下「活性化施策」という。）に取り組むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって暮らしやすいまちの実現を目指すこととする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会・自治会 区の区域内（以下「区内」という。）の一定の地域に居住する者並びに事業者及び商店会その他の団体により形成された暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう。
- (2) 区民 区内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。
- (3) 事業者 区内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (4) マンション等 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅をいう。
- (5) マンション等建築主等 区内のマンション等の新築に係る請負契約の発注者又は受注者及び請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- (6) マンション等管理者等 次に掲げるものをいう。

- ア 区内の管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）（当該マンション等の管理を委託している場合を除く。）
- イ 区内のマンション等（管理組合がないものに限る。）の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）を代表する者（当該マンション等の管理を委託している場合を除く。）
- ウ 区内の管理組合又は区内的マンション等の区分所有者を代表する者から委託を受けてマンション等の管理を行うもの
- (7) 地域活動団体 防災・防犯、環境美化、高齢者、子ども、スポーツその他の分野において、暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう。
- (8) 地域コミュニティ 区内の一定の地域における区民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。
- （基本理念）

第3条 町会・自治会の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 町会・自治会の自主性及び主体性に基づき推進すること。
- (2) 区民及び地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、又は連携することにより推進すること。

（町会・自治会の役割）

第4条 町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織としてその発展に寄与してきたことを踏まえ、これまでの取組を永く次世代に伝えていくよう努めるものとする。

2 町会・自治会は、区民及び地域で活動する様々な主体が町会・自治会への理解と関心を深め、その活動に参加し、協力し、又は連携することができるよう、その活動への理解の促進並びに区民相互の交流及び協働に努めるものとする。

（区民の役割）

第5条 区民は、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 区民は、町会・自治会の活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

（マンション等建築主等の役割）

第7条 マンション等建築主等は、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 マンション等建築主等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

3 マンション等建築主等は、マンション等を新築するときは、新宿区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、町会・自治会との連絡先を区へ報告しなければならない。

(マンション等管理者等の役割)

- 第8条 マンション等管理者等は、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。
- 2 マンション等管理者等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。
- 3 マンション等管理者等（次項に規定するマンション等管理者等を除く。）は、規則で定めるところにより、町会・自治会との連絡先を区へ報告しなければならない。
- 4 この条例の施行前に管理を開始したマンション等のマンション等管理者等は、町会・自治会の要請に基づく区の求めに応じ、規則で定めるところにより、町会・自治会との連絡先を区へ報告するよう努めるものとする。

(小中学校・高校の役割)

- 第9条 小中学校・高校は、児童・生徒及び保護者が町会・自治会への理解と関心を深める機会を設けるよう努めるものとする。
- 2 小中学校・高校は、児童・生徒及び保護者が町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するための機会を設けるよう努めるものとする。

(大学・専修学校等の役割)

- 第10条 大学・専修学校等は、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。
- 2 大学・専修学校等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

(地域活動団体の役割)

- 第11条 地域活動団体は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

(区の責務)

- 第12条 区は、この条例の目的及び基本理念が町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体に認識されるよう周知し、その理解の促進を図るものとする。
- 2 区は、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体と連携して活性化施策に取り組むものとし、その実施に当たっては、町会・自治会の負担にならないよう配慮するものとする。
- 3 区は、第7条第3項並びに第8条第3項及び第4項の規定による報告を受けた連絡先を、当該報告に係るマンション等の地域の町会・自治会へ提供するものとする。

(施策の推進)

- 第13条 区長は、活性化施策を総合的に推進するための計画を定めるものとする。
- 2 区、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体は、前項の計画に基づき、活性化施策に取り組むものとする。

(規則への委任)

- 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

刊行物作成番号

2025-4-2601

新宿区町会・自治会活性化推進プラン

【発行年月】 令和7(2025)年4月

【発行】 新宿区地域振興部地域コミュニティ課
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

【電話】 03-5273-4127

【FAX】 03-3209-7455

